東洋美術大観 一

Toyo Bijutsu Taikan — Vol 1 Oriental Paintings

東洋美術大觀 一

Blank Page Digitally Inserted

本書の標紙は正倉院御物繪筥の古書を應用したるもの、又題簽「東洋美術大觀」の文字は神護寺所藏の冥報記より集字したるもの、冥報記の筆者は詳かならざれども、唐朝の能手の筆に係れる寶蹟なり

東洋美術大観

序

人文の精華之を美術といふ依りて以て國民の開明をトすへく又以て人類の理想を高むへし故に世界各國皆名品を列ねて收藏の富に誇り複製を輯めて印行の美を競へり是を以てその美術館を訪へは一國の寶蹟悉く雙眸に入りその美術書を繙けは古今の名家忽ち座右の友たり然るに之を我か國に顧るに連綿たる　皇統の餘威に頼り　推古天皇朝以来の舊物依然として今に傳はり唐宋の古畫も獨り東瀛に存して美術國の名實宇に轟けるに拘らす千古の遺品尚名山に祕せられて衆眼に觸れさるもの多く複製の圖書未た完璧を成して棗梓に上れるものあらす是實に文運の盛代に於ける金甌の一缺點なり

審美書院主幹田島志一氏深く之を遺憾とし多年力を寶蹟の捜査と影寫とに致し以て始めてこの東洋美術の一大寶典を出せり今之を見るに古名品の博輯該羅殆と遺寶なく精鑒嚴撰復た補削すへきものあらん加ふるに印刷の精勵宜しきを得てその技術の巧妙無比なるを以てせり完美更に備の責むへきなしと謂ふへしその收載品の説明を兼ねたる美術史は東京美術學校教授大村西崖氏か潜心研究の結果に成り典據明確叙述精密我か國この種の述作中真に白眉と稱するに堪へたりその事業その編著蓋し容易の業に非ず世界の學藝を裨益すること知るへきなり若夫天下の寶物を集めて美術館の設備を全くせむは固より

新人の企及すへき所に非さる美術書の刊行は今や審美書院に依りて殆と國家的事業の遂けらるゝを見る豈藝苑の慶事ならすや予亦古美術品を好みて老来の閑娯となすの玩賞に寄れ今この書の出つるを嘉し為に一言を贈りて序に代へしむと云爾

明治四十一年八月

伯爵田中光顕

（印）

緒言

我國の美術は其初め支那三韓の影響を受けて發達し、推古朝の古雅より、天平の豐滿となり、藤原の優美となり、足利の瀟洒となり、桃山の瑰麗となり、徳川の纖穠となり、上下凡一千餘年の間幾多の變遷を經、各種の流派勃興したるを以て、今日に遺れる傑作また尠からず、就中一流一派の特色を發揮したる大家の名蹟に至りては、優に世界美術の第一班に列すべきもの多し、我國は斯の如き千餘年の美術歴史を有し、斯の如き豐富なる名品を有するに拘らず、未だ曾て遺憾なく之を海內に博搜旁羅し、以て完全なる美術書を編成して世に出だしたる者なし、吾人深く之を遺憾とし、且つ完全なる美術書を世に出すは世界に對する吾人の義務なりと信じ、其前提として先づ眞美大觀の發刊を企てしは今より殆んど十年前に係り、爾來苦辛經營、加ふるに世の有力者の尠からざる贊助を得て、遂に能く厖然たる二十帙の大部册を完成し、吾人の東洋美術に對する研究は、爲めに頗る步を進むることを得たり、然れども眞美大觀は材料を得るに隨つて之を複製したるものにして、其編纂甚だ體を成さず、且つ全然削除すべきものあり、又新たに補加すべき材料尙尠からずして、固より完璧と云ふ能はず、是を以て吾人は全國の古社寺の國寶に就ても、はた個人の珍藏に於ても、更に幾多の精探を重ねて殆んど洩す所なく、而して削るべきは之を削り、補ふべきは之を補ひ、以て優秀卓拔なる傑作を網羅して遺憾なきに近きを得たるにより、之を年代順と流派別とによりて排列し、極めて明確なる美術沿革史を附して、之を東洋美術大觀と題し、世に公にするに至れり、但し本書は東洋古代美術に關する百代の寶典たらしめんことを期するが故に、材料の撰擇は單に吾人一二の私見を以てせず、極めて公正嚴格を旨とし、左の諸家に請ふて之を鑑撰せり

樞密顧問官子爵　福岡孝弟君　　內務省古社寺保存會長男爵　九鬼隆一君

帝室博物館總長　股野琢君　　東京高等女子師範學校長　高嶺秀夫君

東京美術學校長　正木直彦君　　東京美術學校教授 內務省古社寺保存會委員　高村光雲君

帝室博物館美術部長　今泉雄作君　　東京帝國大學教授工學博士　關野貞君

東京美術學校教授　大村西崖君
內務省古社寺保存會委員　片野四郎君
內務省古社寺保存計畫調査囑托　平子　尙君
內務省古社寺保存會委員　中川忠順君
帝室博物館美術部次長　溝口禎次郎君

而して本書は登載すべき材料の數を豫め制限せず、苟も時代を代表するに足るものは悉く之を採收し、又大家の作品にして能く其一代を表明するものは一家數葉の多きを厭はずして之を登載し、以て其面目を發揮するに務め、且つ畫圖の全體を紹介するの外復た往々其一部分を大寫して筆致彩調の妙趣を看取するに便ならしめたるが如きは、聊か吾人の用意の存する所なり、但し狩野元信、光琳派、圓山派及び浮世繪派の如き、遺蹟頗る多くして到底本書に滿載する能はざるものに至りては、唯だ代表的傑作二三を出すに止め、而して別に元信畫集、光琳派畫集、圓山派畫集及び浮世繪派畫集を發行して之を補へり、又繪卷物の如き全長各數十尺に亘るものは、本書僅に其一部分を收むるに過ぎざること寔に止むを得ざる所なるを以て、亦別に繪卷物集の題下に於て古名卷を原本大に複製して網羅せんと欲す、本書と共に是等の諸集を併せ覽ば、日本美術の大體を研究し玩賞するに於て遺憾なきに庶幾からんか、又本書に載する美術沿革史及び古美術品の解說は大村西崖君の著述せらるゝ所にして、更に他の諸家に請ひて校閱又は合議を經たるものなり、而して收載品の蒐集、編纂及び印行に關する全般の事業は予自ら熱誠之に從ひ、以て缺點なきに近きを期したり

本書の發行に際し、宮內大臣田中伯爵は特に序文を贈りて本書に光彩を添へられ、又　帝室御寶物の登載を許されたるは予の一大光榮とする所なり、其他全國の古社寺、搢紳、名族の諸君が材料蒐集上多大の便宜を與へられ、前記の諸家が種々の助力を與へられたるは、予の感謝に堪へざる所なり

明治四十一年八月

審美書院主幹　田島志一識

東洋美術大觀第一册

目次

頁數

第一編　飛鳥時代

原始の藝術—大陸技術の流傳—因斯羅我—龍—佛教の渡來—白加—推古朝—世業の畵師—曇徵—止利—秦川勝—聖德太子—繡像—天壽國曼荼羅—曼荼羅の畵者……一—二

遺品……二—三

第一　玉蟲厨子繪

其一　扉繪菩薩像

其二　臺座正面舍利供養圖

其三　同右側面施身聞偈圖

其四　厨子全體

小圖第一　法隆寺金堂天蓋畵……三

小圖第二　御物法隆寺銅灌頂幡彫文……三

法隆寺金堂天蓋畵—灌頂幡彫文……四

孝德、天智朝以後—唐風文物の輸入—繡像—堅部子麿—鯽魚戸直—智光曼荼羅—惠脅—織成像—施基皇子—香橋—顏料の輸入—彌勒淨土障子—顏料の產出—藥師淨土曼荼羅—塑像—壁畵—唐風の流行—畵工司—黃文本實……四—五

遺品……五—八

第二　橘夫人厨子繪

其一　扉繪菩薩像

其二　臺座後面人物圖

小圖第三　アジャンタア第二號精舍壁畵……五

第三　聖德太子御影

第四　法隆寺金堂壁畵

其一　北壁東脇藥師刹土圖
其二　東南隅壁菩薩像
小圖第四　アジャンタァ第九號制底壁畫……八
本時代畫風の特徴……八

第二編　奈良時代

時代の區畫、世運―畫人の賜姓、補任……九
畫工歷名……九―十二
畫工司の盛况―畫師の把笏―建築、器財の彩飾―厨子畫所―繪花盤所―分業―司吏―繪畫の製作―厨子繪―羅漢像―畫屛風―障子畫―雜圖繪―國分釋迦像―國分淨土畫―畫題―非專門の能畫者―顏料の種類―製作の材料……十二―十四
遺品……十四―十七

第五　過去現在因果經繪
第六　鳥毛立女屛風繪
第七　菩薩像
第八、金銀泥山水
第九　吉祥天像
小圖第五　東大寺大佛華趺刻畫……十七
大佛華趺刻畫―佛足跡刻畫―戒壇院扉畫―正倉院寳器裝飾畫―本時代の畫風……十七―十八

第三編　平安時代

第一章　王朝紀

時代、紀の區畫、世運、変通―宗敎の影響―密敎の渡來―文學の趨勢―書道の勃興―風俗―畫工司の廢止―畫所―簀秦笠麿―良枝朝生―光恕―百濟常良……十九―二十
非專門の能畫者……二十―二十一
玩賞繪畫―山水―屛風畫―和風流行の萠芽―賀宴の屛風―畫題―人物―肖像―畫賛―扇畫……二十二
宗敎畫家……二十二―二十六

製作—毗盧舍那佛—大曼荼羅—先聖先師像—一万三千佛像—密教書—顯教書—請來の唐書……二十六—二十七
遺品……二十七—三十

第十　弘法大師筆龍猛菩薩眞影
第十一　同筆龍智菩薩眞影
第十二　金剛界曼荼羅
其一　一印會金剛薩埵獨一法身像
其二　理趣會觸金剛菩薩像
第十三　水天像
第十四　不動明王像
第十五　勤操大德影

第二章　藤原紀

紀の區畫—國風の發展—文學—書風—演藝—宗敎—人情風俗—繪畫の趣味—三期の分叙……三十一—三十二

初期

初期の風潮—金岡の出世—士人能書の專門—畫所畫工の職事—遣唐請益畫師—繪所長者—繪所別當—繪所の所在—障子畫—詩人像—賢聖障子—清涼殿畫圖御障子—仁和寺畫馬—白澤王壁畫—畫馬—屛風畫—題賛—月次屛風—著袴屛風—壽賀屛風—坤元錄屛風—名所屛風—和風……三十二—三十五
屛風障子畫の命題、圖相……三十五—三十六
紙繪—歌繪葦手……三十六—三十七
巨勢家……三十七—三十九
巨勢家以外の畫人……三十九
非專門の能畫者……三十九—四十一
緇流の能畫者……四十一—四十二
宗敎畫—遺品……四十二—四十四

第十六　金剛界曼荼羅

其一　一印會金剛薩埵獨一法身像
其二　理趣會慢金剛女菩薩像
第十七　倶舍曼荼羅
其一　全圖
其二　普賢菩薩像
第十八　慈恩大師像
第十九　持國天像
第二十　善女龍王像
第二十一　阿彌陀如來像
第二十二　觀自在大勢至二菩薩圖
第二十三　童子圖
第二十四　不空羂索觀自在菩薩圖

中期

期の區畵―世風―屛風障子畵―名所屛風―入內の屛風―昆明池障子―荒海障子―網代障子―唐繪―はね馬、よせ馬の障子―馬形障子―李將軍養由基の障子―大饗の屛風―賀の屛風―御裳着調度の屛風―太宗屛風―屛風二百帖―坤元錄屛風―和漢抄屛風―倭畵の流行―屛障畵の命題……四十五―四十七
詠畵の詩歌―後一條院御影―孟嘗君像―冊子、卷物の繪―日記繪―下繪―男繪、女繪―節會の繪―單幀畵即ち紙繪―挂幅―紙繪と絹繪と―墨繪―墨がき、つくり繪―歌繪、葦手―扇合―繪合―麗景殿繪合―源氏繪合―畵評……四十七―五十一
畵家……五十一―五十二
非專門の能畵者……五十二―五十四
緇流の畵家―繪佛師―繪佛師の僧綱補任……五十四―五十六
佛敎畵の製作―地獄繪屛風―一万體佛像―尊星王―佛名屛風―經卷繪―扉繪―柱繪―宋風の渡來―十六羅漢―智者大師影―宋風と顯敎風と……五十七―五十八
遺品……五十八―六十三
第二十五　惠心僧都筆聖衆來迎圖

其一　全圖
其二　一部分(勢至菩薩)
第二十六　釋迦牟尼佛再生說法圖
第二十七　厨子扉繪辯才天及梵天帝釋天圖
第二十八　爲成筆鳳凰堂扉繪聖衆來迎圖
第二十九　十一面觀自在菩薩像
其一　全圖
其二　一部分
第三十　普賢菩薩像
其一　全圖
其二　一部分
第三十一　普賢菩薩像
其一　全圖
其二　一部分
第三十二　天台祖師影
第三十三　山水屛風繪
其一　全圖
其二　一部分
第三十四　釋迦牟尼佛像

末期

期の區畫世運—畫苑の概況—土佐派の祖—畫所預—屛風畫—題畫詩—漢學—文宣王影—畫論—おそくつの繪……六十三—六十四

専門畫家……六十五—六十六
搢紳の能畫者……六十六—六十八
製作—寺院の營建及修法の流行—佛數畫製作年表……六十八—七十一
繪佛師業の盛況—繪佛師と尋常畫家との同異—繪佛師……七十一—七十三
緇流の能畫者……七十三—七十六

小圖第六　珍海筆帝釋天摸本……七十五

宋風—十八羅漢……七十六
遺品……七十六—八十一

第三十五　釋迦牟尼佛涅槃圖
其一　全圖
其二　一部分
第三十六　炎摩天像
第三十七　炎摩天像
第三十八　鳥羽僧正筆戲畫
第三十九　志貴山緣起繪卷
第四　十　降三世明王像
第四十一　法界寺壁畫天人圖
第四十二　帝釋天像
第四十三　水天像
第四十四　孔雀明王像
第四十五　不空羂索觀自在菩薩像
第四十六　藥師如來及十二神將圖

第四十七　虚空藏菩薩像
第四十八　鐵塔相承圖
第四十九　注茶半託迦尊者圖
第五　十　釋迦牟尼佛涅槃圖
第五十一　扇面寫經下繪
藤原紀沿革の要略……八十一―八十二

東洋美術大觀

日本畫

第一編　飛鳥時代（推古天皇より文武天皇まで）

原始の藝術

凡そ何れの國も、その開明の尙草昧に屬するや、藝術は僅に萠芽として見るべく、我が國も、太古の繪畫は、墳墓の石壁等に畫ける人形、文樣の類あるのみにして、その技術の穉拙なること、猶後世の兒戲の如し。かくの如きは、固より未だ美術として賞するに足らざるのみならず、殊に我が國の繪畫は、この種の藝術の自然の發達を遂げたる系統のものならで、外國よりの傳來寧ろ多きに居るを以て、吾人は今これを人類學上遺物の範圍に讓りて、こゝに叙することを爲さず。たゞこの原始の藝術が、他年大陸の技巧を傳へて、能くこれを受容し消化し、以て日本特色の文物を化成する所以の基礎と爲りしことを記して止み、その影響の根原たる支那繪畫の原委因革をば、別にその部に於いてこれを說くべし。

大陸技術の流傳

我が國の繪畫は、佛教の渡來より後、始めて美術としてこれを談ずることを得べし。蓋し支那の美術の漢魏、六朝の間、次第に發達し、又佛教と共に遙に西域、印度の技巧樣式をも傳へたりしもの、おのづから三韓に傳はり、文學及工藝と共に、先づ三韓よりしてこれを我が國に傳へ、又支那の南部よりも次第に流傳せしもの、佛教の渡來、勃興に依りて、忽ち長足の進步を爲しゝなり。されば國史を閱するに、雄略天皇七年、西漢才伎歡因知利の奏に由り、歡因知利及田狹臣の子弟君を百濟に遣し、勅書を下して、才伎の巧なる者を求めしに、百濟即ち手末才伎を獻り、その中に畫部因斯羅我あり、又同天皇の御代に、魏の文帝の後なる安貴公四衆を率ゐて歸化せしが、その子龍（一名辰貴）繪工を善くし、武烈天皇その能を美めて、姓首を賜ひしこと等あり。然れどもその迹未だ著からず。既にして、繼體天皇十六年、支那の人司馬達等歸化し、大和國高市郡坂田原に草堂を結び、佛像を安置して禮拜せりきと云ふ。欽明天皇十三年に至り、佛教は百濟の聖王明穠（繼體十七－欽明十四年）に由りて、始めて我が國に傳へらる。當時大官閥閱の軋轢、言を國神の祭祀と相容れざるに籍りて、一時排佛の爭ありしかども、信敎の勢次第に盛なることを致し、崇峻天皇元年には、百濟より沙門、寺工等と共に、畫工白加の貢せられ來るあり。推古天皇の御代には、奉佛の大偉人聖德太子（敏達二－推古三十年）萬機を攝したまひ、大いに力を佛教の興隆、寺像の營建に盡したまひしかば、その治世三十年間繪畫は彫塑建築及爾餘の諸工藝と共に、頗る急劇の發達を爲せり。

畫部因斯羅我、龍

佛教の渡來

畫工白加

推古朝

推古天皇の御代即ち聖德太子攝政の間は、始めて我が國の美術史の遺品を今に傳へたる時代なり。こゝを以て、今これを本書選輯の初め

ご爲し、文武天皇に至る迄の百十五年を畫して一時代とし、代々の皇宮の飛鳥に在りしこと多き（舒明飛鳥岡本宮、皇極、齊明同板蓋宮、天武同淨見原宮）に因み、これを飛鳥時代と名づけ、繪畫の沿革を叙して、遺品を列擧す。

世業の畫師

推古天皇十二年九月、初めて黄書畫師、山背畫師を定む。或は曰く。（聖德太子傳曆）十二月、諸寺の佛像を繪して莊嚴せしめむが爲に、黄文畫師、山背畫師（山背國久世郡、大和國山邊郡）、簀秦畫師、（近江國犬上郡）河內畫師、（河內國丹比郡）楢畫師等を定め、その戸課を免じて、永く名業と爲すと。想ふに、これ等の畫師の業とせしは、初め佛像、佛龕乃至器財、宮室の彩飾、及本時代の間盛に行はれたる繡佛の稿畫等多きに居りしならむ。

曇徵

十八年三月、僧曇徵高麗より來る。曇徵能く彩色、（この語染料と顏料との兩義に用ゐられき）と紙墨を作る。

止利佛師

三十四年五月大臣蘇我馬子の薨ずるや、遺言して、聖德太子の像に己が跪ける樣を畫き、これをその桃原の墓前に張らしめきと云ふ。七大寺日記及法隆寺古今目錄抄に依れば、法隆寺金堂の壁畫は、推古天皇の時、止利佛師（彫塑の部に出づ）の筆に成りきと云へれど、信じ難し。されど止利は能く畫をも作りきとおぼし。

秦川勝

又この頃の人秦川勝の畫ける毘沙門天圖法隆寺に在りきと傳ふれども、信ずべきもの今存ぜず。川勝の畫を能くせしこと史書に見えざれば、こも亦信ずるに足らじ。

聖德太子

聖德太子もみづから能く畫を作りきと傳へ、四天王寺藏楊枝御影は御自筆なりと稱すれど、復た明徵あらず。

繡像

推古天皇十三年四月朔、皇太子、大臣及諸王、諸臣に詔し、共に發願して、丈六の銅像と同時に造りし丈六の繡佛像は、止利佛師その工を董し、翌十四年四月八日に成りきと雖も、今存ぜず。

天壽國曼荼羅

聖德太子薨去の後、その妃多至波那大女郎痛哭して、太子の生前に聞ける往生の樣を觀むと願ひし爲、釆女等に勅して造らしめきと傳ふる繡帷二張の、謂はゆる天壽國曼荼羅は、僅に斷片を中宮寺に存ずと雖も、具さに畫樣を考へ難し。

曼荼羅の畫者

この繡帷を造れる令者は椋部秦久麻にして、その畫者は東漢末賢、高麗加西溢及漢奴加己利の三人なりき。蓋し歸化の畫工ならむ。

遺品

推古朝の遺品として最も信ずべき繪畫は、玉蟲厨子の密陀繪の外、絶えて今に存ぜざるものゝ如し。

第一　玉蟲厨子繪（圖其一乃至其四）

玉蟲厨子（其四）は法隆寺の金堂に安置せらるゝ寶物なり。法隆寺古今目錄抄金堂の條に、「次東戸有₂厨子₁、推古天皇御厨子也、其形腰細也、（盖須彌坐）以₂玉蟲羽₁以₂銅彫透唐草下₁臥レ之、（此橘寺滅之時所レ送者也、內一万三千佛、高七尺）其內金銅阿彌陀三尊（傍註に曰く、「古帳尺迦像云々」）御、其盜人取、光二許所レ殘也」と記せるもの即ちこれなり。天平十九年二月十一日の勘錄に係る法隆寺緣起流記資財帳に、「宮殿像貳具」の中、「一具金塗押出千佛像」と註したれど、同寺の古記に、この厨子を橘寺より移しゝは、白河天皇の承曆中なりとの由見えたれば、資財帳の謂はゆる宮殿像貳具の一には非じ。漏空彫鐫の金具の間に、玉蟲の羽を伏せて裝飾と爲せるより、しか名づけられしことは、目錄抄に依りて知らる。その宮殿は以て推古天皇頃の建築の樣式を考ふべく、金具の文樣の忍冬の如きは、遠く亞西里亞の影響を徵するに足る。臺座の四面並に宮殿の三面の扉及後壁には、各〻繪畫あり。即ち前面の扉には二天像、左右の扉には蓮花を把れる菩薩像（其一）、後壁には多寶塔、臺座の正面には舍利供養圖（其二）、後面には須彌山圖、左右兩側面には各〻佛本生圖あり。その左側の圖は、菩薩本生

鬘論の「投身飼虎緣」にして、佛の前身たる摩訶薩埵王子の、身を投じて七子ある飢虎に施す所を書き、右側の圖(其三)は本生傳の出處詳ならざれども、大般涅槃經聖行品に見えたる施身聞偈の話説にして、即ち亦佛の前身なる大仙人、帝釋天の化したる羅刹に身を施すことを約して、過去佛所説の諸行無常、是生滅法、生滅々己、寂滅爲樂の伽陀の下半を聞き、これを石に錄し、身を放ちて羅刹に投せしに、羅刹即ち帝釋の本身に復して、これを空中に攝取する所を書けり。舍利供養圖も本生鬘論に見えたる佛弟子阿難等の摩訶薩埵王子の舍利を供養する所とす。これ等の畫題は印度アジャンタア寺廟の壁畫、バルフウト塔欄の石彫等に於けるが如く、印度に於いて頗る行はれたる佛本生傳即ち社得迦中の神話的傳説なり。本生鬘論は社得迦摩羅の翻譯にして、施身聞偈も恐らくは又社得迦の一部分の混入せしものならむ。この種の繪畫の印度より支那に傳はりしは、吳越王錢弘俶の銅塔の浮彫圖等に用ゐられしに徴すべく、我が國にも早く傳來せりしなり。扉繪の天部及菩薩像等は、その尊名共に定むべからず。たゞ菩薩像は蓮花を持てるを以て觀音に近く、天部と共に厨子內本尊の侍者としてこれを圖せしに過ぎざるを知るべし。これ等の繪畫は、何れも密陀僧(酸化鉛)に油を和したるものにて顏料を調し、以て墨塗の板面に書けり。謂はゆる密陀繪これなり。蓋し印度、西域若くは支那より傳はりし古代繪畫の一手法ならむ。その色彩は僅に白、黑、黃、赤等の三四種に過ぎず。描法極めて稚癡にして、曲線に一種の形式あり。物象は殆ど全く文樣を爲せり。殊に天衣、竹、波及閑文の雲、鳥獸、散花等に於いて著しとす。たゞ菩薩像及施身聞偈圖の帝釋天は形相較ゝ宜しく、舍利供養圖の二比丘はその形稍寫生に近し。散花の天人はアジャンタアの壁畫に形趣の頗る相似たる類例あり。投身飼虎、施身聞偈の二圖は、その話説中の前後の諸相を一圖に書けること、全く印度の古畫、古彫刻とその揆を一にせり。石皴、樹形等に至りては、須く後出の過去現在因果經繪をこれに比照して、後者の樣式の早く既に本品の畫に胚胎せることを鑑るべし。

小圖第一　法隆寺金堂天蓋畫

小圖第二　御物法隆寺銅灌頂幡彫文

法隆寺金堂天蓋畫

玉蟲厨子より後るゝこと遠からじと想はるゝ遺品は、蓋し法隆寺金堂西之間天蓋(支輪板裏)の天人散花圖(小圖第一)なるべし。その年代を確定せむは、法隆寺の再建、非再建の研究と相待たざるべからずと雖も、その畫風の頗る玉蟲厨子舍利供養圖の天人に類し、又推古朝の一遺物なる御

灌頂幡彫文

物法隆寺銅灌頂幡彫文の天人圖(小圖第二)と、様式、手法の甚だ相似たるに徴すれば、こゝに編して大過なからむ。縱令後年の製作ならむとも、系統は正に推古朝の風に屬せり。

孝德天智朝以後

舒明天皇の朝(二年)始めて遣唐使(これより先、推古十五年、使を隋に遣しき)を出しゝより、孝德天皇の朝に至りては、制度、文物悉く唐風を學びて、謂はゆる大化の革新を

唐風文物の輸入

行ひ、白雉四年再たび遣唐使を發せし程なれば、繪畫も唐より藍本を傳へきとおぼしく、推古朝の三韓風漸く面目を改めて、これより次第に唐風の影響を高めしものゝ如く、繪事の盛なること、復た前朝の比に非ず。白雉元年十月、難波宮にて丈六の繡像、挾侍、八部等四十六像(大安寺資財帳に依れば三十六像、高二丈二尺七寸、廣二丈二尺四寸、歴代皇紀は二年とす)を造り、翌年三月成りてこれを大安寺に安置せらる。同四年六月僧旻法師の寂せし時、狛竪部子麿(元高麗の人、紀通證曰、竪疑童、)

繡像

竪部子麿、鯽魚戸直

及鯽魚戸直某(當訓古麻乃和眞波倍、舊讀恐非)に命じ、多く佛、菩薩の像を造りて、川原寺に安置せらる。扶桑略記に依れば、同年(水鏡は二年とす)元興寺僧智光淨土の好相

智光曼荼羅

を感見し、畫工をしてその圖を作らしめき。一説(智光曼荼羅合讃)には、聖武天皇の時にて、智光は天平十九年(三月廿五日)寂せりと云ふ。この畫は大いさ僅に方一尺六寸なれど、先の天壽國曼荼羅の外、我が國最古の淨土變にして、後久しく元興寺の極樂坊に在りしが、寶德三年(十月十四日)禪定院に於いて燒失せしこと、七大寺巡禮記に見ゆ。(今西大寺に在るもの、及極樂院の板壁に存するもの、共にこれに非ず)これより後、次の時代に、淨土變の畫の頗る行はれしことは、下に述ぶる所の如し。孝德天皇の朝、龍の五世の孫勤大壹惠尊倭畫師の姓を賜はる。天智天皇は繡菩薩八張(大安寺資財帳には、「畫像」とあり)を造りて大安寺に置きたまひ、

惠尊

織成像

又同天皇の頃、內裏の西殿に織成(正倉院御物中、獻物帳に見えたる織成の御袈裟あり)佛像ありき。大安寺資財帳に「不レ知二世時一」とある織絨佛像一張及畫佛像も、この頃の物ならむ。天智天皇の子施基皇子(靈龜二年薨、謚田原天皇)は畫を善くしたまひ、その親筆多武峰に存じきと云ふ。(本朝畫史)天武天皇の朝、倭畫師音檮と云ふ者あり。

施基皇子、音檮

六年五月、小山下に叙せられ、封二十戸を賜はる。朱鳥元年七月、皇后及皇太子天皇の爲に繡菩薩一張を造りて、大安寺に請坐せられしこと、

顏料の輸入

同寺資財帳に見えたり。持統天皇元年九月、新羅王子金霜林等を遣して獻じたる調賦の中に、彩色ありき。當時顏料の輸入せられしこと知るべし。持統天皇が先帝の爲に繡佛像一張(高三丈、廣二丈一尺八寸、阿彌陀佛像幷脇士幷、天人等像惣百餘体)を造りて、藥師寺の講堂に安置せられしこと、及同寺西院に彌勒淨土の

彌勒淨土障子

障子ありしことは、扶桑略記に見えたり。大繡像の製作頗る行はれしを見る。文武天皇二年八月、近江(金青)、伊勢(朱砂、雄黃)、常陸、備前、伊豫、日向(朱沙)、安藝、長

顏料の產出、藥師淨土曼荼羅

門(金青、緑青)、豐後(眞朱)に令して、彩色を獻ぜしむ。顏料の產出以て徴すべし。この年藥師寺成り、その講堂に淨瑠璃世間之万陀羅一張(廣二丈一尺八寸、高三丈、七大寺巡禮記に見ゆ)を安置せらる。三年三月、下野國雌黃を獻ず。大寶元年天皇大極殿に御して朝拜を受けたまひし時、始めて門庭に烏形幢、四神幡を立て、二

聖像、壁畫

月始めて釋奠を行ふ。聖像も必や畫かれしならむ。法隆寺の金堂に壁畫を作りしが如きも、想ふに、晉唐の際專ら壁畫の行はれし(支那畫の部に精し)影

唐風の流行

響に外ならず。見るべし、唐風の文物益〻その流行を高めけることを。されば宮室、器財の如きも、粉飾彩繪の事漸く多きを加へければにや、

畫工司

大寶令の職員令には、既に宮庭の畫工司の官制あり。蓋し亦唐の內庭に供奉の畫工あるに倣ひしものか。畫工司は中務省の所管に屬し、正一人、掌繪事(義解曰、謂畫文、即繪事後素是也)彩色、(義解曰、謂用畫之雜色、即朱黛等之類、其朱黛等雜色在大藏省及內藏寮、隨其用度、臨時受用、常不在此司貯之也)又判司事佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人を定員とし、官位令に依れば、畫工正は正六位上級、佑は從七位下階、令史以下畫工(畫師、畫部)は大初位(正九位)上階の例なりき。先に定められし世業畫師の後裔、本司の

黄文本實

畫工たる者多かりしことは、天平頃の古文書(後に出づ)に依りて知らる。この頃黄文連本實と云ふ者あり。天智天皇十年三月水臬を獻じ、持統天皇八年鑄錢司を拜し、大寶二年十二月持統天皇崩御の時、作殯宮司と爲りしことは、紀及續紀に出づ。又曾て唐に使し、王玄策が印度鹿野園初

遺品

轉法輪處より寫し來りし佛足跡の圖を摸して歸りしこと、藥師寺佛足跡の刻銘に見ゆ。孝德、天智朝以後の遺作には、左の諸品あり。

小圖第三　アジャンタア第二號精舍壁畫

第二　橘夫人厨子繪(圖其一、其二)

橘夫人厨子も亦法隆寺の金堂に安置せらるゝ寶物なり。法隆寺緣起流記資財帳に「宮殿像貳具」の中、「一具金塗銅像」とあり、古今目錄抄に「次西戸方有厨子、黑漆須彌坐、光明皇后之母橘大夫人所造也、內在彌陀三尊、古帳彌勒三尊云々、以金銅敷地作波文、中生蓮花三本、其上令坐三尊、太子己後之者也、高八尺」とあるもの即ちこれなり。扉八枚の內外兩面及臺座の四面に密陀繪あれど、いたく燻染又は剝落して、扉(內面)の菩薩圖(其一)及臺座後面の人物圖(其二)稍鮮明なり。前者は描線甚だ纖巧流暢にして、推古朝の繪畫よりは、技巧大いに進みて全くその趣を異にし、唐風の影響頗る見るべく、較ゝ後の東大寺大佛華趺の刻畫(後に出づ)に近づき、後者も亦前朝に存せざりけむと想はるゝ一種異式の畫風にして、人物の面相と、面手等に著き暈染あることゝ、共にアジャンタアの壁畫に酷似せり。蓋し兩者の藍本の一は唐畫、一は印度畫の摸本なりしが爲ならむ。今アジャンタアの第二號精舍壁畫の一部分(小圖第三、彌勒菩薩說法圖)を掲げて、對看の便に供す。後出の法隆寺金堂壁畫及聖德太子御影の手法も、亦この風に屬するを見れば、恐らくは當時印度畫の粉本支那より流傳せしならむ。印度畫の支那に傳はりし迹の顯著なることは、支那畫の部にこれを述ぶべし。因みに言ふ。この厨子內の佛像の後背に鑄出せる薄肉浮彫の天人圖も、一面には亦繪畫としてこれを見て、以て當時の風を考ふるに足る。

第三　聖德太子御影

この畫元法隆寺の所傳なりしが、今は御物と爲りぬ。古今目錄抄舍利殿寶物の條に、「太子御影、但於此有多義、當寺相傳者唐本御影也、唐人爲中結緣畫

御前、其人前爲被應現給、而間書二鋪、一本留日本、一本本國持歸、故云唐本御影、或唐人書故云唐本、聖人（西山慶政）云、非唐人、百濟阿佐之前現給形云々、或攝政關白殿（兼經、嘉禎四年戊戌八月十四日、近衛殿下）宣、更非他國之像、日本人裝束、其昔皆如此也、故日本之樣云々、御冠大刀帶給、持笏立像也、御長、二人童子二人王子也、（山背大兄王、殖栗王、）此眞實御影也」とあるもの即ちこれなり。左右の侍者は、同書に又「左方山背大兄王、右方殖栗王、此二人也」と曰へるのみならず、その田村王子又は由義王に非ざる由をも辨じたるに依りて明確なりとす。山背大兄王は聖德太子の子、殖栗王は太子の弟なり。而して古今目錄抄の傳說頗る曖昧なる所あるを以て、更に太子傳曆に、推古天皇五年四月、百濟王の使阿佐太子來朝して、聖德太子を拜したることあるに基き、後の寺傳には、本圖を以て、この時阿佐親しく聖皇の眞影二枚を寫しゝものゝ一と爲し、終に廣く傳へて阿佐太子の筆と稱するに至りぬ。蓋し唐韓國音相同じきのみならず、唐人の筆とすれば、目錄抄の文意の如く、薨後應現の御影と爲り、肖像としては、寧ろ太子の在世に於ける阿佐の親寫とするの宜しきを以て、慶政聖人の言最も行はれしならむ。然れども文學博士黑川眞賴翁は、本圖の服飾より考證し、天武天皇の十四年より持統天皇の御代迄の間に書かれしものにして、韓唐人の筆に非ずと爲せり。その徵證とする所は、圖中太子の持てる笏の、孝德天皇大化の新制以後始めて我が國に用ゐられしのみならず、その着くる所の袍の朱華色（唐棣花色）は、天武十四年七月に定められし諸王巳上の朝服の制色にして、文武の御代には黑紫と改まり、その頭上の漆紗冠も同時の制に叶ひ、左右に侍立せる兩王子の蔄纈の袍及その髮の美豆良も、共に當時の諸王未冠の俗なるに在り。たゞ文武天皇の服制を改定せるは、續紀に依るに、大寶元年三月の事なれば、持統の御代迄と限らむよりも、文武四年迄として、本圖の推定製作年代の範圍を、天武十四年より約十五年間と爲すべきのみ。或は曰く。本圖太子の衣色全く隋の太子の制と同じく、その他の服飾も全然隋朝風なるが故に、本圖の製作年代を天武帝以後に降すべからずと。然れども前出玉蟲厨子繪との書風の比較上、同年代に成れりとは憶はれざるを以て、今姑く黑川博士の考證に從へば、本圖は太子在世の作に非ずと雖も、本邦繪書の遺品中實に玉蟲厨子の密陀繪に次ぐべき最古の物にして、日本美術史上極めて重要なるのみならず、その被着の衣冠より佩劒、帶玦の類に至る迄、竝に當年の服飾風俗を考ふるに無二の資料なり。その書風を觀るに、姿態、面貌極めて初ょしく、佩劒の裝飾は甚だ丁寧にその形彩を直寫し、而も色調は傳世に褪せておのづから諧和し、衣褶の描法に至りても、未だ肥瘦の筆意を弄するに至らず。高古遊絲の樣式は、技巧の程度の自然に成りて、一點の匠氣あることなく、上代古拙の雅味言ふべからず。而も大いに驚くべきは、渴筆の擦過と濕筆との暈染を用ゐて、謂はゆる衣文隈の、後世の人物書に比して頗る顯著なるに在り。この手法は即ち橘夫人厨子繪及次の壁書と同じく、印度書風の影響に外ならずと謂ふべし。

第四　法隆寺金堂壁畫（圖其一、其二）

法隆寺金堂の建築は、輓近工學博士伊東忠太、同關野貞、文學博士小杉榲邨、喜田貞吉、平子尙等の諸家、仔細にこれを研究し、博引旁搜緇銖を辨拆して論說せられつれど、その推古天皇十五年に成りしまゝなりや、將た和銅頃の再建なりやを決定せむには、更に幾多の研究の結果に待たざるべからざるものあるに似たり。されば その壁畫の製作年曆も、再建說に從へば和銅四年頃と爲るべく、非再建說に從へば、更に多少年代を上すことを得べし。但し非再建說と雖も、必しもこの壁畫を建築と同時に成れりと爲すに限らずして、これを天智天皇頃より以上に致さざる者多く、再建說の小杉

博士の如きは、縱令和銅頃に成れりとも、更にその以前の原作ありて、これに倣ひて書きしならむと言へり。げにその書風を觀るに、奈良時代風の認むべきものなく、唐化の迹著からずして尙印度風を存じ、陰影擦染の手法の如きは、前出の橘夫人厨子繪及聖德太子御影に酷似せるが故にこゝに編す。

古今目錄抄に曰く。「此堂內壁、有四佛淨土繪、鳥云繪師書之、天王寺塔扉書繪佛師同之、字鳥也、是一條院之說也、西壁阿彌陀淨土、東壁寶生淨刹、北浦戶東脇壁藥師刹土、西脇壁尺迦國土、如此繪書、自余壁、并立像繪、上柱貫上、深山中羅漢等住所書、皆坐像、一間左右各一體也」と。即ち今に存ずる壁畫なり。剝落汚損甚しと雖も、尙略原相を想見するに足る。これを推古帝の時の止利佛師の書と爲せる目錄抄の說、及何れの頃よりか言ひ出でけむ、高麗の僧曇徵の筆と爲すことの、共に信ずるに足らざるは、玉蟲厨子繪との相違と、橘夫人厨子繪及太子影との類似とに由りて、おのづから明なり。四佛の名は、製作の當時果して彌陀、釋迦、寶生、藥師として書きしものなりや、頗る疑はし。憶ふにこは、後に傳はれる密教の兩界曼荼羅中臺の四佛(西彌陀、北釋迦、東阿閦、南寶生)と錯綜して名づけしならむか。西方の彌陀と東方の藥師とは、此土の敎主釋迦の崇拜と共に行はれつれども、寶生如來は密教渡來以前に崇拜せられきとも憶はれず。彌陀、釋迦、阿閦、寶生四佛の建立は、少くもこの四佛の事の見えたる金光明經の行はれし奈良時代以後ならざるべからずと憶はる。されば製作の當時を考ふるに、東方の寶生と稱するは元藥師としてこれを書き、北壁の藥師と稱するは、西脇の釋迦に對して、未來の敎主彌勒如來として書きしものなるべし。さればにや、七大寺巡禮記には「西書彌陀淨土、東書藥師淨土」と曰へり。儀軌渡來前の四佛に阿閦、寶生なくして藥師と彌勒とを數へ、その排列を西方彌陀、東方藥師、北方彌勒、南方釋迦と爲しけむは、この壁畫の佛名を考定する旁證にも供すべき古式の存せりとも憶はるゝ、四天王寺塔の像設に徵すべく、年代は稍降れども、嘉祥元年の建立に係る淸水寺の塔も、亦これに從へるを見るべし。啻に然るのみならず。寶生の脇侍菩薩の蓮花を執れるは、通途の藥師の脇侍たる日光、月光の像容に合ひ、藥師刹土圖に見ゆる二比丘は、彌勒の眷屬としてその圖像に列せらるゝことある世親、無著と爲すことを得べし。但し寶生の脇侍にも聲聞の弟子を圖したれば、強ちかく決定し難く、又印相に至りては、何れも印度式佛像の通法たる說法相に倣ひて、安慰と轉法輪とに作りたる軌前の圖法なるを以て、固より各佛の徵と爲すに足らざるなり。故に今姑く目錄抄の名に從ふ。本書收載する所は、北壁東脇の藥師刹土圖(其一)と東南隅の菩薩像(其二)とにして、前者は左右に四菩薩、二比丘及四天王あり。又その前下方左右に二執金剛神あり。佛前には摩尼珠を盛りたる裝飾多き器を置き、その前の左右に又各〻一獅子を書き、上には天蓋ありて、その左右には各〻一の天童子空中に飛び、供養の物を盛りたる盤を捧げたり。佛には數重の圓光あり。菩薩及比丘の名固より定め難し。後者は寺傳に如意輪觀音と稱すれど、亦軌前書の常として標幟闕けたるが故に決すべからず。今これ等の圖を細觀するに、尊容及獅子座の形式より書風の大體に至る迄、印度アジャンタアの壁畫に似たること甚だ顯著なり。佛の兩脚を垂れて獅子座に踞し、足に蓮花を蹈める形相と圓光の書法とは、共に殆どアジャンタア第九號制底畫壁の佛說法圖(小圖第四)に同じく、天蓋はその形稍異なれども、又同圖に在り。獅子座は左右及背後の凭りかゝり失せたれども、獅子の裝飾を用ゐたること、亦略同圖中のものに同じく、空中に天童子の供養の物を捧げて飛翔するは、第十九號制底壁畫の佛諸相圖に似たり。四菩薩の形相及嚴身の樣も亦復佛說法圖に酷似せり。衣褶の上より體形の透けたる書法も、往々アジャンタアの壁畫にこれを見る。要するにこの畫は、その圖相より手法に至る迄、頗る印度の趣致を存じて、未だ多く支那化、日本化せざるものなり。知るべし、佛教の東漸に伴ひて支那より印度書

の藍本を轉傳し、以て斯くの如きものを畫くに至りしことをされば古代印度と我が國との美術上の關係を尋ぬる資料として、橘夫人厨子繪及この法隆寺金堂の壁畫の如きは、誠に無二の至寶なりとす。

本時代畫風の特徴

要するに、本時代の前半即ち推古朝のものは、技巧尚穉癡、色彩尚單純にして、曲線に一種の定まれる形式あり。後半即ち孝德、天智朝以後のものは、技巧頗る進みて唐風に近づき、又殊に印度風の顯著なるものあるを特徴とす。故を以て、學者或はこれを推古天皇より皇極天皇迄と孝德天皇以後との二時代に區畫す。

小圖第四　アジャンタ第九號制底壁畫

Shrine Dept.

Asuka Period 593 to 696

Artistry not known

The owner

Horiuji Yamato

第一 玉蟲厨子繪

板面蜜陀繪　厨子全體高七尺五寸

其一　側面扉二菩薩圖

其二　臺座右側面摩訶薩埵王子本生圖

其三　臺座正面舍利供養圖

其四　厨子全體

（第二頁參看）

大和　法隆寺藏

Side Doors of Shrine

Full view of shrine

Shrine Door

Asuka Period. 593 to 696.

artist not known.

the Owner

Horyuji Temple.

第二　橘夫人厨子繪

板面蜜陀繪

其一　扉菩薩圖　三尺一寸四分、横八寸三分

其二　臺座人物圖　二尺五寸七分、横一尺七寸

大和國　法隆寺藏

（第五頁參看）

3 Tracing of Shrine.

Painting on paper

Asuka period 593-628,

Artist not known,

Owner

Imperial Household,

帝室御物

第三　聖德太子御影

紙本著色

竪三尺三寸五分横一尺七寸五分

（第五頁參看）

Painting on Wall.

Asuka Period 593 - 646,

artister not known

the owner

Horiuji Temple

第四　法隆寺金堂壁畫

壁面著色

其一　藥師刹土圖　竪一丈一尺七寸橫八尺三寸六分

其二　菩　薩　圖　竪一丈一寸七分橫五尺四分

大和國　法隆寺藏

（第六頁參看）

第二編　奈良時代（元明天皇より光仁天皇まで）

時代の區畫、世運

元明天皇和銅三年都を奈良に奠めたまひしより、光仁天皇に至る七代、聖武、孝謙二朝を中心として、前後七十餘年間、佛教の大興隆に伴ひて、文物の盛なること迥に前代に超え、繪畫も亦頗る進步して、その面目を改めたり。これを奈良時代とす。而してこの時代の盛運は、宛も前代の聖德太子に於ける如く、主として聖武天皇、光明皇后の佛教篤信に依り、加ふるに、遣唐使（元正天皇靈龜二年、聖武天皇天平四年、光仁天皇寶龜八年）及求法僧、留學生の入唐歸朝する者、支那、印度僧の渡來する者漸く多くして、文物、宗教と共に大陸繪畫の藍本の流傳せるもの少からざりしと、啻に六宗講學の盛なるのみならで、行基、良辨等の如き檀興の偉人の輩出せしとの致しゝ所なり。

畫人の賜姓、補任

こゝに本時代に於ける藝術の事歷を尋ねて、國史、古文書等を閱するに、先づ畫人の名の傳れる者甚だ多きを見る。元明天皇靈龜元年、（五月廿五日）從六位下畫師忍勝に倭畫師の姓を改め賜ひ、聖武天皇天平十七年、（四月十五日）養德畫師楯戶辨麿に外從五位下を授け、孝謙天皇天平寶字元年、（五月廿日）正六位上河內畫師祖父麿（新撰姓氏錄曰「魏武帝男陳思王曹植之後」）に外從五位下を授け、同三年、（正月十一日）外從五位下宇自可臣山道を畫工正と爲し、又（十一月十三日）造東大寺判官外從五位下河內畫師祖足に御杖連の姓を賜ひ、稱德天皇神護景雲三年、（五月廿七日）左京の人正六位上倭畫師種麿、勤大壹惠尊等に大崗忌寸の姓を賜ひ、光仁天皇寶龜九年（二月廿三日）外從五位下高橋連鷹主を畫工正と爲しゝこと等は、續紀に見えたり。その餘古文書等に出でたる者、略左の如し。

畫工歷名

畫工秦牛養（天平六年五月一日の造佛所作物帳に出づ）
息長丹生眞人大國（畫工司令史、少初位下、天平十七年十月十七日の畫工司解に出づ）
秦稻村（一に判大稻村に作れり、勝寶九歲の西南角領解にては、畫師司の畫司、從八位下、半太連稻村）
千麻呂（後出物部韞万呂の戶主ならむ）
男山
弓削大成
阿倍万呂
高善君万呂
能登男人（寶字四年の東大寺寫經布施奉請狀には、能登臣男人とありて、右大舍人、畫師、從八位下なる由見えたり）
河內廣道（寶字二年の畫工司移及造東大寺司召文には、河內國丹比郡の人なる由見えたり）

高益國
簀秦麻呂
笠間家足
簀秦大市
柏原佐美万呂
龍万呂
秦堅魚
相李田次万呂
紀部荒島
河內久治良（勝寶九歲の西南角領解には、河內畫師鯨とありて、その時年廿五、次万呂戶口、畫師司人なる由見えたり）

價淨人
出雲五百依
下廣津
價廣濱
息長豐穗
大島高人
高橋佐美呂万 一に沙美万呂に作れり
尾張大市
鄒足國
若倭部御吉野
平群道足
上道人足 寶字二年の寫經布施奉請狀には、彩色畫師、里人なる由見えたり
千足
赤染佐彌万呂 一に沙美万呂又沙彌万呂に作れり
星川島守
刑部太岐万呂
簀秦豐敷
牛鹿足島 寶字二年の畫工司移及造東大寺司召文には、牛鹿畫師足島とありて、右京に住せし由見え、同年の功錢注進文及同三年の功錢帳にては、堺畫師、彩色畫師、木畫師又塗白土畫師、初畫工司畫部、從八位上、後正八位上
大石俺田万呂
河內息万呂
赤染古万呂
勝老足
大原志我万呂 一に志賀万呂に作れり

丸部人主
春日持万呂
客人木持
日下部廣道
尾張大万呂
星川島万呂
高秋長 以上四十八人は天平勝寶四年潤三月十八日の厨子帳に出づ
書師越田安方 方或は万か、天平勝寶四年九月七日に成れる藥師寺佛足跡を畫きしこと、その刻銘に見ゆ
河內畫師次万呂 畫師司長、正七位下、河內國丹比郡土師里、戸主
館君志比 從八位下、畫師司人
大宅臣廣足 少初位上、畫師司人、山背國紀伊郡、寶字二年の畫工司移及造東大寺司名文にも出づ、同年の畫師功錢注進文及同三年の功錢帳にては、彩色畫師
畫師淨足 少初位上、畫師司人
丈部臣葛島 少初位下、畫師司人、左京
丸部臣國足 无位、畫師司人、近江國滋賀郡
簀秦畫師豐次 无位、畫師司人、近江國犬上郡
河內畫師古万呂 无位、畫師司人、河內國丹比郡、以上三人は寶字二年の畫工司移及造東大寺司召文にも出づ、古万呂は同年の功錢注進文及同三年の功錢帳にも出で、彩色畫師たり
息長丹生眞人川守 未選、年卅九、畫師司人、右京九條一坊、戸主、寶字二年の功錢注進文にては彩色畫師
茨田連豐主 年廿一、畫師司人、右京六條三坊、戸主
錦部連乙万呂 年廿三、畫師司人、河內國若江郡錦部里、足國戸口
河內畫師廣川 年廿一、畫師司人、次万呂戸口、寶字二年の功錢注進文にては彩色畫師
辛國連廣山 年十九、畫師司人、右京八條四坊、戸主、寶字二年の功錢注進文にては彩色畫師
石作連目辟 年廿一、畫師司人、山背國久世郡奈美里、從七位下君足戸口
簀秦畫師道足 年十七、畫師司人、近江國犬上郡火田鄉、大島戸口

息長丹生眞人犬甘 未選、年廿二、右京九條四坊、人主戶口、東大寺舍人
布師淨足 年廿二、河內國和泉郡八木鄕、乎万呂戶口、東大寺舍人
丈部臣濱主 年十七、左京一條二坊、葛島戶口、里人
史戶安倍 年廿、津國西成郡安良里、正七位下赤万呂戶口、里人
刑部綠万呂 年廿五、伯耆國相見郡天万鄕、廣麻呂戶口、里人
物部福万呂 年十四、近江國犬上郡火田鄕、千万呂戶口、里人
上村主宮万呂 年十七、右京九條四坊、牛甘戶口、里人、寶字二年の功錢注進文にては彩色畫師
勝繼人 年十九、美濃國不破郡宇保鄕、吉足戶口、同上注進文にては彩色畫師、畫工司人
辛人大万呂 年卅三、周防國余色郡神前鄕、邑與曾戶口
家部乙万呂 年廿八、美作國久米郡委文鄕、年足戶口、以上廿五人は天平勝寶九歲四月七日の西南角領解申畫師歷名事等に出づ
竹志麻呂 畫工司佑
河內石島 畫師、左京、正八位上、寶字二年の功錢注進文及同三年の功錢帳にては彩色畫師、畫部、
河內稻長 河內國丹比郡、造東大寺司召文は稻万呂に作る
小長谷廣國 大和國山邊郡
毛野乙君 近江國蒲生郡
簀秦君万呂 近江國犬上郡
秦虫足 河內國丹比郡、寶字二年の功錢注進文にては、彩色畫師又堺畫師
秦稻守 左京、同上注進文にては堺畫師
黃文三田 大和國山邊郡
慧原毛人 左京、寶字二年の功錢注進文及同三年の功錢帳にては彩色畫師
黃文川主 山背國久世郡
伏万呂飯万呂 新羅人、寶字二年の功錢注進文及同三年の功錢帳にては彩色畫師、以上十二人は同二年二月廿四日の畫工司移及造東大寺司召文に出づ
黃文連乙万呂 畫工司令史、正七位上、同上畫工司移に出づ
秦廣濱 彩色畫師、畫工司人

別乙万呂 彩色畫師又堺畫師、里人
委文大宅 彩色畫師又堺畫師、畫工司人
下道吉備 彩色畫師、畫工司人
坂田國益 彩色畫師、里人
秦朝万呂 彩色畫師、里人
上村主牛養 畫師司長、從七位下、堺畫師、木畫師又塗白土畫師
辛子大雪 木畫師、里人
私部安万呂 塗白土畫師、畫工司人
平群僧万呂 塗白土畫師、里人
山廣万呂 彩色畫師、堺畫師又塗白土畫師、畫工司人
丈部山守 彩色畫師又木畫師、畫工司人
丹波船人 彩色畫師、畫工司人
勝若万呂 彩色畫師、畫工司人
大伴子松 彩色畫師、塗白土綠青同黃畫師又木畫師、畫工司人
茨田建万呂 木畫師、又彩色畫師、里人
穴大石勝 彩色畫師、木畫師又塗白土畫師、畫工司人
大原祖万呂 彩色畫師、畫工司人
相摸眞人 彩色畫師又木畫師、里人
柏原廣万呂 彩色畫師又木畫師、里人
竹志眞咋万呂 彩色畫師又木畫師、里人
忌部諸公 彩色畫師、里人
掃守眞弓 彩色畫師、里人
雀部淨人 堺畫師又彩色畫師、式部位子、寶字六年の造石山院所解にも出づ
息長廣長 彩色畫師

柏原秋人 彩色畫師

上楮麻呂 界畫師、寶字六年六月廿四日造東大寺司牒、同年七月九日及廿五日の造石山院所解、並に同年八月廿七日の造石山院所勞劇帳に依れば、年卅八、近江國栗

太郡人、造東大寺司番上、從八位下

委文淨當 彩色畫師

上村主牛甘 畫師司長、從七位下、右京九條四坊、戸主、以上二十九人は寶字二年三月十七日、十九日、四月九日及十日の畫師行事功錢注進文、並に同三年三月の大佛殿廂繪畫師作物功錢帳に出づ

丈秦宮足 畫師、寶字四年十月廿日の造東大寺司解に出づ

河内畫師年繼 正八位下、寶字三年の造東大寺司上日帳に出づ

畫師池守 寶字四年三月廿日本人の解あり

能登國依 白丁、天平寶字四年十月十九日の東大寺寫經布施奉請狀に出づ

尾張古万呂 寶字六年七月九日の造石山院所解に出づ

畫工司の盛況　**畫師の把笏**　**建築、器財の彩飾**　**厨子畫所**　**繪花盤所**　**分業**　**司吏**

以上百三十一人、多くはこれ畫工司（一に畫師司とも稱せり）の人なるを見れば、畫工司職事の盛なること、實にこの天平乃至天平寶字の頃に如く時なかりきと謂ふべし。この盛況は元正天皇の頃より漸せしものと見え、同天皇の養老三年（六月十九日）には、始めて畫工司の畫師等をして把笏せしめられき。既にして聖武、孝謙の御代に入り、寫經、造寺、造佛の事急に多きを加へ、寫書所、寫經所、造東大寺司、造東寺司、造石山院所、造佛所、厨子畫所、繪花盤所等の新に置かるゝもの少からざるに及び、佛畫及寺堂、佛像の彩飾より、厨子、佛具及經卷の繪軸等に至る迄、大抵皆畫工司の畫人をしてこれに從事せしめられき。たゞその事業の過半は建築、器財の彩飾にして、殊に盛なりしは、天平勝寶四年（四月九日）の大佛開眼供養會及天平寶字元年（五月二日）の聖武天皇御一周忌に用ゐる佛具、並に同二三年に於ける大佛殿の建築裝飾に在りしものゝ如し。東大寺にては、その彩繪の工場を繪所（寶字二年三月三日の同寺政所符に見ゆ）と云ひき。厨子畫所は正倉院古文書に、「天平勝寶四年潤三月十八日始」の厨子帳（前出畫工四十八人の歷名あるもの）及同月廿二日の充厨子畫所雜物帳等あるに考ふれば、大佛供養會に先だちて、これが爲に特に設けられ、繪花盤所（寶字元年二月廿四日の本所の解あり）は、御一周忌の爲に新に設けられしならむ。正倉院の寶物に見るが如き、當時の器財裝飾の絶妙なるは、實にこれが爲なり。畫人の建築等の彩飾に從事するに、塗白土畫師、（白土、綠青、同黄等を用ゐて木地を塗る者）木畫師、（白線を畫する者）堺畫師、（骨法を畫く者）彩色畫師、撿見畫師等の分業ありしことは、正倉院古文書等に依りて知らる。天平勝寶九年八月八日の太政官奏事（三代格）中、諸司の長上工に、木畫長上、金畫長上等の目あり。然れども、こは強ち人ごとに確定せるものならで、時に臨みて業を分ち、一人にして數科を兼ねし者もありしこと、及畫工司の正、佑、令史等も、啻に刀筆の吏たるのみにはあらで、能く繪事をみづからもせしことは、共に前出の註記に明なり。當時畫人の工料も、亦正倉院古文書に依りて、略これを考ふることを得べし。今天平寶字二年三月十七日、十九日等の畫師行事功錢注進文及同三年三月の大佛殿廂繪畫師作物功錢帳等に依りて、一二の例を擧ぐれば畫工には凡べて食粮を給する外、須理板（長三尺五寸、横一尺）一枚に彩色の花八百十六根を畫くに花一根の彩色功料五文、堺功料一文、木畫功料半文、塗白土功料は板八枚にて一文、又彩色天井板一區（方八寸）の彩色功料二文、堺功料三區一文、木畫功料八區一文、塗白土功料卅區一文なりき。

繪畫の製作、厨子繪

かくの如く、畫工司の職事は、建築、器財の彩飾多かりきと雖も、前にも言へる正倉院古文書の厨子帳に依るに、その六宗厨子の繪には、佛教

の諸尊及人物の立派なる繪畫（同帳に曰く、「第一厨子（花嚴宗、判大稻村）普莊嚴童子、普賢井、文殊師利井、善財童子、主夜神、海童比丘、賢慧井（僧）、海雲比丘、主晝神、第二厨子（法性宗、實秦麻呂）梵天、勝義生井、觀自在井、无盡意井、无着井（僧）、羅刹、雪山童子、世親井（僧、大老）、護法井（僧、劣）、釋迦井（王形）、阿私仙（老人）、第三厨子（三論宗、秦堅魚）琉璃光井、文殊師利井、維摩詰（居士形）、師子吼井、淸弁井（僧、劣）、分別明井（僧、壯）、提婆井（僧、老）、龍樹井（僧、大老）、須菩提（僧、壯）、常啼井（僧、中）、第四厨子（律宗、息長豐穗）、阿難（中老）、迦葉（大老）、優婆離（老）、末田地（壯）、彌沙塞（老）、薩婆多、曇無德（老）、優婆掬多（大老）、迦葉遺（老）、摩訶僧祇、第五厨子（薩婆多宗、赤染沙彌万呂）提婆設摩（壯）、尊者世友（老）、尊者世親（大老、比丘）、尊者妙音（壯）、法護論師（老）、衆賢論師（壯、比丘）、迦多延尼子（老）、大目揵連（壯）、舍利子（老）、富樓那（老）、第六厨子（成實宗、勝人足）、舍利弗（老）、師子鎧井（壯）、達摩陀羅（老）、羅睺羅（劣）、阿說耆（老）、放牛難陀（劣）、難陀（壯）、阿難（中老）、和加利（壯）、弗伽沙王（中老）」、以上の外、尚各厨子に梵釋四天王あり、今略しつ、又「阿說耆」「弗伽沙王」を抹殺して「力士」「金剛」と傍書せり）ありしのみならず、眞の繪畫の製作も亦決して多く裝飾畫に讓らざりきと憶はる。著大なる製作の、古文書に徵せらるゝもの少からず。

羅漢像

天平四年（四月廿二日）法隆寺に請坐せし立釋迦佛像一張、十弟子釋迦佛像一張、立藥師像一張、觀世音菩薩八張、（法隆寺資財帳に出づ）同八年大安寺に置かれし羅漢畫像九十四軀、（大安寺資財帳に出づ）天平十三年三月の所造に係る阿彌陀淨土變一鋪、（神護景雲元年八月卅日の阿彌陀悔過料資財帳に出づ）仁王會の時の奉造に係るもの多かりし佛像一百鋪、（天平勝寶七年の正倉院文書佛像雜具請用帳に出づ）正倉院古文書（天平勝寶四年ならむ）に見えたる僧愼爾耶藥叉大將像一鋪及大辯才天女像、天平勝寶五年十二月廿一日、紫微中臺造東大寺司に牒して造らめし阿彌陀佛像、（畫繡三副）御齋會所の奉造に係り、天平寶字六年（七月九日）東大寺政所より石山院に送りし阿彌陀淨土一鋪、（細布二丈一尺、縹絁三丈、天平寶字六年七月九日同政所の牒に出づ）造上山寺菩薩所の作物に係る畫七佛藥師佛樣、（功三人、天平寶字七年正月三日の造東大寺司告朔解に出づ）等卽ちこれなり。その餘法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳に見えたる.

畫屛風

彩色畫屛風貳牒、繡八部帳壹張、（長七尺、廣五尺）東大寺獻物帳（天平勝寶八歲六月廿一日）に錄せられたる畫屛風、（山水畫、國圖、大唐勤政殿前觀樂圖、大唐古樣宮殿畫（この二者は唐畫なりしやも知れず）、古樣山水畫、古樣本草畫、子女畫、古人畫、舞馬、子女、素畫夜遊、山水畫、古人宮殿）法隆寺東院資財帳（天平寶字五年十月）の五副畫像靈山淨土圖一鋪、（奉請坐法隆寺法師臨照、資財帳に署名あり）二副畫像補陀落山淨土圖一鋪、（奉請坐僧爾連）西大寺資財帳（寶龜十一年十二月）の補陀落山淨土變相一鋪、（障子畫、高三尺九寸、廣三尺一寸）藥師淨土變一鋪、（障子、高九尺、廣五尺九寸）藥師彩色畫像二鋪、（各三副、長九尺）藥師佛及觀世音菩薩彩色畫像一軀、（三副、長九尺）十一面觀世音畫像一鋪、（三副、長八尺）・彌勒菩薩畫像一鋪、（四副、長一丈二尺）四天王畫像二鋪、（各五副、長一丈六尺）彌勒畫像一軀、（四副）寶龜五年九月六日の詔（三代格）に見えたる圖書寮所藏の佛像、屛風、障子幷に雜圖繪等の類も、亦恐らくは皆宮庭の御願にて、畫工司畫人の手に成りしものならむ。

障子畫

雜圖繪

國分釋迦像

これ等の外、天平十二年諸國に令して、國ごとに釋迦牟尼佛金像（高一丈六尺者）各一鋪を造らしめしことは、類聚三代格同十三年二月十四日の勅に見え、出雲國守石川年足（朱鳥三—寶字六年）が、彌勒菩薩像を畫きしことは、高山寺の觀彌勒菩薩兜率陀天經の奧書に見え、同十四年、僧道慈、（天平十六年寂、七十餘歲）教義等十代の天皇の爲に、大般若四處十六會圖像一張、華嚴七處九會圖像一張、（各高二丈、廣一丈八尺、大安寺資財帳に出づ）を造り、天平勝寶年中、僧滿願は鹿島神宮に寺を建てゝ、佛像を圖畫し、（嘉祥三年の太政官符に見ゆ、類聚三代格）天平寶字三年唐僧鑑眞（天平勝寶六年來朝、天平寶字七年寂）が招提寺を建てし時は、障子藥師淨土繪を造りて、その食堂に安置し、同四年七月廿六日、光明皇后七々日の齋會には、天下の諸國に令して、國ごとに阿彌陀淨土畫像を奉造せしめられ、同五年、（二月）惠美押勝は光明皇后の爲に、興福寺內に一堂（東院）を建て、補陀落淨土變及阿彌陀淨土變の繡像を造りて安置し、同七年、（六月廿三日）尼法如は淨土觀經曼荼羅を當麻寺に造り、神護景雲二年、（正月廿四日）出雲國官符を奉じ、吉祥天像一鋪を畫きて、國分寺に安置せしこと（三代實錄に出づ）等あり。惜むらくは皆傳らず。たゞ法如曼荼羅は、後世の摸寫（順德天皇建保五年六月廿二日、繪師法印良賀、法眼源慶、源慶の子源尊の寫しゝものは、畠山の亂に失せ、法橋慶舜、法橋專慶の筆にて、後柏原天皇永正二年十月成りし文龜曼荼羅、法橋良慶筆にて延寶六年成り、貞享四年の銘ある貞享曼荼羅あり）に依りて、僅にその圖樣の見らるゝのみ。然れども、以上記す所に依りて、當時繪畫の命題が、佛教畫中種々の淨土變殊に行はれ、又啻に佛敎畫のみならで、山水畫、風俗畫等既に少からず、亦

國分淨土畫

摸寫

復障子に佛教畫を作り、及屛風畫、雜畫の行はれしこと等を知るを得べし。

畫專門の能非者

上出諸家の外、聖武天皇、（畫工便覽曰、「有泥金宸畫」）葛野王、（天智天皇の孫、神護景雲二年十二月薨、御歲四十五、懷風藻曰、「器範宏邈、風鑒秀遠、材稱棟幹、（中略）博涉經史、頗愛屬文、兼能書畫」）藤原種繼、（蝗淵中納言、延曆四年九月廿三日薨、歲四十九、延曆僧錄曰、「剃手皮、奉畫藥師淨土變一鋪」）淡路眞人三船、（葛野王孫、刑部卿、從四位下、兼因幡守、延曆四年七月卒、古畫備考曰、「其繪在栂尾寺所藏古摸本中」）祚蓮、（天智丁卯入唐、天武六年歸朝、藥師寺建立の時、定に入り龍宮の伽藍を見て、圖を摸して進めきと云ふ）行基菩薩（天平廿一年二月二日寂、歲八十、古畫備考曰、「畫彌勒尊像、在高野學侶方彌勒院」）等も、その名、畫傳の書に錄せられたり。

顏料の種類

元明天皇和銅六年、（五月二日）勅して、諸國郡内生ずる所の彩色等の物は、具さに色目を錄して言上せしめ、又（同月十一日）上野等の國をして、金靑等を調貢せしめき。顏料の需要漸く多きに從ひて、文武天皇以來これを內地に產するに至りしことは、旣に言へるが如し。かくて本時代に入りては、聖武、孝謙二朝頃の古文書を閱するに、當時用ゐし顏料の品目あり。朱沙、丹、蘇芳、烟紫、（又烟子に作る）紫土、同黃、靑黛、藍花、紅靑、白靑、空靑、金靑、白綠、綠靑、金薄、銀薄、金墨、銀墨、胡粉、阿膠等これなり。現にこの頃の繪畫及器財裝飾の遺作を見ても、色彩は前代よりも大いに豐富を加へ、今も用ゐる日本畫の顏料は、旣に略皆具りしことを知るべし。後の延喜式錄する所の諸國貢進雜物の顏料は、爾後次第に產出を增しゝものなるべし。

製作の材料

されど尙外國の輸入に待つものありしこと、又延喜式に見ゆ。天平勝寶の頃、繪畫製作の材料の、當時の古文書に出でたるものあり。今その一二の例を示さむに、先に述べたる紫微中臺造東大寺司に牒して造らしめし阿彌陀佛像の料は、「畫施壹條の外、同牒に「朱沙貳分、金靑壹兩貳分、白靑壹兩貳分、綠靑貳分、白綠肆兩、同黃半分、胡粉參兩、丹貳兩、烟子參枚（大、）膠拾兩」、僧愼儞耶藥叉大將像一鋪の彩色料は、「朱沙二兩、金靑三兩、白靑二兩、同黃二分、胡粉六兩三分、（盡用）丹六兩、大烟子（十六、十三小、三枚大、盡用）金薄七十五枚、（盡用）綠靑三兩、（直卅文、盡用）白綠一兩二分（六文、盡用）紫土一兩二分（六文、盡用）銀薄十二枚、（廿四文、盡用）膠九兩（廿七文、盡用）合九十三文なりき。

遺品

本時代遺品の主なるものを列擧すれば、略左の如し。

第五　過去現在因果經繪

この過去現在因果經は、紙面を上下二段に分ち、上段に經中所說の事相を圖畫し、下段に經文を筆寫し、元と一部四軸のものなりき。その第二卷上半は京都の上品蓮臺寺に、第三卷は醍醐報恩院に、第四卷の下半は東京美術學校に傳存す。報恩院の寬濟僧正の元和四年に記したる第三卷の包紙に、「第一之卷、仁和寺宮依御所望寄進、第二之卷紛失」とあり。又同紙の寬永二十年の追記に、「□□山住侶南院之住持堯遍登山、遂諸傳受印可、此□僧云、大師御筆因果經自元相傳云々、將又大藏經因果經四卷在之、今一卷所在不知」とあるのみならず、承應三年蓮臺寺の尊宣の記したる第二卷の跋文に、「寬濟の語を錄して「全部四卷、今散在于處々、謂仁和寺、當報恩院、南山之南院也、恨未知一卷之所在」と曰ひ、又紛失せりと云ふ第二卷の蓮臺寺に在ることを語りしに、寬濟大いに喜びたるを以て、他日これを醍醐に齎して比較せるに、恰も符節を合せたる如くなりし由を記せるより考ふれば、當時高野の南院に在りしは、今の美術學校の第四卷なりしなり。而して第二卷は、紛失の後蓮臺寺に入りしものにして、承應の頃より旣にその下半を闕きしこ

とは、又尊宣の跋文に「歎此本又有第二卷之上半、不知下半之所在」とあるにてこれを知るべし。考古畫譜には、仁和寺及高野山南院にもこの經ある由記したれど、南院には今無し。仁和寺に在るべき第一卷亦今所在を知らず。憶ふに、久邇宮その他世の好事家の所藏に、この經の斷片少からざるは、即ち第一卷及第二卷下半、第四卷上半の散亂したるものなり。而して第一卷の仁和寺に、第三卷の報恩院に傳はりしは、元和の初頃、中山慶親卿（元和四年薨）の寄附に係り、第二卷の紛失せしも、殆ど同じ頃中山家に於いてせしものなることは、寛濟の包紙の記文中、最初抄出の「紛失」に續けて「右兩卷自元家門相禀之什物云々」とあるもの、即ち中山家の傳說を錄したること明なるにて知られたり。さてその中山家に傳はりしは、何れの頃なりや詳ならずと雖も、三條實隆公（天文六年薨）の記に、「大永八年三月十六日、聖武天皇宸筆過去因果經有繪拜見、殊勝者也」とあるもの、即ち亦この經なるべきに徵し、又美術學校藏卷に興福傳法の印あるを見てこれを考ふれば、中世興福寺の所藏たりしもの迯出して、大永、享祿の頃、公卿の間に展轉し、終に中山家の所藏に歸せしものなるべく、第四卷も亦同じ頃轉じて高野の南院に入りしならむ。その上半の失せたるは、南院を出でゝ美術學校に入る迄の間に於いてせしものにして、他日或はこれを發見せむやも知るべからず。報恩院にても南院にても、この經を古來弘法大師の筆なりと傳へたりしことは、報恩院の包紙に、「字畫共以高祖弘法大師眞蹟也」と言ひ、南院の堯遍も前に掲げたる如く、「大師御筆因果經」と言ひ、又蓮臺寺の跋文中の寛濟の語にも、「書與畫併我弘法大師眞蹟也」と見えたる等に徵して明なり。然れども、こはその醍醐及高野に入りし後言ひ出でたることなるべく、書畫共に全く大師風乃至大師以後の樣式に非ざるが故に、決して信ずべからず。まして實隆公記には「聖武天皇宸筆」と言ひ、又前に抄出せる文に續けて「天平七年勅筆也」と記せるをや。仍りて憶ふに、大永の當時實隆公の見たりしもの〻中、恐らくは今所在を知らざる第一卷の末尾かに、天平七年の文字歷然たりしよりして、聖武御筆と言ひしものなること疑ふべからず。若し然らずば、天平七年と云ふことの出で來るべき理由なし。又天平年間の古文書の端に、「可求過去現在因果經五卷（在平攝師所）」と記したるものありて、五卷と言へるは誤なれど、平攝の天平二十年頃世に在りし元興寺の僧なることは、正倉院文書に依りて知らる〻のみならず、第三卷の軸附に、「四月七日寫書生從八位云々」とあるを考ふるに、大寶令既に寫書手ありと雖も、尙敍位あることなく、天平頃に至りては、聖武興敎の盛代、寫經司、寫經所などありて、寫書生に敍位ある者ありしこと、當時の解文等に依りて明なれば、吾人は愈〻信を實隆公記の文に置きて、この經の書寫年代を天平七年と決定することを得べし。これ等の事未だ精きを得ざりし頃、鑒定上種々の憶說を爲して、或は推古朝の物とし、或は支那六朝頃の製作とする者ありしが、輓近文學博士小杉榲邨、今泉雄作、玉團快應諸家の詮索に依りて、以て以上考證の材料を供給せらる〻に至りぬ。本書載する所は、第四卷の中、釋尊竹園說法の一段なり。物象は描筆と共に極めて稚癡にして、色彩は皆單純なる原色を用ゐ、間色は僅に一の茶褐色あるのみ。さればその顏料は、茶褐色の外、墨、胡粉、丹、朱、綠靑（濃淡二種）及群靑（濃淡二種）の六種に過ぎず竹及樹葉は沒骨に畫きたり。而して山石の皴には、早く既に後の和繪の典型を生ずべき原始の形式を具するを認め、天人の形趣の如きは、推古朝の面影を存じ、佛の脚下の蓮花はアジャンタア第十號廟の柱に畫けるものに酷似せり。さればこの畫は天平頃に成れるに拘らず、畫風は正に前時代の餘波に屬すと謂ふべし。

第六　烏毛立女屏風繪

この御屏風は、天平勝寶八歳六月二十一日、聖武天皇の追福の爲に、光明皇后の毗盧舍那佛に奉獻せられし國家の珍寶の一なり。即ち東大寺獻物帳に見えたる「御屏風壹佰疊」中の「鳥毛立女屏風」にして、今尙現に正倉院に藏せらるゝ御物とす。六扇各〻樹下の美人を圖し、頭髮と衣服とに鳥毛を貼して裝飾したりしもの、今は鳥毛大かた失せて、その下に書きし描線露れたり。先年この屏風修補の時、裏張り(緣の裏打ち紙の中にも天平勝寶頃の文書あり)の中に「天平勝寶四年六月廿六日」の文ある反古ありしを見たるより考ふれば、その製作年代は、天平勝寶四年より八年迄の四年間なること極めて明確にして、前の過去現在因果經に次ぐべき古畫なり。人物の顏と手とには彩色を施したれど、頭髮及衣裙の描線は、鳥毛貼附の下書に過ぎざるを以て粗筆を用ひ、樹石は初より墨畫なりしものゝ如し。憶ふに獻物帳中に見えたる「素畫夜遊屏風」の如きも、亦この種の墨畫なりしならむ。本書收むる所の一扇、筆痕略鮮明にして、明に當時の畫風を觀ることを得べし。その技術は尙稚癡を免れずと雖も、これを前の因果經の畫に比するに、進步頗る著く、樹幹の錯節及石皴の畫法較〻寫生に叶ひて、曲折の巧を示せるのみならず、樹形は早く後の和畫の風を胚胎し、皴法は或は唐の山水畫の面影を傳へて、亦多少和化したるものの如し。美人樹下に立ちて手に寶珠を弄する所、蓋し當時の風俗畫なり。次に揭ぐる吉祥天の面相も、本圖の美人に酷似せるを見てこれを考ふるに、この種の相貌は、即ち奈良時代の人の美と爲したる所なりしや必せり。その紅粉を施し、蛾眉を書き、眉間及兩頰に綠點を加へたること、及服裝、髮容皆以て當時の俗を察するに足る。支那六朝の作とおぼしき美人の小石像の、東京美術學校に藏せらるゝものに較ぶるに、風俗全く相同じ。蓋し亦彼に倣へるなり。而して鳥毛の屏風は、この外にも、獻物帳中又「鳥毛篆書屏風」及「鳥毛帖成文書屏風」ありて、兩者共に現存せるを見ても、その當時に行はれたる裝飾の意匠なりしことを知るべし。

第七　菩薩像

この畫は正倉院寶物の一にして、製作の年曆詳ならざれども、恐らくは天平勝寶前後の筆に係り、大佛開眼供養會か、若くは聖武天皇崩後御一周忌の法會かに用ゐられしものにはあらずやと憶はる。布帳に畫ける草筆の墨畫にして、精巧を缺けりと雖も、亦以て當代の技風を觀るに足る。菩薩の尊名の定め難きは、亦軌前の圖像に往々免れざる所なり。

第八　金銀泥山水繪

この畫は、正倉院寶物の一にして、今現に中倉に納めらるゝ繪箱の裝飾なり。この繪箱は獻物帳中の物に非ずと雖も、必や大佛開眼供養會又は聖武天皇御一周忌の法會に當り、宮庭にて造られしか、或は群臣より奉獻せしものゝ一なるべし。黑柿の材を蘇芳染にしたる上に、箱の蓋及四側(身は近年の新補に係る)に金銀泥もて滿面山水を畫けり。先の因果經繪及鳥毛立女屏風の配景に較ぶるに、意匠の自在、用筆の健拔、誠に同日の談に非ず。奈良時代の山水畫に於ける技巧の精妙を觀るべきもの、本品を外にして復これを求むべからざるなり。

第九　吉祥天像

大佛華趺刻畫
佛足跡刻畫
戒壇院屏畫
正倉院寶器裝飾畫

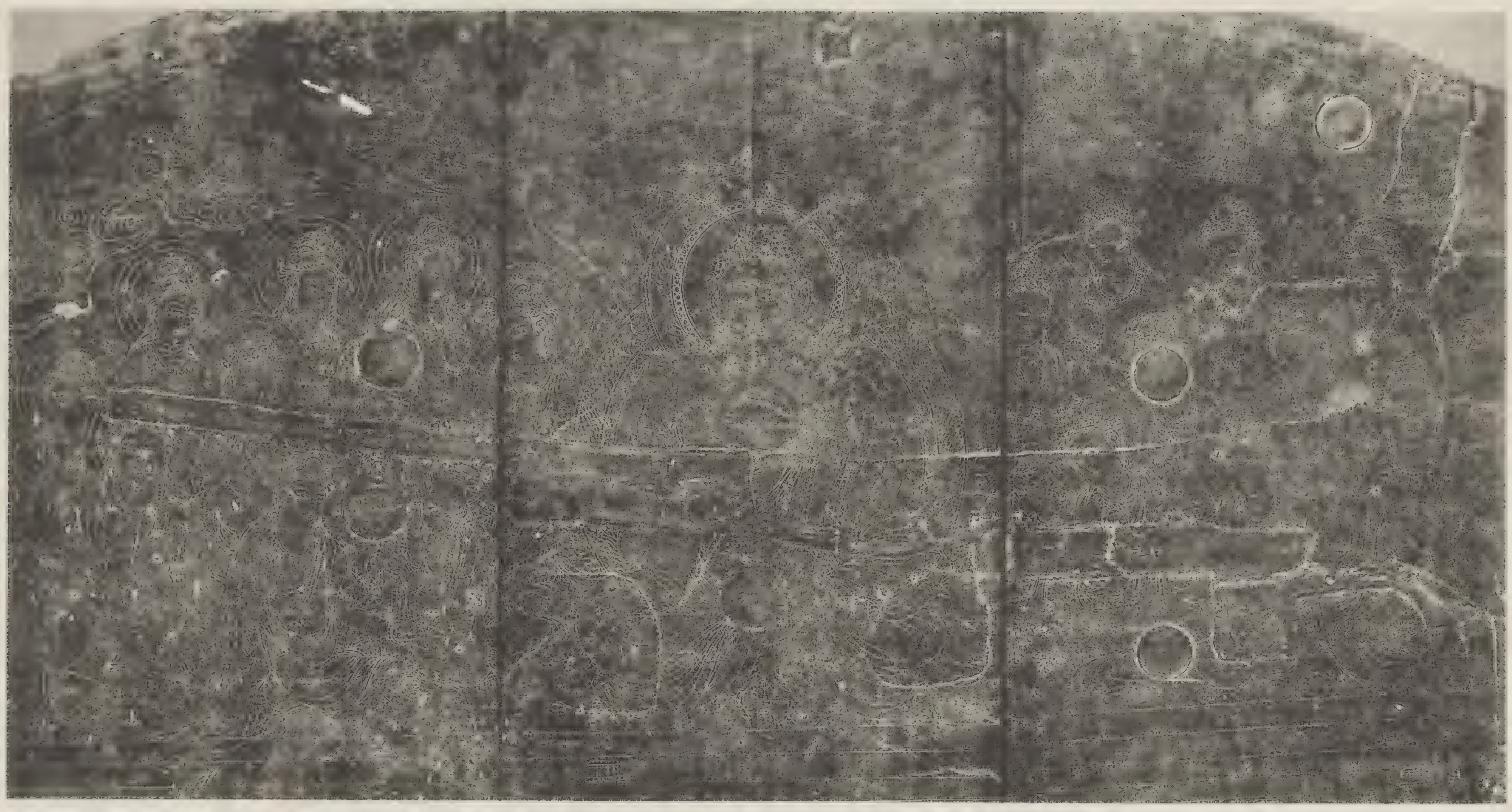

小圖第五　東大寺大佛華趺刻畫

本圖は古來藥師寺の鎭守八幡祠に嚴祕せられしものにして、「寶德二年十二月二十九日修覆云々」の裏書ある外、その製作の由來及年曆等、毫も傳徵あらず。然れども先にも言へる如く、神護景雲二年に出雲國をして吉祥天に書かしめしことあり。又藥師寺の古文書に依るに、寶龜四年には特に吉祥悔過會を藥師寺に修せられし由なれば、本圖は蓋しその頃の作かと憶はる。而して藥師寺の八幡祠には、祭神應神天皇の御母神功皇后及皇后仲媛の像もあり、又每年一回吉祥會と稱して祭典を行ひ來りしこと等より考へてか、人或は說を爲して、この圖を以て神功皇后又は仲媛に擬したるものならむと言ふ。或は然らむ。然れども同祠は、貞觀元年行敎和尙が大安寺の八幡宮を遷す時、この處に休息したりし後、勸請せられたるものなるに、本圖の製作年代はそれより頗る古しと見ゆるを以て、初めより神功皇后又は仲媛の本地尊として書かれしものには非ざるべし。蓋し我が國の吉祥天圖の遺品中最も古きものなり。右手の印相密軌に合はざると、布局の形式の密敎風なる正面の一尊圖に同じからざるとに由りて、密敎傳來前の製作なること疑ふべからざるのみならず、前の太子影及法隆寺壁畫よりも年代の降るべきは、明にその描寫の技術進步して、設色の豐富と精巧とを加へたる畫風に徵せられ、その服飾及曲眉豐頰の面貌は、前の鳥毛立女屛風の美人圖と全く同一の樣式を爲し、衣服の文樣著く正倉院の諸器財及本時代の製作に係る彫像の文樣に酷似せるより考ふれば、凡そ孝謙乃至光仁天皇の朝に成りしものなることを察すべし。その色調の諧和は古畫の常なりと雖も、纖麗の描筆もて流暢の衣文を書き成し、面相、手指寫し得て巧なるのみならず、裙帶風を迎へ、瞻視前に注ぎて、蓮步將に動かむとするを見る。祕襲千歲に傳へらるゝ所以、固より信仰の力に依れりと雖も、亦誠に當年の名作なりしが爲なることなからむや。

上記四品の外、本時代の繪畫として見るべきものは、東大寺大佛華趺の刻畫大千世界佛菩薩圖、（天平勝寶元年十月廿四日、大佛大体の鑄畢りしより、開眼供養會迄に成りしものならむ、小圖第五はその一部分なり、前の橘夫人厨子扉繪に比べて、一段の進步を認むべし）天平勝寶四年九月七日の刻銘ありて、畫師越田安方の畫きし藥師寺佛足跡刻畫、（黃書本實が唐より寫して歸りしものゝ摸寫を刻せしなり）僧玄證（高野山月上院の僧、閑觀房と稱す、元久三年六月八日寂、七十二歲）の摸本もて傳れる東大寺戒壇院佛龕扉畫（梵天、帝釋、四天王、二王及歌舞菩薩八軀、戒壇院は天平勝寶六年五月一日建立の宣旨ありて、翌七年十月十三日供養會ありしなれば、この畫の原圖もその頃の作ならむ、その樹形は鳥毛立女屛風繪の更に精妙を加へたるを認む）及正倉院寶器裝飾中、前出の金銀泥山水繪箱以外の繪畫に近きもの（夾纈及臈纈屛風、韓櫃墨畫、蓮華瓣裝飾畫等）等あり。

本時代の畫風

今これ等を通じて考ふるに、本時代の繪畫は、その初めは尙前代の餘風を受けたるものあること、因果經繪に見るが如くなりしが、孝謙天皇の朝に至る迄には、漸く流傳に富める唐畫の藍本（これより以前の僧侶及留學生の請來品明ならずと雖も、正倉院寳器中に舶來とおぼしきもの多きに徴すれば、繪畫も必や輸入せられしもの少からじ、吉備眞備（天平七年歸朝）は孔子及十哲の畫像を齎し、鑑眞和尚は功德繡普集變一鋪、阿彌陀如來像一鋪、繡千手像一鋪、救世觀世音一鋪等を齎しき）に依りて、次第に發達せしもの、如く、技術の精巧大いに前代に過ぎたるのみならず、畫風も先の稚癡若くは不消化の迹を絕ちて、渾然練熟の妙を見るに至り、一面、頗る唐風に妥貼せしものとおぼしく、一面、樹石の如きは漸く後の和繪の格を萠しぬ。たゞこれに比照すべき古き支那畫の存ぜざるを以て、如何に唐風に近づきしやを精くすること難きのみ。されど、これを次の平安時代王朝紀に於ける密敎家請來の中唐風と稍異なる所あるに考ふれば、我が奈良時代の畫風は、以て彼の初盛唐の畫風を推考するに足るべきものならむ、

Painting on paper

Nara Period 708 to 769

Artister not Known

the Owner

Fine art school of Tokyo.

第五　過去現在因果經繪

紙本著色

竪幅九寸八分

東京美術學校藏

華鳧鴈鴛鴦異類
衆鳥繽紛翔集出和
雅音有如是等種種
祥瑞既入城已與頻
比婆羅王俱往竹園
尒時諸天滿虛空中
時王即便手執寶瓶
盛以香水於如來前
而作是言我今以此竹
園奉上如來及比丘
僧唯願哀愍為我納
受作此言已即便捨
水尒時世尊嘿然受
之說偈呪願
若人能布施　斷除於慳貪
若人能忍辱　永離於瞋恚
若人能進善　則遠於愚癡
能具此三行　速至般涅槃
若有貧窮人　无財可布施
見他脩施時　而生隨喜心
隨喜之福報　與施等无異
尒時婆羅門大臣及

Screen

Nara Period 710 to 784.

Paint on paper

Artist not known.

The owner

Shosoin.

正倉院御物

第六　鳥毛立女屛風繪

六扇中の一扇

紙本、面手著色、其餘墨畫

竪四尺五寸一分、横一尺八寸七分

（第十五頁參看）

Bosatsu.

Nara Period 708 to 789.

Paint on cloth.

Painter not Known.

The owner

Shosoin

正倉院御物

第七　菩薩圖

布帳墨畫

竪四尺四寸、横三尺七寸五分

（第十六頁參看）

Black persimmon Box Cover
Paint with gold and silver lacquer
Nara Period 708 to 769

Owner –

Shosoin

正倉院御物

第八　金銀泥山水繪

蘇芳染黑柿箱蓋

長一尺二寸八分幅九寸九分五厘

（第十六頁參看）

（五十八年秋）

絹一六二·七八公分×九十五公分 [illegible]

[illegible]

卷八　金 [illegible] 山水 [illegible]

五倉 [illegible]

Kichi ten

Nara Period 708 to 784.

Paint on cloth.

[illegible]

[illegible]

Yakushiji Yamato

第九　吉祥天像

布面著色

竪一尺七寸五分横一尺五分

大和國　藥師寺藏

（第十六頁參看）

大正[illegible]

（第十六頁參看）

第一[illegible]

插圖第三

後光　吉祥天像

第三編　平安時代（桓武天皇より安德天皇まで）

第一章　王朝紀（光孝天皇まで）

時代、紀の區劃、世運、交通

桓武天皇都を平安に遷し奠めたまひしより、文化の中心は從ひてこゝに遷り、宇多天皇以後藤原氏の攝關の世と爲るに至る迄、百餘年間、政權全く皇家に在りし王朝の盛代に當り、繪畫も、遣唐使、（延曆廿三年、承和五年）渤海使、（天長二年、貞觀十四年、元慶六年、次紀に二三回あり）入唐僧及商船の交通（三韓との交通も、飛鳥時代より引き續きて、藤原初期迄あり）に由り、前代に於けりし盛唐以上の風とは稍異なる中晩唐の風を傳へ、開明の發展、國運の隆昌及宗教の變遷と相待ちて、以て空前の英華を新都の天地に煥發せり。これを平安時代の王朝紀とす。

宗教の影響

政治上及社會上百事全般の進運が、藝術發展の地を成すことは、固より言ふを待たずと雖も、上代に在りては、宗教の如く顯著なる影響を繪畫に及ぼしゝものはあらず。されば、飛鳥時代、奈良時代の美術が、主として佛教の爲に發達せしことは、既に述べし所の如し。たゞ前二時代に於いては、佛教の宗派に由りて美術の上に風趣の異調を生ずるに至らざりき。然るに、本時代に入りては、先の南都六宗の皆同じく講學を主とする顯教なりし（多少は異傳とおぼしき密教ありき）に同じからず。佛教が殆ど全く婆羅門教化して、開元、天寶の際唐に傳はり、（支那畫及彫塑の部に精し）專ら修供、觀想

密教の渡來

を事とする祕密教が、弘法大師、智證大師（並に後に出づ）等に依りて、始めて我が國に輸入せられしかば、これより、佛教美術中前代に見ざる一種の異色ありて、而も變化の甚だ多般なる諸々の圖像（胎藏界にて通途四百十四尊）を產するに至りぬ。而もその作風は中唐以後の物に係る。これ實に本時代繪畫の前代と同じからざる最大事由なり。啻にその畫の圖式、（曼荼羅及一尊圖）風調を異にせるのみならず、密教の傳持には圖畫を待つこと多くして、（請來錄曰、「和尚告曰、眞言祕藏、經疏隱密、不假圖畫不能相傳」）行者みづからその描寫を能くすることを要する事情あるが故に、爾來畫技に長じたる者僧徒に少からず。畫苑の狀態も、亦前代と同じからざるものあるに至りぬ。

文學の趨勢

次に本期に於ける文學の趨勢を見るに、亦前代とは趣を異にせるものあり。曾て應神天皇の朝に始めて傳はれる支那文學は、年所を經るに從ひて、次第に發達し、奈良時代に及びては、今に傳ふる官文書を見ても、既に全く唐化せしのみならず、古事記、（和銅五年）風土記、（同六年）日本書紀（養老四年）等の撰修さへあり、詩集にも懷風藻（天平勝寶三年成）ありし程なれど、多くは皆事を記する實用に止まり、詩文の美を重んずること未だ盛ならざりき。然るに本期に入りては、啻に國史その他の編著（續日本紀延曆十六年、古語拾遺大同三年、姓氏錄弘仁五年、祕府略天長八年、令義解同十年、日本後紀承和九年、仁明帝記貞觀四年、續日本後紀同十一年、貞觀格貞觀式同十一、十三年、文德實錄元慶三年）多きを加へたるのみならず、嵯峨天皇を始め、弘法大師、小野篁、都良香（元慶三年卒、三十六歲）等より以來、大いに詩賦、文章の美（並に凌雲集（延曆元―弘仁五年）、文華秀麗集、經國集（慶雲四―天長四年）、性靈集等に見るべし）を尚ぶに

書道の勃興

至り、藝術に對しても、一面唐化の鼓吹を助け、一面趣味の開發に益ありしや、言ふを須ゐず。而してかゝる唐風の文運は、又新に書道の發達

風俗

を導きぬ。前代に於いても王義之、王獻之の書の如きは、その搨本すら大いに重んぜられしこと、東大寺獻物帳にても明なれど、尙邦人にして書を以て著れたる者少かりしが、弘法大師の唐より歸るや、頗る能書を以て重んぜられ、屢〻勅命を奉じて揮毫せしこと、性靈集に見えたるが如く、終に後世入木道の開祖と仰がるゝに至りぬ。嵯峨天皇も深く書を好み、いみじき能筆にてまし〳〵き。これ亦多少詩文と一般の影響を、本紀の繪畫に與へしならむ。當時の紳士は唐制の官服を著け、唐韻に詩賦を朗詠し、唐樣の文字を書き、消息にも漢文を用ゐけむ。その有樣や、想ひ見つべし。繪畫に唐風の行はれしも亦所以あるなり。

畫工司の廢止

桓武天皇延曆十年、正月廿八日從五位下大神朝臣仲江麿が畫工正に任ぜられしこと、續紀に見えたる後、畫工司職員の補任、敍位等、復た國史に見えず。既にして、平城天皇大同三年、正月廿日に至り、前代にその職事の盛を極めたりし畫工司は廢せられて、漆部司と共に工匠寮令外、神龜五年八月朔日置かる、中務省所管に合併せらる。類聚三代格に見ゆ日本逸史にこの時の詔あり。曰く。「觀時改制、論代立規、往古相沿、來今莫革、故虞夏分職、損益非同、求之變通、何常準之有也、思欲省司合吏、少牧多事、致人務於淸閑、期官僚於簡要、減內舍人、定四十員、其畫工、漆部二司、併內匠寮。」下略翌四年、八月廿八日太政官符三代格に出づもて、內匠寮の雜工數を定められし中に、長上畫師二人、番上畫工十人並に冬夏の時服を給せられきあり。想ふに、新都の造營既に成り、聖武、孝謙の朝に於けりしが如き、官府の事業としての寺像の建立なきを以て、前代の如き職制の畫工司は、その必要なきに至り、僅に宮庭の調度等に用ゐる繪飾の事のみと爲りしが爲ならむ。これよりは、工匠寮畫工の勤むる所を畫所と稱せしならむと想はるれど、この稱は、廢司合併の時より、直ちに用ゐられしや否や、明ならず。畫所の名の記錄に見えたるは、三代實錄仁和二年九月十二日の條に、「畫所犬死、中略畫所者、在宮門左右衞門陣之內」とあるが、初なるべし。

畫所

簀秦笠麿、良枝朝生

廢司後の畫師にして、その名史乘に見えたるは、弘仁三年、正月八日正六位上より外從五位下に進み、同六年七月二日西市正に任ぜられし簀秦畫師笠麿、承和三年閏五月八日遣唐使に附せられし畫師雅樂笛笙師良枝宿禰朝生改本居、貫附右京七條二坊、この行風に遇ひて、果さず等あるのみ。この中、笠麿は畫所の畫人には非ざりしものゝ如く、又この頃に至りては、畫師の姓必しもその職業を表するものならで、笠麿の如きも畫を能くせざる人なりしやも知れず。但しこの疑は、奈良時代の畫師姓の人にもあるに似たれど、今にしてこれを辨別すること難し。而も僅にこれ等の數家のみにして、畫所の畫工の名聲聞えたる者なきは、以て、その多くが前代の畫工司畫部の如く、尙主として宮室、器財の彩飾を事としたる、工匠の徒なりけむことを想ふに堪へたり。されば本紀間、眞の專門の畫家にして、せめてその名のみにても記錄に留めたるは、良枝朝生の外、承和五年智證大師に命ぜられて金色の不動尊像園城寺に存する黃不動尊なりと云ふ。後出不動明王像の條を參看すべしを畫きたる畫工光空、及菅家文草元慶六年八月一日作左相撲司標所記に見えたる畫師備前少目百濟常良菅家文草曰、「凡作標之起、專依畫樣、而畫師備前少目百濟常良、隨馬折肱、不便用筆、仍仰左史生村國正歲、左馬史生神門宗雄等、令進畫樣、正歲等雖盡精神、不足取象、(中略)數日之後、常良自私門進畫樣」あるのみ。

光空、百濟常良

非專門の能畫者

專門畫工の能手寥々たるに反し、本期に入りては貴紳、士人の畫を能くする者漸く多く、建築、工藝の裝飾以外に於いて、單に玩賞に供する人物、山水、花鳥等の雜畫は、寧ろ主としてこれ等の人の所作の重んぜらるゝに至りしものゝ如く、宗教畫も亦信仰の爲に往々これ等の人

の手に成りき。その最も秀でたる河成の如きは、終に全く專門の畫師として世に遇せられしなり。左に諸家の名傳を略記す。

藤原內麻呂　長岡大臣又閑院大臣と稱す。大納言眞楯の三男にして、右大臣、從二位に至れり。弘仁三年十月六日薨ず。畫工便覽に「好丹青、圖不空羂索幷四天像、納所々」とあり。

平城天皇　大同元年即位、天長元年崩御。扶桑略記に依るに、延曆十六年四月廿一日僧正善珠の寂せし時、その形を圖して秋篠寺に置きたまひきと云ふ。

嵯峨皇后橘嘉智子　檀林皇后と申しき。嘉祥三年五月崩御。宸筆藥師三尊大覺寺にありし由、古畫備考に見ゆ。

小野篁　征夷將軍參議峯守の三男、野相公と號す。參議、從三位に至れり。仁壽二年十二月廿二日薨ず。歲五十一。その才學に秀でたることは普く世の知れる所なり。文德實錄に曰く「當時文章、天下無雙、草隸之工、古二王之倫、後世習之者、皆爲師模。」又畫を能くせりとて、本朝畫史、畫工譜略、畫工便覽等に出せり。展閱目錄に、多武峯護國院に篁の畫ける鎌足の像ありし由見え、その餘閻魔、地藏、十王、地獄の圖等諸書に見えたれど、强ち信じ難し

百濟河成　文德實錄に曰く「仁壽三年八月巳未朔壬午（廿四日）散位從五位下百濟朝臣河成卒、河成本姓余、後改百濟、長於武猛、能引强弓、大同三年、爲左近衛、以善圖畫、屢被召見、所寫古人眞、及山水、草木等、皆如自生、昔在宮中、令或人喚從者、或人辭以未見顏容、河成即取一紙、圖其形體、或人遂驗得、其機妙類如此、今之言畫者、咸取則焉、弘仁十四年拜美作權少目、天長十年（續後紀には十一月庚午十八日）授外從五位下、累遷、承和中爲備中介、次爲播磨介、時人榮之、卒時年七十二。」續紀承和七年六月乙己朔丙寅（廿一日）の條に曰く「備中介外從五位下余河成（中略）賜姓百濟朝臣、其先百濟國人也」今昔物語には「世に並无き者にて有ける、瀧殿の石も此川成が立たる也けり、同き御堂の壁の繪も、此川成が書きたる也」と曰ひ、更に從者の顏を書きしことに加へて、延曆遷都の時、武樂院を建てし建築の名匠飛驒の工と技藝を競ひしことを載せたり。但しこの話說は、全く雜譬喩經の「木師畫師喩」の摸倣なること明なれば、後人の作爲せしものなること言ふを須ゐず。巨勢金岡に先だちて、畫名最も世に布けるは、實にこの人なり。その信ずべき書蹟の今に傳はれるもの絕無なるを以て、畫風を詳にすること能はざるを恨とす。

藤原利基　內舍人良門の一男にして壬生家の祖なり。從四位上、右中將に至る。天安頃の人とす。土佐系譜に、その書きし相撲人形、傳寫して土佐家に在りと曰へり。

源信　嵯峨天皇の皇子にして源氏の第一郎たり。左大臣、正二位に至り、貞觀十年閏十二月廿八日薨ず。歲五十九。三代實錄に曰く「率性强雅、風尚不恒、好讀書傳、兼嘉草隸、又工圖畫、丹青之妙、馬形寫眞、太上天皇親自敎習、吹笛、皷琴箏、彈琵琶等之伎、思之所涉、究其徵旨」と。その多才なりしこと想ふべし。畫工便覽には「好畫花鳥及人物」と曰へり。

藤原良房　左大臣冬嗣の二男にして、攝政、太政大臣、從一位に至る。白川殿又染殿と號す。貞觀十四年九月二日薨ず。歲六十九。忠仁公と謚せらる。本朝畫史に「其所畫、春日明神化現赤童子、今現有焉」とあれど、今これを見るに、製作の年代新にして信じ難し。

文德皇后明子　忠仁公の女、淸和帝の母なり。染殿の后と申しき。本朝畫史に曰く「尤巧畫草花、近世豐臣大閤秀吉公、得其所畫白菊屛風、珍之、高六尺、撒

金銀密飾地」

在原行平　阿保親王の第二子にして、正二位、中納言に至り、寛平五年七月十九日薨ず。歳七十六。畫工便覽に「常好ニ丹青一（中略）戲墨今存」と曰へり

在原業平　平城天皇の御孫阿保親王の第五子にして、藏人頭、從四位上、行右近衛權中將、兼美濃權守に至る。元慶四年五月廿八日卒す。歳五十六。和州舊跡幽考、和漢三才圖會及畫工便覽には、みづから畫きし肖像（陽成院宸翰の讃）の大和不退寺に存ずる由を記せれど、その物信じ難し。

玩賞繪畫　以上の中、多くはたゞ常人の戲技又は一時の製作にして、眞に繪畫として見るべき技巧を有し、而も最もその技を以て世に重んぜられ、常に繪畫に從事して、その所作も多かりけむは、獨り百濟河成あるのみ。而してその主として畫きしは、玩賞繪畫なりしもの ゝ 如し。抑〻我が

山水　國の玩賞繪畫は、前代に於ける正倉院の屛風中には舶來品もありしならむ等あり。又本紀に入りては、經國集に見えたる清涼殿の畫壁山水嵯峨天皇御製清涼殿畫壁山水歌、及菅清公、都腹赤、滋貞王の奉和の歌各一篇あり、御製に曰く、「良畫師、能圖山水之幽奇、目前海起萬里濶、筆下山生千仞危、陰雲朦々長不雨、輕煙羃々無散時、蓬萊方丈望悠哉、五湖三江情沿洄、淼漫濤如隨風急、行船何事往復來、飛壁嵯巘垂蘿薜、會巖盤屈衣苔蘚、嶺上流泉聽無響、潺湲觸石落溪隈、空堂寂寞人言少、雜樹朦朧暗昏曉、松下群居都仙與、不語意猶眇、度歲横琴誰奏曲、經年垂鈎未得魚、馳眼看知丹青妙、對此人情興有餘、畫勝眞花笑冬春、四時常悦世間人」以てその圖相を想ふべし等ありと雖も、その大いに發達したるは、蓋し河成の頃なるべし。惜むらくはその遺品今に存ぜず。次紀の製作と比較してその變遷を見るに由なし。而もこの種の繪畫の製作に關すること、史乘に錄せられたるもの極めて稀にして、僅に年中行事鈔に、「仁和

屛風畫　元年圖ニ年中行事於障子一」古畫備考より引くとある等に過ぎざるが故に、その流行の程度、應用の範圍等も精く尋ぬべからず。然れども當時屛風、障子の畫の頗る多く作られけむことは、想像するに難からず。古今集には、「二條の后の東宮のみやす所と申しける時、御屛風に、龍田川に紅葉流れたるかたをかけりけるを題にてよめる」素性法師及業平朝臣ちはやふるの歌あり。凡河内躬恒の「亭子院の御屛風の繪に、川渡らむとする人の、紅葉のちる木のもとに、馬をひかへてたてるを云々」の歌、及坂上是則の「屛風の繪によみ合せて書ける歌」あり。又素性法師の「內侍のかみの右大將藤原朝臣の四十の賀しけるに、四季の繪かけるうしろの屛風にかきたるうた」「三條の町の田村の御時に、女房のさぶらひにて、御屛風の繪御覽じけるに、瀧落ちたりける所面白し云々」の詠あり。拾遺集にも、貫之の「陽成院の御屛風に小鷹がりしたる所」を詠みし歌あり。これ

和風流行の萠芽　等の屛風畫は、想ふに唐畫の風にあらで、當時唐風の文物は最も隆興しながら、本紀の末に至りては、早く既に和風繪畫の萠せるありて、主

賀宴の屛風　として屛風等の玩賞繪畫に用ゐられ、以て次紀の發展に先鞭を著け、賀宴に臨みて特に屛風を新造するが如きことも、この頃より既に行

畫題、人物　はれ初め、以て次紀の盛况を導きしならむ。而して玩賞繪畫の命題は、山水及邦俗の外、支那人物亦少からざりしこと、都氏文集に蒼頡、老君、

肖像　偓佺、盧思道、白樂天の讃あるにても知らる。この種のものは蓋し唐畫の藍本に依りしならむ。肖像畫の行はれしことは、前記の畫家傳中に

畫贊、扇畫　も見えたるが如し。都氏文集又良馬の讃あり。又「贈ニ渤海客一扇銘畫扇廿枚、分與廿人」二十首あり。畫上に讃を書すること、及扇畫の亦行はれ初めしことを徵するに足る。

宗教畫家　裝飾畫、玩賞畫の作者は、上述の如く、河成の外言ふに足る者なきに拘らず、緇流の能畫者は、密敎の渡來勃興に由りて、傳ふべき者最も多し。

左に又これを列叙す。

傳敎大師　俗姓は三津首、諱は最澄。近江滋賀の人なり。寶龜九年十二歳にして出家し、延暦五年具足戒を受け、同十二年一乘止觀院を比叡山に創す。即ち延暦寺の根本堂なり。同二十二年七月遣唐使藤原葛野麻呂に從ひて入唐し、翌年八月歸朝し、始めて天台宗を我が國に開く。中に密部あり。これを台密と云ふ。弘仁十三年六月四日寂す。歳五十六。請來の繪畫には、天台山智者大師靈應圖一張、天台山國淸寺壁上大師說法影像幷維摩、四王、六祖像一卷顏眞卿撰、十一紙、大佛頂通用曼荼羅一張、(以上台州錄)卅七尊樣一卷、金輪佛頂像樣一卷、七俱胝佛母像樣一卷、火頭金剛像樣一卷、八菩薩位樣一卷(以上越州錄)等あり。今比叡山滋賀院に藏せらるゝ天台大師影二幅(一は唐貞元廿一年沙門法銑の贊、一は「大師眞影一軀、天台沙門恒實奉澄和上、願歸本國、永々供養、大唐貞元廿一年正月卅日記」とあり)もこの時の請來にて、進官の目錄に入れざりしものならむ。續古事談に「藥師佛をぬのにかきたてまつりて、これを持て唐に渡給ふ」とあるは信じ難けれど、將來品中にはみづから摸寫せられしものありつらむと想はるゝを以て、こゝに擧ぐ。畫工便覽には「自畫圖像收于台嶺」とあり。

義眞　相摸の人、傳敎大師の弟子なり。譯語僧として大師に從ひて入唐し、天長九年初めて延暦寺の座主と爲り、同十年七月寂す。歳五十三。亦畫を作れりと云ふ。

弘法大師　弘法大師空海の傳は、廣く世に知られたるが故に、こゝに精く叙することを須ゐず。延暦十二年出家し、同十四年具足戒を受け、同二十三年傳敎大師と共に遣唐大使藤原葛野麻呂に從ひ、七月六日船に乘りて入唐し、長安に至りて密敎を青龍寺の惠果阿闍梨に承く。惠果即ち供奉の畫工李眞等十餘人に命じ、兩界曼荼羅以下十鋪の圖畫を作らしめ、法用の道具等と共にこれを附與す。こゝに於いて大師更に二十餘輩の經生を拜して、密部の經軌及諸尊の像容を傳寫し、大同元年十月歸朝、翌二年入京して、始めて密敎を我が國に弘む。眞言宗即ち東密これなり。これより後、前にも述べたるが如く、密敎諸尊の圖像は、最も佛敎美術に行はれて、殆どその大部分を占め、像容、色彩、印相、持物、標幟は、新傳の儀軌に依りて、全く一定して、面目爲に改まれり。されば大師の歸朝は、實に我が國の美術史に一大鴻溝を畫するものと謂ふべし。承和二年三月二十一日寂す。壽六十二。その請來の圖畫十鋪は、大毗盧遮那大悲胎藏大曼荼羅一鋪七幅、一丈六尺、大悲胎藏法曼荼羅一鋪(繪畫に非ず)、大悲胎藏三昧耶曼荼羅一鋪三幅、金剛界九會曼荼羅一鋪七幅、一丈六尺、金剛界八十一尊大曼荼羅一鋪三幅、金剛智阿闍梨影一鋪三幅、善無畏三藏影一鋪三幅、大廣智阿闍梨影一鋪三幅、惠果阿闍梨影一鋪三幅、一行禪師影一鋪三幅、にして、この外にも諸尊像樣の粉本をば、多く傳摸請來せり。五祖影は今も尙東寺に存じ、粉本は、醍醐寺等の古寫本に、その傳摸とおぼしきもの少からず。歸朝の後大師が圖畫を作りしことの性靈集に見えたるは、大同二年仲春十一日、田小貳が先妣の忌齋の爲にせし千手千眼大悲菩薩並に四攝、八供養摩訶薩埵等十三尊(大師が畫きしならむ)、嵯峨上皇が故中務卿親王の爲にせし金銀泥畫四大忿怒王像四軀、四攝、八供養、八大天王像等(各〻法曼荼羅、三摩耶曼荼羅を副ふ、大師が畫きしならむ)、弘仁十二年四月三日より八月盡迄に、みづから四恩の爲に作りし大悲胎藏大曼荼羅一鋪八幅、金剛界大曼荼羅一鋪九幅(この二圖神護寺に存すと云へど、摸本なるべし)、五大虛空藏菩薩、五忿怒尊、金剛薩埵、佛母、明王、各四幅一丈、十大護天王、蘗魯拏天像、龍猛菩薩、龍智菩薩眞影(この二圖東寺に存ず、並に後に出づ)等二十六鋪、同年九月七

日、故藤中納言の爲に、綾服を地と爲し、金銀を緣と爲して書きし十七尊曼荼羅一鋪三幅、天長元年孟冬二十二日笠大夫が先妣の爲にせし大日微細會曼荼羅一鋪九幅七十三尊（大師が書きしならむ）、同四年五月二十二日、同大夫が亡室の爲にせし大日一印曼荼羅一鋪五幅（同上）、孝子が先妣の周忌の爲にせし兩部曼荼羅（同上）等あり。その餘、入唐の時、渡海守護の爲に書きし八幡宮御體（山家要略記に出づ、弘法大師行狀記には「或說、御歸朝の時」とあり、古事談には「僧形戴日輪」、「令持錫杖給」とあり）、入唐の時みづから寫してその母に留めし肖像（弘法大師年譜に出づ）及天長元年春神泉苑祈雨の時手寫せし善女龍王像（同上）等ありきと云ふ。醍醐寺の粉本には、御筆の五大尊（建長二年寫）、四種曼荼羅護摩壇樣卅七尊（承安二年寫）等を傳ふ。その餘密敎圖像の粉本にして、大師の請來より出でしもの尙多からむ。

勝道　俗姓若田、下野の人なり。弘仁の末寂す。歲七十餘。佛像を圖せしこと、釋書、高僧傳等に見ゆ。

智泉　弘法大師の族姪にして、讃岐の人なり。延曆八年二月十四日生る。九藏の時より、大安寺の勤操僧都に事へ、延曆二十三年得度受戒し、大師の入唐に從ひてその侍者と爲り、歸朝の後灌頂を大師に受く。大同の末河內高貴寺に在り。後高雄に大師に事へ、又山城相樂郡に報恩院を創す。弘仁三年十二月、大師の命に依り、高雄神護寺の三綱司と爲り、同十二年四月十六日、大師の指授を受けて、諸天灌頂神（天冠を捧ぐ）、菩薩灌頂神（寶瓶を捧ぐ）二尊を圖寫す。天長元年九月二十七日、神護寺に二十一口の定額僧を置かるゝに當り、智泉亦その一員たり。同二年二月十四日、師に先だちて高野本院に寂す。壽三十七、法臈二十二。その唐にて寫せしか、又は歸朝の後大師の將來圖を寫せしかにて、智泉本の圖像集（十卷抄、粉本醍醐寺等に在り）及醍醐寺所傳の粉本中の四種護摩爐形本尊眷屬像（「弘仁十二年四月十六日記、僧智泉」の奥書あり）等あり。その頗る書を能くせしを見る。

實惠　俗姓佐伯、讃岐の人、河內觀心寺を創し、又東寺の第二代と爲る、檜尾僧都と稱す。承和十四年十一月十三日寂す。歲六十二。兩界曼荼羅を書きしこと、東寶記、東寺諸堂緣起等に見ゆ。

眞濟　俗姓紀、京都の人。貞觀二年二月廿五日寂す。歲六十一。曾て大師の影像を書き、高雄に御影堂を建てゝこれを納めき。醍醐寺所傳の粉本中、建曆三年五月四日宗實の寫せる眞濟本の瑜伽護摩軌の十天圖一卷あり。

眞如法親王　平城天皇第三の皇子にして、高丘又長岡親王と申しき。大同四年四月十三日太子と爲り、弘仁元年九月十二日廢せられ、出家す。貞觀四年（或曰二年）入唐し、南路印度に行かむとして、羅越國（即ち老撾國）に薨じたまひき。正に元慶五年十月十三日なりと云ふ。曾て大師の眞影を寫して、高野の御影堂に納めき。

眞雅　俗姓佐伯、讃岐の人、大師の弟なり。貞觀寺を創す、元慶三年正月三日寂す。歲七十九。その書ける不動尊高野山に在りきと云ふ。

守敏　弘仁、天長頃の僧にして、西寺に居りき。續本朝書史に曰く「嘗畫十六應眞圖、今東武湯島圓滿寺、藏覺慶摸幅」。信じ難くや。

貞崇　俗姓三善、左京の人。眞言院僧都と號す。天長七年七月廿三日寂す。壽七十九。佛像を書きしこと、東寺諸堂緣起に見ゆ。

惠亮　延曆寺の學僧にして、義眞及慈覺大師に學べり。貞觀元年五月廿六日寂す。歲五十九。比叡山大林院にその筆なりと稱する不動尊あり。

慈覺大師　諱は圓仁、俗姓は壬生、下野の人なり。延曆十三年生る。十五歲にして傳敎大師の弟子たり。承和五年入唐の勅を拜し、六月十三日、遣唐使藤原常嗣の第一舶に乘りて入唐す。八月長安に至りて大興善寺翻經院の元政阿闍梨に金剛界の灌頂を受け、金剛界曼荼羅一鋪七幅、を寫し、明年青龍

寺の義眞阿闍梨に胎藏界の灌頂を受け、胎藏界曼茶羅一鋪、五幅、白畫、を寫し、又畫工を雇ひて九佛頂像を寫し、承和十四年九月歸朝し、嘉祥元年入京す。請來の圖畫は、その進官の目錄に依るに、前記兩界曼茶羅の外、法華曼茶羅樣一張、胎藏曼茶羅手印樣一卷、南岳思大師示先生骨影一鋪三幅、阿蘭若比丘見空中普賢影一張、法惠和上閻王前誦法華影一張、山登禪師誦法華感金銀殿影一卷、惠斌禪師誦法華神人來拜影一張、嘆禪師誦法華善神來聽經影一張、定禪師誦法華天童給事影一張、惠向禪師誦法華滅後墓上生蓮華及墓裏常有誦經聲影一卷、秦郡老僧敎弟子感夢示宿因影一張、道超禪師誦法華感二世弟子生處影一張、法惠禪師誦法華口放光照室字影一張、大聖僧伽和尙影一張等ありき。歸朝の後船中祈りし所の觀音と毗沙門との像を畫き、承和の末、勅許を蒙りて、請來の兩界曼茶羅を寫せり。貞觀六年正月十四日寂す。壽七十一、法臈四十九なり。本朝畫史には「善畫不動尊」と曰へり。

道昌　俗姓は秦、讃岐の人なり。天長六年五月、葛井寺にて虛空藏菩薩の影現を拜し、衣袖を割いてこれを寫す。貞觀十六年法輪寺を山城に創し、翌十七年二月九日寂す。壽七十八、法臈五十八なり。續本朝畫史に曰く、「太秦廣隆寺、藏其所畫三千佛畫像一鋪。」三千佛圖の當時頗る行はれしことは、後に述ぶべし。

智證大師　諱は圓珍、弘法大師の姪、俗姓は和氣、讃岐の人。近江園城寺の開山なり。弘仁五年三月(或曰二月)十五日生る。天長四年十四歲にして家を出で、翌年叡山に上りて義眞を師とす。同九年剃髮し、翌年四月十五日菩薩戒を受く。承和五年奇瑞を得て黃不動尊を圖す(この事尙後に辨ず)。仁壽三年八月九日、唐賈欽良暉の舶に乘りて入唐し、兩京、兩浙、嶺南、福建等を巡遊し、中天竺三藏般若怛羅、青龍寺の傳敎、法全、大興善寺の知惠輪等に悉曇、天台、眞言の奧旨を受け、經論、疏抄、儀軌及圖像等を傳寫す。齊衡二年には、長安に於いて本國の僧圓覺と共に聖敎、繪曼茶羅を寫せり。天安二年六月八日、商人李延孝の舶に乘りて歸朝す。唐に在ること六年なりき。天台の密部こゝに至りて始めて全し。同月二十二日太宰府に着き、十二月廿七日入京す。暫く出雲寺に寓し、貞觀元年叡山に歸りて山王院に居り、三井に唐房(後に唐院と稱す)を建て、こゝに請來の圖書を藏す。同二年新羅明神の祠を三井に建て、四年正月三井園城寺にて灌頂を行ふ。爾來法歷多しと雖も、今省略に從ふ。寛平三年十月廿九日寂す。歲七十八。請來の圖書は、進官の目錄に見えたるもの、胎藏大曼茶羅幀一鋪五幅、金剛界曼茶羅幀一鋪六幅、大毗盧舍那九頂輪王曼茶羅幀一鋪六幅(以上長安護國寺等にて傳ふ)、傳大士眞影一張(福、溫、台、越幷に浙西の寺にて傳へたるものゝ一)、胎藏諸尊樣一卷、七十三尊樣一張等あり。その遺作の畫と稱するもの、高野山明王院の不動明王(後に出づ)、園城寺の黃不動尊(或曰畫工光空筆)及黃金剛童子等の圖あり。皆本紀の畫風に屬すと雖も、その眞筆の原本なりや否やは、明徴を闕くものゝ如し。請來圖にして、前記目錄所載の胎藏諸尊樣かとも想はるゝものゝ摸本は、醍醐寺所傳の胎藏舊圖樣一卷(卷末に「大中八年十一月十六日了、珍在越記」、又「比丘豐智與余繪(中略)珍記」とあり、又「永久二年甲午九月中旬之比、請出御經藏本、命應源師令摸寫之、(中略)覺猷記之」とあり、後永久、治承、建久轉寫)あり。又或は長安にて寫せる曼茶羅かとも想はるゝものゝ摸本は、大悲胎藏生祕密曼茶羅主畫像圖(卷末には「胎藏圖像」とあり)二卷(上卷末に「珍自分之、爲上下卷」、又下卷末に「請出唐院御經藏之本、令應源師令摸寫之、(中略)覺猷記」とあり、後治承、元暦、建久、建保轉寫)あり。又醍醐寺所傳五部心觀圖(奧書に「大中九年」とあり、近江南部晉氏亦一本を藏す)、及大和大寶藏寺の所藏に係る大悲胎藏三昧耶略曼茶羅圖二卷

（上卷の末に「請出鳥羽御寶藏之本」摸寫了、覺猷」、下卷の末に「享保十六年五月十五日、高山寺法皷臺以御本圖寫了、大和久米寺堥銑、四十八載」の奧書あり）も亦共に智證大師將來圖の摸本なり。この餘智證大師の請來なるべき唐院本の摸本は、醍醐寺所傳の中に、八大明王二本（共に保安寫）等あり後出明王院不動尊等は大師の眞筆なる明徵あらざるが故に、却りてこれ等の摸本に依りて、大師が眞筆の面影を觀るべきのみ因みに言ふ扶桑名畵傳は、天陰語錄に「以朴筆」畵不動明王像」と曰ひ、又本朝畵史等に大師の畵を能くせしことを記せるを駁して、これを疑へれど、その見非なり。

製作

以上列記せる畵人の傳記の外、繪畵の製作の史乘に錄せられたるもの、亦少からず。延曆二十四年傳敎大師の歸朝せし時、高雄山に法壇を

毗盧舍那佛像、大曼荼羅

設けて三摩耶灌頂を行はしめ、畵工二十餘人を召して毗盧舍那佛像一幅、大曼荼羅一幅を圖せしめられしことは大師傳に見え、天長十年、

先聖先師像

（二月十四日）加賀國をして先聖先師像（儒敎畵、釋奠用）を圖畵せしめしことは、日本逸史に見えたり。承和五年十二月十五日、始めて佛名懺悔を淸凉殿に修し、爾後每年の恒例と爲り、同十三年十月廿七日には、太政官符を以て、諸國をして亦每年これを行はしむ。これに由りて、一萬三千佛の畵圖は

一萬三千佛像

その製作頗る行はれ、貞觀五年四月三日には、詔して、伯耆の僧賢永の請を許し、供料を割きて、一萬三千佛并に觀世音菩薩像等を圖寫して國分寺に安置せしめたまひ、同九年十二月十九日には、太政官東大寺僧賢護の請を許して、高さ一丈八尺、廣さ一丈四尺の一萬三千佛像八鋪を造り、その一鋪を豐前の八幡宮に納め、七鋪を北陸道の諸國に安置せしむ。三代格に出でたる同十三年九月八日の官符には、廣さ六幅、高さ一丈六尺の同畵佛像七十二鋪を太政官、圖書寮、太宰府觀音寺、八幡神宮寺及六十九國に、各〻一鋪を安置せしむることゝ見え、又同十八年正月廿一日、同像二十九鋪（各廣五幅、高同前）を、東海、山陰、南海三道の諸國に置かしめらる。亦皆賢護の申牒に本づいてなりき。この時の一萬三千佛圖今に現存せるはあらじかども、後世所畵のものにして、その圖樣を徵すべき千佛圖は、醍醐寺塔及興福寺三重塔の壁畵あり。又南紀地方に往々近古の畵幅を見る。又千佛の圖は、古く印度のアジャンタアの窟寺及庫車の千佛洞の壁畵にもあり想ふに、貞觀頃の千佛圖も、玉蟲厨子及長谷寺の板佛等と、その藍本の由りて來りし系統を同うするものならむ。嘉祥三年三月十九日、七佛藥師法を淸凉殿に修し、その像を

密教畵

畵きて御簾の前に懸けらる。神明鏡に、天安二年三月二日、惟仁親王（淸和天皇）と惟喬親王との爭位ありし時、惟仁親王の御持僧惠亮和尙が祈禱の壇上に、繪像の大威德ありしこと見ゆ。文德天皇の御願にて、仁壽三年より貞觀四年に至りて叡山の惣持院成り、その灌頂堂には兩界曼荼羅、眞言堂には熾盛光大曼荼羅を安置せらる。（叡岳要記）貞觀中、皇太后貞觀寺に西堂を建てゝ、金剛界曼荼羅を安置し、眞雅和尙東堂を建てゝ、胎藏界曼荼羅を安置す。（三代實錄貞觀十六年三月二日貞觀寺大齋會の願文に見ゆ）同十六年僧正宗叡國家の爲に兩部曼荼羅を造りて、宮中修法院持念堂に安置す。（同上元慶八年三月廿六日の條に見ゆ）貞觀十三年八月十七日の記錄に係る安祥寺資財帳にも、田村（文德）天皇の御願に成れる毗沙門天王像一鋪、皇太后の御願に成れる八大明王像各一鋪、及兩部大曼荼羅二鋪、（各六幅）如意輪曼荼羅一鋪、龍智阿闍梨像一鋪等あり。見るべし、密敎圖像の流行漸く盛なりしことを。されど、顯

顯教畵

敎の圖像も亦多く作られしことの言ふに及ばざるは、傳敎、慈覺、智證大師の請來品に顯敎圖少からず、又前の一萬三千佛の外、貞觀九年五

廿六日、八幅の四天王像五鋪を造りて、各一鋪を伯耆、出雲、石見、隱岐、長門に下し、新に祠を建てゝ安置せられしことあり。又安祥寺資財帳にも、傅大士像、僧伽和尚像、維摩詰像（各一鋪）あるにても知るべし。想ふにこの種の畫は、大師請來の中唐密敎風にはあらで、奈良時代に傳はりし盛唐以上の顯敎風にては非ざりしか。

請來の唐畫

本期の間、唐より傳はりし畫圖は、前記四大師請來の外、尙入唐四家（常曉、圓行、慧運、圓載）請來錄に出でたるものあり。常曉の請來品（承和六年九月五日上）は、大元帥本身將部曼荼羅一鋪（總五十餘身、或は曰く、常曉又この明王を畫くと）六童子像一鋪、圓行（同年十二月十九日上）のは阿魯力觀音曼荼羅一張あり。慧運のは請來錄（承和十四年六月卅日上）に見えねど、安祥寺資財帳に見えたる唐畫八大明王像各一卷は、或は慧運の請來品ならむか。圓載（貞觀七年十一月十二日上）のは金輪佛頂母禎子一張、（一副）孔雀佛母禎子一副、千臂軍吒利禎子一副、愛染明王禎子一副、尼監婆禎子一副、大攞碎明王禎子三副、大元帥禎子三副、（於東京聖善寺得、必多時彩色不分明）毒女禎子一副、毗沙門禎子一副、泗州和尙像一副、盱眙和尙像一副、一行和尙像一副、（赤留一紙、平生勅圖樣）靑龍寺全阿闍梨影二副、金剛界壇面月輪像等、（貞足具於長安城慈恩寺造立和尙付屬）大隨求曼荼羅尊樣一卷、羅刹斯明王像樣一本、降三世會像樣一卷、五忿怒從神樣一本等あり。宗叡も入唐して、貞觀九年に歸朝したれど、請來錄なきを以てこれを詳にせず。以上僧侶の請來の外、船載の唐畫は、扶桑略記元慶元年三月、南淵年名が小野山莊尙齒會の條に、菅原是善の作りし序中、唐の會昌五年白樂天の七叟尙齒會ありて、唐家これを障子に圖寫せしめしもの、我が國に傳はりしこと見え、「即得此障、通覽諸相、朱紫接袖、鬢眉皓白、或歌或舞、傲然自得、誰謂圖畫昭々在眼」とある外、未だ所見なし。

遺品

かくの如く、傳來の藍本は最も宗敎畫多きに加ふるに、能畫者は最も緇流に多く、その作りし所の宗敎畫乃至宗敎家の肖像畫は、宮室、器財の彩飾及玩賞繪畫と異なりて、信仰の爲に、啻に製作の偉大なるもの多かりしのみならず、敬重の念はおのづからその保存をして宜きを得しめき。こゝを以て、本期の遺品を數ふるに、殆ど佛敎畫あるのみ。今左にその主なるものを列擧す。（その餘尙室生寺の帝釋天曼荼羅と稱する畫あり）

第十　弘法大師筆龍猛菩薩眞影

第十一　同　筆龍智菩薩眞影

本品は東寺所藏眞言七祖影中の二幅なり。その金剛智、善無畏、不空金剛（支那畫の部に出づ）及惠果、一行の五幅は、唐人李眞の書ける所にして、弘法大師の請來に係り、こゝに收むる龍猛と龍智との二幅は、聖靈集の「奉爲四恩造二部大曼荼羅願文」に、「謹從弘仁十二年四月三日起首、至八月晝、奉圖（中略）龍猛菩薩、龍智菩薩眞影等、都二十六鋪」とあり、東寶記に「私云（中略）龍猛、龍智二祖眞影者、大師於本朝被圖加之、弘仁十二年所被圖畫廿六鋪隨一也」とあるもの即ちこれなり。疑なき弘法大師の眞蹟とす。同書に密敎相承鈔裏書を引いて「石山內供記云、弘仁十年（十二年の誤ならむ）九月六日、弘法大師於龍猛等影像下、自書行狀等文云々、東寺經藏本是也」と言へるは、圖の下方に大師の眞筆に疑なき細字の傳贊あるに合へり。又同書に「筥蓋裏者昌泰年號、拜件像（無字脫か）疑可謂大師眞筆歟、朽損之間、不及委細拜見」とあるは、觀應三年（文和元、南朝の正平七年）頃杲寶僧都の見たる樣にして、當時既に頗

る剝落せりしものと見ゆ。然るに今尙その大概を視ることを得るは、實に寶襲の賚なりと謂ふべし。圖の上方には、餘の五幅と同じく、異樣なる朴筆の飛白書もて、祖師の梵號と譯名とを記したり。その書大體に於いて、他の唐筆の五祖影と大差あることなし。謹嚴なる細勁の描法、肥瘦の彝筆なくして高古の趣ある所、實に唐以上の書風に非ざれば見るべからず。而も牀座側緣の雲文の如きは、頗る技術の細巧を示せり。これを李眞の五幅に比ぶるも遜色あることなく、大師の優に唐の名畫工と比肩するに足るを見るべし。

第十二　金剛界曼荼羅 圖其一、其二

高雄の神護寺に藏する兩界曼荼羅は、世に高雄曼荼羅と通稱し、傳へて弘法大師の御請來と云ふ。その御請來の曼荼羅と云ふは、御請來品の圖式の曼荼羅の義にして、この曼荼羅が即ち御請來品なりとの意には非ず。爾餘の圖像も、御請來品の轉寫なるをば、皆通じて御請來圖と云ふに同じきなり。こは言家の通義なるを、俗間誤り解して、請來原本の義と聞き做しぬるにて、この高雄曼荼羅の請來原本ならざるは言ふまでもなし。さるは、請來の兩界曼荼羅が各〻七幅、一丈六尺とあるに、高雄曼荼羅は東寶記に「高雄金泥本九幅」と記し、現在金剛界九幅半、(或は七幅とも數へらる)竪一丈二尺九寸六分、横一丈一尺五寸二分、胎藏界十幅半、竪一丈四尺一寸五分、横一丈二尺八寸三分にして、請來目錄に合はざるにて明なり。而して又性靈集の奉爲四恩造二部大曼荼羅願文には「得入大唐、儻遇導師、圖得兩部大曼荼羅(中略)從爾已還、年過三六、絹破彩落、尊容欲化、顧後學而興歎、悲群生之無福、(中略)三台竭心、衆人效力、謹從弘仁十二年四月三日起首、至八月盡、奉圖大悲胎藏大曼荼羅一鋪八副、金剛界大曼荼羅一鋪九副(下略)」とあるに、本品の絹幅亦これに合はざれば、この時の親筆にも非ざるべし。神護寺文書に、「灌頂院(中略)右承平實錄帳云(中略)根本眞言堂一宇、(中略)日本紀曰、空海僧都新建灌頂堂云々(この事後紀逸したり)奉安置胎藏界曼荼羅金銀云々、一鋪、金剛界曼荼羅全、一鋪、右承平實錄帳云、胎藏界曼荼羅一鋪八副金銀泥繪(中略)金剛界曼荼羅一鋪七副(中略)天長皇帝御願云々、此曼荼羅是也」とあれど、絹幅亦復現存品に合はず。されど金銀泥繪と云ふこと殊に現存品に合へれば、如何にや。正傳現圖兩部曼荼羅印行略記及兩部曼荼羅古本記等に依るに、大師御請來の原本は金泥書にあらで、彩色畫なりしものゝ如く、屢〻灌頂に用ゐて剝落破損せしかば、弘仁十二年これを金泥書に寫して高雄山に置かれしが、即ち今の高雄曼荼羅なるが如しと雖も、その信ずべからざることは、上述に由りて明なり。仍りて憶ふに、現存の高雄曼荼羅は、大師の弘仁親筆本の摸寫なるべし。本圖はその金剛界なり。菩提華和上の說に從へば、大師は更に兩部の各一本を五彩に寫しき。後東寺に傳はりし曼荼羅これなり。東寺の曼荼羅は、建久二年(第二轉)、永仁二年(第三轉)、元祿六年(第四轉、前法務孝源大僧正發願、桂昌院大檀主、江戶の僧宗覺律師の筆にて、永仁の古曼荼羅を寫す)の傳摸(「原本大師請來故、亦稱御請來曼荼羅」)並に東寺に在り。後高野山の僧常塔元祿本を寫し、四分の一に縮めて、安永二年五月これを印行せり(高野山引攝院寶蓮華臺印行、京都龜龍院法寶閣傳行)。高雄曼荼羅は、大師の二百年忌(長元七年)に副本(所在不明、或曰、京都大原野某寺藏)を作り、その後京都六角堂能滿院大願上人の弟子大成上人(後歸俗して畫工と爲る)、その法弟宗立及無念意が、原本を參照して摸寫したるもの、明治三年十月、仁和寺の皆明寺にて印行せられたり。原本の剝落して不明なる所も、この印本にて見ることを得べし。要するに、本品は唐畫を直寫したる弘法大師の眞筆の古摸本なるべければ、前出の二祖像と共に、大師の技術を觀るべきのみならず、亦以て李眞等の筆に成れる唐畫の面影を窺ふことを得べきものなり。本書は、その金剛界の一部分なる一印會金剛薩埵獨一法

身の圖(其一)と、理趣會金剛薩埵の右方に列せられたる觸金剛(計里吉羅)菩薩(其二)とを收む。

第十三　水天像

本圖は西大寺十二天圖中の一幅にして、寺傳には弘法大師筆と稱し來りきと雖も、前出眞言二祖影の如き記錄の徵すべきものなきが故に、信じ難し。されど東寶記の大治三年東寺經藏燒亡の後、覺仁威儀師が鳥羽經藏本の大師御筆樣を寫しゝ十二天と圖式の合へるを見れば、こも亦恐らくは御筆樣か。これを次紀の夜摩天、帝釋天及水天等に較ぶるに、頗る古風なる書法、雄大なる規模、尊容、及摩羯羅の轉化せし乘御の龜の形趣等は、宛もその藍本と爲りし如き質を具へて、殆ど毫も和化せざる唐風と見え、製作年代は正に弘法大師頃のものならむと想はるゝが故に、こゝに編す。剝落甚しと雖も、描法、色彩尙その極めて高古なる趣致を見ることを得べし。實に我が十二天圖中最も古き實繪とす。

第十四　不動明王像

高野山明王院に、智證大師の筆と稱する不動明王像あり。傳へ云ふ。智證大師が叡山橫川の葛河瀧にて明王の尊容を感見し、頭血もて寫しゝものにして、後醍醐天皇念持尊として祕重せられしが、元弘の亂に、治國平天下、寶祚無窮を祈らむが爲に、高野山に納めたまひしものなりと。明王の全身赤色なるが故に赤不動と云ふ。こゝに收むる所のものこれなり。智證大師傳(三善淸行)を閱するに「承和五年冬月、和尙晝坐禪於石龕之間也、忽有金人現形云、汝當圖書我形、慇懃歸仰、和尙問曰、此化來之人、方以爲誰乎、金人答曰、我是金色不動明王也、(中略)即令書工圖寫其像、像今(延喜二年十月廿日)猶有之」とあり。本朝高僧傳には「乃命書工光空圖其像」とあり。高野の傳說はこれに基けるものとおぼしけれど、光空の書きしと云ふは、園城寺所藏の黃不動尊なれば、上記二書の謂ふ所のもの即ち本圖には非ず。されど、智證大師御筆として明王院の名もこれより出できとおぼしく、古來同院の祕重一方ならざるに考ふれば、智證大師の筆なることは、後醍醐天皇の施入と共に、明なる反證あらざる限り、敢て否定すること能はじ。啻に然るのみならず本圖の書風を觀るに、高古の描法は藤原紀の遺品に類例少く、冇皴も和繪の風趣極めて初〻しく、矩里迦羅龍には大唐三藏聖敎序碑に見るが如き唐風の面影を存じ、尊容、圖式もいたく後代通途のものに異なり。これを智證大師頃の製作と爲して、恐らくは大差なからむ

第十五　勤操大德影

贈僧正勤操大德(天長四年五月七日寂、七十歲)の影像の讃並に序は、弘法大師の作れるもの聖靈集に出で、本圖の上にも題せられたり。されば これを藏する高野山普門院の傳說は、弘法大師の書きしものなりと云ふ。然れども大師の讃は、勤操の弟子等が檀木に刻みし彫像の爲に作りしものにして、畫像の讃には非ざりしのみならず、本圖讃の題記中に「勤操大德影讃、東寺沙門大僧都御文」とありて、大師の筆ならぬこと明なり。されど大師を呼びて「東寺沙門大僧都」と記せしは、大師號の勅賜ありし延喜二十一年より前に、この書の成りしことを證するものに外ならざれば、本圖の製作年代は大師遷化の承和二年より延喜二十一年迄の間に置くべきものにして、たゞこれを宇多天皇以後の藤原初期に屬せしめむか、光孝天皇以前の本

紀に屬せしむかは、頗る判定に苦まざることを得ざるのみ。吾人はその圖様と書風との、極めて善く前の眞言二祖影に似て、僅に筆意の曲折を加へたると、古色の稍及ばるとのみなるを以て、大師を距ること遠からじと考へ、縦令次紀の初に成れるものならむとも、正に眞言二祖影の系統に屬するものなるが故に、古きに從ひてこゝに本紀の末に編入す。

Kiyo mu Bosatsu.

Heian Period 782 to 11[illegible]

Drawn By Kobodaishi.

The owner
Gokokuji,
Kyoto.

第十　龍猛菩薩眞影　弘法大師筆

第十一　龍智菩薩眞影　同　筆

絹本着色

各竪七尺横四尺九寸七分

京都　敎王護國寺藏

（第二十七頁參看）

Kiyo zai Bosatsu,
Heian period 782 to 1183
Drawn By Kobodaishi
The owner.
Gokoku-ji,
Kyoto.

Kongokai Mandara.

Heian Period 782 to 1186.

artister not known.

the owner

Jingoji, Yamashiro

第十二　金剛界曼荼羅

紫紺綾金銀泥畵全體

竪一丈二尺九寸六分横一丈一尺五寸二分

其一　一印會金剛薩埵獨一法身像

其二　理趣會觸金剛菩薩

山城國神護寺藏

（第二十八頁參看）

Suiten

Heian Period 782 to 1180.

Artist—not known.

Owner—

Seitaiji Yamato.

第十三　水天像

絹本著色

竪五尺三寸橫四尺五寸

大和國　西大寺藏

（第二十九頁參看）

Fudo

Heian Period 762 to 1170.

artists not known

owner - Myoo-in,

Koya san.

Kii.

第十四　不動明王像

絹本著色

竪四尺七寸七分横三尺一寸五分

紀伊國高野山　明王院藏

（第二十九頁參看）

Kinsotaifuku.

Heian Period 782–1180.

artist not known.

owner — Ninnaji.

Kyoto.

K47

第十五　勤操大德影

絹本著色

竪五尺五寸一分横四尺五寸二分

紀伊國高野山　普門院藏

（第二十九頁參看）

第二章　藤原紀（宇多天皇より近衛天皇まで）

紀の區畫　前紀の終に當り、外戚藤原家の勢力、をさ〳〵王室を凌ぎ、基經が廢立（元慶八年）を行ひしより、愈〻その基を堅め、宇多天皇の立たせらるゝや、始めて關白の職を置き、爾來近衛天皇の朝に至る迄二百六十餘年間、政權は殆ど全く藤原家の手に在り。世態、文物、風俗、人情頗る前紀と趣を異にせり。これを平安時代の藤原紀とす。

國風の發展　前章述べたる所の如く、唐風の影響に由りて、我が文物の爛熟せし頃、李氏の天下は麻の如く亂れしかば、宇多天皇の寬平七年、（唐末昭宗乾寧二年）菅公の議に依りて遣唐使を廢せし後、彼は五代の戰亂相次ぐこと五十年、その間、渤海、吳越は屢〻使を遣し來れりと雖も、我よりは終にこれに應ぜずして、支那との國際交通は、足利氏の遣明使に至る迄殆ど絕えにき。こゝを以て我が國は、既成の開明を基として獨造の發展を遂げ、以て前代に見ざりし一種の國風を化成せり、**文學**　されば、文學の如きも、漢學は本紀に入りても、古今文學の泰斗と仰がるゝ菅公ありしのみならず、詩文集には菅家文章を始めとして、文華秀麗集、經國集、（天長四年成）扶桑集、本朝麗藻、本朝無題詩、法性寺關白集、本朝文粹（康平頃成）等あり。天德三年、天喜四年等の闘詩あり。又作文大體、（天慶二年成）童蒙頌韻（天仁二年成）等修辭書の編著ありて、敢て衰へたるに非ずと雖も、その勢は既に前紀の如き進運の世と異なり。國史の撰修は三代實錄の後復た行はれず。これに反して、前紀の初め（延曆乃至天長頃）宇音假用の萬葉假名より轉化創製せられ、自在に國語を記し得る假名文字の用は、本紀に入りて盛に弘まり、紀貫之が古今集序、（延喜五年）土佐日記等を首として、延喜、延長以來、和文は旭日の勢を以てその流行と發達とを始め、一條、三條、後一條の朝に至りて殆ど絕頂に達し、女流の才華一時に煥發して、日記、紀行、隨筆、小說の類、流麗婉曲の文章、優美言はむ方なし。源語、枕草紙等能くこれを代表せり。和歌も奈良時代の萬葉、王朝紀の古今に比すれば、高古の格調は則ち及ばずと雖も、本紀に於ける後撰、拾遺、後拾遺、金葉、詞花等の撰集を見るに、斯道の隆興、幅員の廣きを加へたること、復前紀の比に非ずして、**書風**　後世能く及ぶ時なし。これに伴ひて、書道も奈良時代以來行はれたりし寫經及大師樣の隋唐風は次第に變化し、行草體の發展に連れて、貫之（天慶九年卒）及小野道風、（康保三年卒、七十一歲）藤原佐理、（天德乃至正曆頃）行成（萬壽四年卒、五十六歲）の三蹟を輩出し、和樣の一道これより大いに行はれき。その前代の森嚴と異なる婉曲優美の趣致は、當時の和文と揆を一にせり。**演藝**　演藝の如きも、かゝる和興漢衰の世運に伴ひ、從來支那所傳の伎樂、舞樂等の外、國風の聲曲に外國の樂調を折衷して、邦俗の歌謠を歌ふ一種の新音樂を成し出せり。謂はゆる郢曲にして、催馬樂、東遊、風俗等即ちこれなり。後朗詠、今樣出でゝ、並に宴遊の樂事に用ゐらる。**宗教**　宗教は前期に勃興せし台東の兩密益〻興隆して、益信、（延喜六年寂、八十歲）聖寶（同九年寂、七十八歲）以下、廣澤の寬朝、（長德四年寂、六十三歲）小野の仁海（永承元年寂、九十二歲）等の頃、その極を盛めきと雖も、間〻高德、大器の眞に悉地を成就せし者ある外、世間通般の信仰は、全く息災、增益の迷信と爲りて、祈禱、厭勝のみ專ら行はれ、又他の一面に在りては、空也、（天祿三年寂、七十七歲）惠心、（寬仁元年寂、七十六歲、後に出づ）永觀（長承元年寂、八十歲）等相踵いで淨土教を弘め、良忍（長承元年寂、六十一歲）、

人情、風俗

融通念佛宗を起して、頻りに念佛往生を勸めしかば、現世の立命は修法の利益に賴り、未來の安心は他力の本願に托し、自修精進の力はおのづから薄れて、人心は愈〻文弱に流れぬ。この時に當り、朝臣恬安に狎れて、私に莊園の富を占め、皇室を首め、名門右族の徒、滅罪生善の爲とて寺塔を建立し、講經、禮佛の法會を設け、大饗、臨時著袴、賀壽等の宴を催して、豪華を社交に競ひ、官人は地方の赴任を嫌ひて國守の制漸く廢れ、後代武門の跋扈、封建の割據のこゝに胚胎することを覺らずして、名所の遊行、別業の侈樂日もこれ足らず、蕩淫漁色夜の短きをかこち、花にあこがれ露に泣きて、男性の意氣おのづから輭化し、終に女性的理想をして殆ど一代の趣味を陶冶せしめき。

繪畫の趣味

世風、思潮の華奢文弱なりしことかくの如し。この趨勢は前紀に興り始めたる玩賞繪畫をして、急に大いに發達せしめ、屛風、障子の畫は益〻弘まり、繪卷物の新作品始めて起りしのみならず、終には歌繪、葦手、繪合等の遊戲三昧をも生じて、畫事の盛なること復前紀の比に非ざるに至り、その作風は宗教畫迄も專ら優美の一面に嚮ひぬ。これ誠に自然の數なり。されば本紀の繪畫を以て、これを前紀及後の鎌倉時代に較ぶれば、趣味の異調甚だ顯著なりとす。純粹國風の繪畫、即ち謂はゆる和繪の發展は實にこの間に在りしなり。これを本紀の特色とす。

三期の分叙

こゝに本紀の繪畫史を編するに、その變遷の漸を以てせし迹に從ひて、初、中、末の三期に分叙すること左の如し。

初期（圓融天皇まで）

初期の風潮

藤原の初期は尙前紀の餘波を存じて、延喜、延長の頃は、行政、世態も殆ど王朝の如くなりしこと、延喜式等にても想ひ見つべく、花山、一條の朝より以後、藤原氏の勢力その財富と共に益〻盛大を加へ、本紀の中心として最も著き特色を發揮せし中期とは、畫苑の風潮も亦同じからず。仍りて今先づ圓融天皇迄の約百年を畫して、その過渡の有樣を見むとす。

金岡の出世

藤原初期の間、最も著き畫壇の事歷は、後世我が國の畫聖と仰がるゝ金岡の世に出でしこと、これに踵いで巨勢の一家名匠輩出し、和風の繪畫始めてその典型を萠しゝこに在り。されば本期は、一に金岡時代又は巨勢家時代とも稱すべき時にして、飛鳥時代に於けりし世業畫師を外にすれば、我が繪畫史上始めて系統ある一家の畫門を生ぜし世なり。蓋し前紀の間、玩賞畫の需要次第に高まり、畫所の職工畫人の作は、これが供給に當るに足らざりしかば、士人の丹靑に長けたる者、河成の如き妙手出でゝ、これに應じ、美術上鑑賞に資すべき繪畫の作者は、これ等の徒却りて專門の如く世に遇せられ、身には政務の官職を帶びながら、呼ぶに畫師を以てせられ、眞の畫苑は主として能畫士人の占むる所と爲りしより、終にこの徒の間に於いて、世業の專門を生ずるに至りしなり。金岡は實にその開祖たる大家にして、その後なる巨勢家は、本期專門家中の最も著れたるものとす。

士人能畫の專門

畫所畫工の職事

當時畫所の畫工が、時として屛風畫等をも作りしかど、その事業の多く職工的なりしことは、延喜式に徵してこれを知るべし。同書を閱

するに、内匠寮に於ける器財製作の功程左の如きものあり。

「御斗帳一具、(中略)長功二百卌二人、木工七十一人半、銅四十二人半、鐵八人、畫三人、漆百一人、張二人、夫十四人」

「障子、(中略)長功三百卌人、木工五十五人、銅百卌七人、鐵七人、漆六十人、畫七人、張五人、縫笠廿人、夫卅九人」

「御腰輿一具、(中略)長功七十八人、木工廿四人、銅九人、鐵二人、畫半人、漆卅六人、夫六人半」

「腰車一具、屋形、長六尺、廣五尺、障子六枚、(中略)長功二百九十二人半、木工一百十九人、銅五十六人半、鐵卅五人半、畫三人、釘四人、張十二人、漆廿二人、夫卅人半」

「屏風一帖、高五尺、畫鷹并草木之類、(中略)長功五十二人、木工三人、銅十五人、畫廿人、漆二人、張十一人、夫一人」

「厨子一基、(中略)長功一百六十二人、木工五十人、銅卅九人、鐵四人、畫一人半、漆卅七人、夫十人半」

又同書に左の記載あり。

「凡諸節(中略)儛臺障泥板方三丈、行幸之前二日、令₂畫所繪₁」

「凡土工寮造₂大射、賭射、騎射等的₁、省差₂向畫師₁、使₂塗畫₁」

遣唐請益畫師

因みに言ふ。延喜の頃は既に遣唐使の廢せられし後なるに、延喜式中、入諸蕃使入唐使給賜の條に、左の如き記載あり。

「請益(中略)畫師、絁五疋、綿卅屯、布十六端」

想ふに、こはたゞ前紀の遺制に本づける規定に過ぎざりしならむ。

繪所長者

繪所長者と云ふ職は、何れの時より始まりしか明ならずと雖も、金岡の子相覽(昌泰頃)及良峰義方(本朝世紀天慶四年十二月の條に出づ)は繪所と傳へ、巨勢公望(天暦頃)は繪所長者に補せられきと云ひ、公望の孫廣高(期次)は一旦剃髪せしを繪所に召さむ爲に還俗せしめられき(古今著聞集)と云ひ、又繪所長者に補せられきとも云へれば、本期の初め頃より、當時第一流なる士人の能書者をして、畫所の畫事を監せしめ、又宮庭御用の製作に從事せしめ、これを繪所長者と呼びしにて、長者とは爾餘諸司の頭(又正)と同義の語なりしならむ。然れども繪所長者は、畫所の管せらるゝ内匠頭の配下に屬

繪所別當

せしか、或は一種別格の職なりしか、稍明確を缺けり。當時又別に繪所別當(多くは五位藏人を以てこれに補す)と云ふ者あり。長者の畫家なると同からで、單に事務の職吏なりしものゝ如し。而して長者及別當は、その職外に於いて別に本官ありしこと、相覽は讃岐少目、義方は左近將監、公望は造酒長者、繪所別當濟時(榮花物語康保三年八月十五夜月の宴の條に見ゆ)は藏人少將、廣高は釆女正なりしが如し。想ふに前紀に於いては、畫所はたゞ職工的畫人のみにて、内匠頭直ちにこれを司配せしが、玩賞繪畫〻發達して、所外に士人の名手出で、宮庭の高尚なる畫事を勸めしより、おのづからかゝる職制を生ずるに至りしなるべし。

繪所の所在

繪所が仁和の頃、衛門陣内に在りしことは上に言へれど、その後何れの時移轉せしにや、本期に至りては、式乾門内東腋御書所の北に在りし由、西宮記(源高明天元五年薨、六十九歲)に見え、又拾芥抄(藤原實熈長祿元年四十九歲致仕)には、建春門内東腋御書所の北、蘭林坊の内に在りきと曰へり。

障子畫、詩人像

玩賞繪畫の發達は、主として屏風、障子畫の需要盛なるに由りしもの丶如し。本期の劈頭に於いて、金岡が障子を畫きしことは、扶桑略記仁和四年の條に見ゆ。曰く、「九月十五日午二剋、勅令畫師金岡、畫御所南庇東西障子、令直方、興基、惟範、時平朝臣等擇詩、弘仁後、鴻儒之堪詩者、即令金岡圖其狀矣」。

賢聖障子

然るに古今著聞集は曰へらく、「南殿の賢聖障子は、寛平の御時始てかゝれける也。其名臣といふは、馬周、房玄齡、如晦、魏徵、（自東一）諸葛亮、蘧伯玉、張良、第五倫、（同二）管仲、劉禹錫、子產、蕭何、（同三）伊尹、傅說、太公望、仲山甫、（同四）李勣、虞世南、杜預、張華、（自西四）羊祜、楊雄、陳寔、班固、（同三）桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、（同二）董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通（自西一）等也。（中略）はじめは色紙形に銘をかゝれたりけり。されば道風朝臣の中文にも、七度けがせるよし載たり」。この事太平記にも出で丶、「畫圖は金岡が筆、贊詞は小野道風が書たりける」と云へり。されど道風は寛平八年の生れなれば、寛平の頃金岡が畫ける賢聖障子に題せしは、後年の事か。扶桑略記の記載の頗る信ずべきを思ふに、宇多天皇の朝に金岡の畫ける障子は、後の謂はゆる賢聖障子ならず。弘仁以後の詩人の像にして、そを道風の頃に支那の賢人に畫き改められしか、或は後新に賢聖障子を畫きしか明ならず。

清涼殿畫圖御障子

仁和寺畫馬

白澤王壁畫

又平家物語に曰く。「彼の清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡がかきたりし遠山の有明の月も有とかや」。寛平法皇の御在所なる仁和寺の御堂御所にも、金岡が畫ける馬ありて、その殊に勝れたるもの、夜々出で丶田を荒らせしが、その眼を刳りたれば止みし由、著聞集に見えたるも、亦障子なるべし。村上御記には、應和四年四月九日の條に、「召左衛門志飛鳥部常則、圖畫西廂南壁白澤王像」とある由、河海抄等に見え、「小野宮のおとゞ（實賴）つゐたち障子に松をかゝせむとて、常則をめしければ、他行したりけり、さらばとて公望をめしてかゝせられにけり」とは、著聞集の語る所なり。

畫馬

賢聖障子の如きは、唐畫の粉本に依りけむこと、言ふ迄もなく、又この頃より次期に亘りて、馬の畫の頻りに行はれしも、唐に畫馬の盛なりし影響ならむ。その技巧に至りては、前紀の遺品たる西大寺十二天中の日天圖の馬、及後出山水屏風中の鞍馬等に於いて、現にこれを觀ることを得べし。

屏風畫

延喜、天曆以降、屏風畫の流行一層盛なりしさまは、諸書に徵してこれを知るべし。殊にその畫に名手を撰び、又能筆をして題贊の詩歌を書せしめ、以て互に相誇りき。

題贊

菅家文草の右親衛平將軍（正範）詩序に曰く、「元年（仁和）冬抄、密語云、相國（基經）今年滿五十、予率諸僕、可設遊宴、座後所施屏風、欲致妙絕、汝（菅公）作詩、藤將軍（敏行）書之、巨勢金岡畫之、予願足矣」。

月次屏風

著袴屏風

拾遺集の歌の詞書に依るに、「仁和の御時の屏風」（歌藤原義季）「延喜二年五月中宮の御屏風」（歌貫之）「延喜十五年齋院の屏風」（又「齋院の屏風四帖」とあり、歌貫之）「延喜十九年九月十三日御屏風」（歌よみ人知らず）「延喜の御時の屏風」（歌貫之）「延喜の御時月次の屏風」（歌躬恒）「延喜の御時東宮の屏風」（歌貫之）等あり。今昔物語に曰く、「延喜天皇、御子の宮の御著袴の料に、御屏風を爲させ給て、其色紙形に、（中略）小野道風と云手書を以て令書給、（中略）春の帖に、櫻の花の榮たる所に、女車の山路行たる繪を書たる所、云々」。

壽賀屏風

拾遺集には、延長四年九月廿八日、法皇御六十賀京極殿つかうまつりける屏風、（歌貫之）「延長七年十月十四日もとよしのみこの四十賀し侍ける時の屏風、（歌貫之）「清和の第七のみこの八十賀、重明のみこのし侍りける時の屏風」（歌貫之）「承平四年中宮の賀し侍りける時の屏風」（歌紀文幹）「天曆三年太政大臣の七十賀し侍りける」時の屏風（歌能宣、赤染衛門、輔尹等）

坤元錄屏風

あり、日本紀略天曆三年の條に曰く「仰左大辨大江朝綱朝臣、令撰坤元錄、爲詩題廿首、仰釆女正巨勢公忠、令圖屏風八帖、（中略）右衞門佐小野道風書之」

名所屏風

拾遺集の忠峰の歌の詞書に曰く。「天曆御時、名有所〻のかたを屏風にかゝせて、人々に歌奉らせ給ける」。同集には又「天德四年右大臣の五十賀の屏風」、（歌元輔）「圓融院の御時の御屏風十二帖」あり。榮花物語にも「屏風どもは、ためうぢ、つねのりなどがかきて、だうふうこそは、しきしがたかきたれ」など云ひ、十訓抄、著聞集には、天曆の時、月次の屏風の擣衣の圖に、平兼盛の歌を、紀時文が色紙形に書きしこと見えたり。

和風

屏風畫の盛に行はれしこと想像に餘あり。その畫は蓋し初〻しき和繪なりけらし。次期に編する東寺の山水屏風の如きも、その人物謂はゆるから繪に屬すれど、配景に至りては、亦以てこの頃の和風屏風畫を想像することを得べし。

屏風、障子畫の命題圖相

當時の屏風、障子畫の命題、圖相等を考ふるに、古今集、拾遺集及後葉集等の歌の詞書にて、左の如きものゝ行はれしことを知らる。

「七月七日女の河水浴みたる所」仁和、歌藤原義季

「撫子おひたる家の心ぼそげなる」廉義公の家の障子、歌元輔、以上拾遺集

「花」歌貫之、古今集

「霞をわけて山寺に入る人あり」延喜十五年、歌同

「月にのりて潺湲」延喜十九年、歌よみ人知らず

「水のほとりに梅の花さきたるかた」延喜、歌貫之

「水のほとりに梅花見たる所」延喜、歌同

「駒迎のかた」延喜、月令の御屏風、歌同

「たび人木のかげにやすむ」月次屏風、歌よみ人知らず

「佛名したるかた」延喜、歌貫之

「寺にまうでたる所」延喜、歌同

「あれたる宿に人きて花みたるかた」歌同

「山里にほとゝぎすのかた」歌同

「わたりしたる所に、ほとゝぎすをかきたるかた」小野宮の大臣の家の屏風、歌同

「竹に雪のふりたるかたある所」清和の女七のみこの八十賀の御屏風、歌同

「臨時祭のかた」歌同

「人の家に松のもとより泉出でたり」賀の屏風、歌同

「神樂する所」延長四年八月四日、民部卿淸貫が六十賀、歌同

「藤の花」延長四年、歌同、以上拾遺集

「若菜つめる所」亭子院、歌同、新古今集

「田作所」承平四年、よみ人知らず

「臨時客のきたる所」天曆三年、月次屏風、歌赤染衞門、輔尹

「こしの山のかた」歌輔尹

「大饗のかた」天曆三年、歌入道前太政大臣

「淀のわたりすぐる人ある所に、ほとゝぎすかける」天曆、歌忠見、以上拾遺集

「網代にもみぢおほくよれる所」天曆、歌平兼盛、後葉集

「飛鳥川」天曆、歌中務、新古今集

「八月十五夜前栽うゑたる所」天曆、歌元輔

「鷹狩する野にたび人のやどれる所」天曆、歌同

「桃の花ありける所」天曆、歌同

「菊をもてあそぶ家ある所」天曆、歌同

「十二月雪ふれる所」天曆、歌同

「立春」天曆、賀、歌源順、以上後拾遺集

「內宴」歌兼盛

「梅花を見て人とゞまれり」歌同、以上後葉集
「山家に男女このしたに紅葉もてあそぶ所」歌同
「三月花の宴する所に客人來る所」歌同
ながらの橋のかた」歌同
「武藏野のかた」歌同
「旅人花見る所」歌同、以上後拾遺集
「みくま野のかた」歌同
「梅の花ある所に男きたる」歌同
「十二月つごもり」齋院の屏風、歌同
「七月七日夜、ことひく女あり」天祿の御時の屏風、歌源順
「八月十五夜に池ある家に遊びしたるかた」歌同
「志賀の山越に、つぼさうぞくしたる女ども、紅葉などある所」西宮左大臣の家の屏風、歌同
「梅の花ある家にまらうどきたる所」冷泉院の御屏風、歌兼盛
「八月十五夜、月のかげ池に映れる家に、男女ゐてけさうしたる所」圓融院の御時の屏風、歌同
「たなばたまつりしたる所に、まがきのもとに男たてり」圓融院の御屏風、歌同
「八月十五夜」圓融院の御屏風、歌元輔
「秋の野にいろ〳〵花咲き亂れたる所に、鷹すゑたる人あり」歌兼盛
「春山路を行人かける」歌伊勢
「長恨歌」中宮の屏風、歌同
「佛名」歌能宣、兼盛
「佛名のあしたに、梅の木のもとにて、導師とあるじとわかれおしみ

たるかた」歌能宣、以上拾遺集
「十一月に女のもとに人の音したる所」歌同
「菊の花さきたる家に、鷹すゑたる人宿かる所」歌同
「二月山田うつ所に、かへる雁などある所」歌同
「夏の末に小倉の山のかた」歌同、以上後拾遺集
「あれはてゝ人もはべらぬ所に、櫻花咲て侍」歌惠慶法師、拾遺集
「駒迎したる所」歌同、後拾遺集
「たなばたまつりのかた」歌同
「白馬引所」壁のゑ、歌同
「たび人の紅葉ある所にやどりたるかた」障子、歌同
「松ばらに紅葉のちりまきたるかた」歌小野好古
「法師の舟にのりてこぎいでたる所」歌中納言道綱母
「長柄橋のはしらのわづかにのこりたる所」歌藤原清正
「旅人の盜人にあひて侍けるかた」壁のゑ、歌藤原爲頼
「冬野やく所」東宮の御屏風、歌藤原通頼
「花のもとにあみひく所」歌菅原輔昭
「越の白山かきて侍りける」歌藤原佐忠
「きじおほくむれゐて、旅人の眺望する所」歌藤原長能
「死人を法師の見侍りてなきたるかた」忠蓮南山の房のゑ、歌源朝方、以上拾遺集

因みに言ふ。拾遺集は深く書を好みたまひし花山法皇の御撰なればにや、屏風書の歌殊に多し後拾遺集これに次ぐ續後撰集以後の集に至りては、詠書題書の歌殆ど絶無なり。

紙繪

屏風、障子書の外、紙繪と云ふもの、本期よりして行はれぬ。されば拾遺集に、「廉義公の家のかみゑに、あを馬ある所に、あしのはなげの馬あ

る所」、（歌 惠慶法師）「廉義公の家のかみゐに、秋の月おもしろき池ある家ある所」（歌 源景明）などの詞書あり。されど紙繪の流行は主として次期に屬するを以て、其さには後に辨ずべし。

歌繪、葦手

玩賞繪畫流行の結果、遊戲三昧の繪畫の本期に入りて始めて行はれしを見る。歌繪、葦手これなり。歌繪の始めて物に見えたるは、後撰集、（天曆五年成）よみ人しらずの歌の詞書に、「みちのくにへまかりける人に、扇てうじて歌畫にかゝせ侍ける」、拾遺集の淸原元輔の歌の詞書に、「大貳國章うまごのいか（五十日）に、わりごてうじ、でうごを歌繪にかゝせける」とあるなどなるべく、葦手は拾遺集平兼盛の歌の詞書に、「天曆のみかど卌にならせ給けるとし、（康保二年）山階寺に金泥壽命經四十卷をかき、供養したてまつりて、御卷數をそへてたてまつらせけるに、すはまをつくりて、鶴をたてゝ、御卷數をくはせたりけり、其洲濱の臺の敷ものゝあしでに、あまたのかたをかけりける」とあり。天德歌合の歌に、「霜がれの野邊のあし手の墨がきを」とあり。躬恒集に見えたる水手も、亦葦手の一種にして、主として流水を畫きしものならむ。又續世繼に「故中關白殿（實賴、安和三年五月十八日薨、七十一歲）東三條作らせ玉ひて、御障子に歌繪など書せ給ひし」など見えたり。この兩種の戲畫は、たゞ筆もて畫くのみならで、刺繡描金等にも用ゐられ、次期に至りて益〻盛に行はる。前者は繪畫を歌に讀むべく、後者は畫中に歌の文字を書き入れたるものなり。この種の戲畫の起れるは、和樣の書道の發達に待つことありしものとす。

巨勢家

本期に於ける畫壇の大系統は、巨勢の一家なること、前に言へる所の如し。左にその傳歷を列叙すべし。

巨勢金岡　中納言巨勢野足（弘仁七年薨、六十八歲）の裔なり。官は內藏屬、隼人正等を經て采女正に至り、位は從五位下に進みき。仁和四年皇命を奉じて、御所の障子に詩人の像を畫きしことは、上に述べたり。生歿の年曆詳ならずと雖も、凡そ仁和、寬平頃を盛りとせし人なり。されば前の王朝紀より藤原初期の初に亘り、巨勢一流の畫風を開拓せりしと見ゆ。その名の大いに世に重んぜられしも、畢竟これが爲なり。遺作の信憑すべきもの殆ど絕無（醍醐粉本の十二神將集（嘉祿三、治承四年傳寫）に「已下古大夫金岳筆寫之了」と書き入れたるものありと雖も、更に「定實云、非金岡筆云々」とあれば、據るべからず、その餘金岡筆と傳稱するもの少からずと雖も、信ずべき徵證あるものなし）なるを以て、畫風、技巧を詳にし難しと雖も、憶ふに、多少前紀の唐風を和化して、一種の新格調を出し、纖穠の美一層を加へたりしものならむ。拾遺集（卷六別部）に「かさのかなをかゞもろこしにわたりて侍ける時、女のながうたよみて侍ける返し、かなをか、浪のうへにみゑし小島の島がくれ、行空もなし君にわかれて」とあるに依りて、金岡入唐せりと云ふは、巨勢と笠との誤ならむ。曾て神泉苑の石を疊みしこと西宮記に見ゑ、閑院の水石を疊みしこと拾芥抄に見ゆ。菅家文草には、金岡が神泉苑監たりし時、菅公がこれに寄せて畫を囑せし詩（寄巨先生乞畫圖子、時先生爲神泉苑監、適許遊覽、仍献乞之、先生幸許禁闈遊、更恐時光不暫留、山水從來無擔去、願憑君得寫風流）あり。又花鳥餘情に雅兼卿記を引いて、大江匡房の言を擧げたる中「金岡疊山十五重」の語あれば、山水畫も亦巧なりしなるべし。元慶四年、唐畫を臨して釋奠に用ゐる先聖先師九哲の像を畫きしことは、江次第鈔（卷五）に見ゑたり。淸涼殿の荒海の障子の北の障子に、金岡の畫ありて、遠山の有明の月を圖せりしことは、源平盛衰記、平家物語等に出で、藤原兼經の女の生れし五十日の宴に用ゐし屛風は、金岡

の畫、道風の色紙形にて、鴨院倉に在りて、藤氏累代の重寶なりし由、玉葉（嘉禎四年三月十四日の條、註曰「時代頗相違、若博孝筆歟」）に見ゆ野山名靈集には、寛平法皇金岡に命じて、弘法大師の書ける瑜祇塔圖を寫さしめしことあり。聖護院坊官源意法眼の有に六道繪ありしことは、後愚昧記（貞治二年二月十六日の條）に出づ。著聞集に、仁和寺の御堂の「渡殿の北邊、朝かれひの前に、馬形の障子侍り（中略）彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜々はなれて、萩の戸の萩をくひければ、勅定有て、其馬をつなぎたるていを書なされたりける時、はなれず成にける」とある話說は、歷代名畫記に出でたる隋の畫人楊子華の傳中「甞畫馬於壁、夜聽蹄齧長鳴、如索水草」と云へる等に基いて、後人の作爲せしならむ。金岡が官大納言に至りしこと、承和四年に御所の繪を圖せしこと、野足の子と云ふこと、別に巨勢金若及狩野岡（畫工便覽は岡の子に永意ありと爲せり）と云ふ人ありとする說等の誤なる由は、扶桑名畫傳具さにこれを辨じたり。

巨勢相覽　或は相見に作る。金岡の子と憶はる。昌泰の頃、讃岐少目（或曰釆女正）從八位下たり。繪所を勤めきと云ふ。源氏物語にも「繪（竹取物語）は巨勢のあふみ」など見ゆたり。

巨勢公忠　金岡の嫡子（或曰二男）にして、官釆女正に至る。天暦三年皇命を奉じて、御屛風八帖を畫きしこと、日本紀畧、江談抄に見えたり。辨玉集、畫工便覽等の金高はこれと同人か。

巨勢公望　或は公茂、公持に作る。金持、公氏、公義（或曰、公茂の子）と云ふもこれと同人ならむ。金岡の子、公忠の弟にして、官は造酒長者に至り、繪所長者に補せられき。源氏物語には、公茂がつかうまつれる大極殿の儀式の繪など云ふこと見えたり。

巨勢深江　公望の子なり。

以上の三人並に深江の子廣高及飛鳥部常則（後に出づ）に關して、古今著聞集に曰へらく「弘高は金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子也。公忠（公茂兄）よりさきは、書たる繪、生たる物のごとし。公茂以下、今の体には成たるとなん。（中略）師のおとゞに屛風を賣人有けり。公茂、弘高などに見せられけり。公茂弘高をまねきていひけるは、此野筋、此松、海及べからず。おそらくは公忠が書所か。弘高承伏しけり。公茂が云、公忠は屛風を書とては、必その屛風のひらのすみごとに、おのれが名を書けり。こゝろみにはなちて見るに、あんのごとく公忠が字ありけり。いみじかりける事也」。又曰く「小野宮のおとゞついたち障子に松をかゝせんとて、常則をめしければ、他行したりけり。さらばとて、公望をめしてかゝせられにけり。後に常則をめして見せられければ、かしら毛芋に似たり、他所難なしとぞ申ける。常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には稱しける」。これに由りて憶ふに、金岡の後はその技次第に金岡に及ばず。公忠は弘高すら及ぶべからずと承伏しける程なりしかど、公望に至りては、常則に劣り、廣高の出づるに至る迄、家風稍下りしなり。中にも深江の最も劣りたりけむは、花鳥餘情の引ける雅兼卿記の匡房の言に「於深江者、自廣高不得其名」と曰へるに知られたりされど、公望は匡房の言にも「公望、公忠共上手也」とありて、小上手の名聲を持し、而も畫風は公忠以前と同じからざる新機軸を出しゝを見れば、亦頗る妙手なりしなり。而して公望の新畫風が、如何に金岡、公忠に異なりしかは、これを詳にすること難し。公忠以前はその繪生きたる物の如しと言へれば、公望の畫風は、刧りて寫生に遠ざかりしものゝ如くなれど、想ふに、玩賞繪畫の盛に行はれて、屛風の賣買にその畫の鑑識を需め、作者は畫裏にその名を署するが如きことあるに至り、又毛芋に似たる松を書きしこと等を合せ考ふれば、恐らくは多少筆意を弄びたる草畧の畫風も生

じて、前來の謹嚴なる書法と異なるものあるに至り、且は和繪の典型漸く成り初めしものか。要するに、公望は縱令その技常則には及ばざりきとも、後に及びて渾然大成する和風繪畫發展の過程に、稍著き一段の進みを與へし者ならむ。

巨勢家以外の畫人

巨勢家の外、本期の畫人には尙左の四家あり。

播守在上　官左衛門府生たりき。天慶四年七月七日、叛人藤原純友及その子重太丸の首、京に着せし翌日、朝命を奉じてこれを寫しゝこと、著聞集に出づ。同書に「高名の繪師有り、物の形を寫すに、少しも違ふ事无かりけり」と言へり。寫生の妙を以て當時に聞えたりきと見ゆ。

爲氏　姓詳ならず。その書きし屛風のこと榮花物語に見ゆ。生歿の年暦闕けたりと雖も、その屛風の色紙形は、小野道風(康保三年卒、七十三歲)の書けるものなる由、同書に見えたれは、村上天皇朝前後の人にして、同書に又「ためうぢなどがかきたるは、こだいなるべし」(治安三年頃の評言)とあれば、著名の畫人なりしこと、知るべきなり。或は詫磨家の遠祖なりやも知れず。

飛鳥部常則　官左衛門少志たりき。應和四年四月九日宮中に召されて、西廂の南壁に白澤王が鬼を斬る圖を書きし由、河海抄、禁祕抄等に引ける村上天皇の御記に見ゆ。常則の書きし冷泉院、神泉苑の繪圖のことは小右記に出で、常則が書きし道風の色紙形の屛風は、榮花物語に出でたり源氏物語に曰く「この比の上手にすめる千枝、つねのりなどめして、つくり繪をつかうまつらせばや」又曰く「ゑ(空穗物語)はつねのり、てはみちかぜなれば、いまめかしう、をかしげに、めもかゞやくまでみゆ」知るべし、當時道風の書と並び稱せられし第一の名人なりしことを。常則が公望の書ける小野宮のおとゞの松の屛風を見て批評せしことは、先にも引ける古今著聞集に見え、同書に又「常則が書きたる師子形を見ては、犬ほえにらみて、おどろきけるとなん」と言へり。

千枝　姓詳ならず。常則と同時の名手なりしこと、前に引ける源氏物語の文に徵すべし。

非專門の能畫者

專門の畫人に非ずして、名を後世の畫傳に錄せられたる者、略左の如し。

宇多天皇　仁和三年十一月十七日即位、昌泰二年十月十四日出家、承平元年七月十九日崩御、御壽六十五。寬平法皇と申す。畫を好みたまひ、嘗て長恨歌の意を亭子院の屛風に書きたまひし由、本朝書史に見ゆ。

桂皇子　宇多天皇の御子なり。八歲にして薨ず。拾遺集(雜下)の歌の詞書に「伊勢のみやす所うみ奉りたりけるみこの、なくなりにけるが、かきおきたりけるゑ云々」とあり。

菅原道眞　文學の祖神の如く仰がるゝこの人の傳は、世の普く知る所なれば錄せず。延喜三年二月二十五日薨ず。歲五十九。自書の肖像等ありと傳へたれど信ずるに足らず。

藤原淑幹　藏人峯主の子なり。內藏頭たり。畫工便覽に曰く「工書畫、有器趣」延喜頃の人なるべし。

藤原千蔭　淑幹の子。內藏頭たり。便覽に曰く「長于書畫、々上好贊」延長頃の人なるべし。

藤原玄上　中納言諸葛の子、山科參議と云ふ。位從三位に至りき承平三年正月二十一日薨ず。歲七十八便覽に曰く「好丹靑、甚有志趣」

延長公主　醍醐天皇第四の皇女、御名勤子。延喜八年內親王と爲り、藤原師輔に配し、天慶元年十一月五日薨ず。御歲三十五。和名抄の序に曰く「延長第四公主、(中畧)時々慰幽閑者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙、殆上屏風、以筆廻鸞之能、亦巧垂露」

良峰義方　官位左中將、正四位下に至りき。天慶四年十二月廿四日畫所の別當に補せられ(史官記)天曆元年卒す。畫を能くせしこと物に見えねど、その職に因みてこゝに錄す。

藤原忠平　基經の子。攝政、關白、太政大臣、從一位に至り、天曆三年八月十四日薨ず。歲七十。源平盛衰記に曰く「昔忠平中將の扇に書たりける郭公こそ、扇を拔く度事に郭公とは啼ける」。

大江朝綱　參議、正四位下に至り、天德元年十二月廿八日薨ず。歲七十二。曾てその子澄明の除病を禱らむが爲に、藥師如來を圖せしこと、本朝文粹の願文に見ゆ。

藤原文正　或は紀氏とも云ふ。官大內記に至り、又加賀守に任せられ、從五位下に至りき。天德頃の人なり。書畫を能くせりと云ふ。

小野道風　正四位下、內藏頭に至る。三筆の一人として能書の聞は世に高し。康保三年十二月廿一日卒す。歲七十三。皇朝名畫拾彙に、多武峰護國院大織冠像、高野山小坂坊勢至像等の遺作ありし由見ゆれど詳ならず。

冷泉天皇　康保四年十月十一日即位、安和二年八月十三日讓位、寬弘八年十月廿四日崩御、御壽六十二。本朝畫史に曰く「政務之暇、愛圖畫、自運御筆、見于記錄」

藤原伊尹　攝政、太政大臣、正二位に至る。天祿二年四月、報恩修善の爲に、兩界曼荼羅を圖せしこと、本朝文粹の願文に見えたり。同三年十一月一日薨ず。歲四十九。諡して謙德公と云ふ。

一條女　後撰集(戀五)の歌の詞書に「一條がもとに、いとなんこひしきと、いひにやりたりければ、おとこのかたをかきてやるとて」とあり。この頃の人か

藤原相如　右中將、相信の子、本名忠隆、正五位下、出雲守に至り、長德元年二月卒す。相如集の歌の詞書に「かゞみのかたに、かみをして、をかしげなる女と、さるのはぼうしゝたると、かきならべて」とあり。榮花物語には「さて其家にわたらせ給て、さうじどもに、でづから繪かきなどして、おかしきさまになむしたりければ、殿(道兼)などもけうせさせ給」(長德元年)とあり。本朝畫史に相信を擧げたるの誤なる由は、扶桑名畫傳に辨せられたり。

藤原道隆　攝政、關白、內大臣、正二位に至れり。中關白殿又二條殿、南院殿、後入道殿と稱す。長德元年四月十一日薨ず。歲四十三。扶桑略記に曰く「正曆五年二月廿日、關白道隆供養積善寺、(中略)圖繪釋迦一萬体」大鏡に曰く「故中關白殿東三條つくらせ給ひて、御障子に、うたゑどもかゝせ給ひし云々」

藤原濟時　正二位、大納言に至る。康保の頃繪所の別當と爲り、長德元年四月廿三日薨ず。歲五十五。畫を能くせしこと物に見えねど、その職に因みて編錄すること、前の義方に同じ。

小野擧時　道風の孫、大內記、兵庫頭に至る。曾て道風の肖像を書きしこと、名印部類に收めたる明尊(擧時の子)の書跋に見えたり。されどその書後人

の僞作なりと云ふ。

五條のご　大和物語に曰く「五條のごといふ人ありけり。男のもとに我かたをゑにかきて、火のもゐたるかたをかきて、けぶりをいとおほくゆらせて云々」又曰く「山蔭中納言のみひめにて、五條の子となん云ける」。

繪式部　後拾遺集に「前中宮女房」とあり。繪式部とは能書より呼ばれし名なること明けし。

經任卿の母　古書備考に某書(榮花か)を引いて曰く「經任の中納言權大夫の母北の方書給へり。九十餘の人の、さばかりぬりかためたる繪に、露もすみがれせず、書かため給へる、めざましうめでたし」以上三人の閨秀、亦本期間の人ならむ。

緇流の能書者

本期の間、緇流の能書者亦少からず。左に又これを列叙す。

圓心、賢眞　或は圓深、圓信等に作る。俗姓紀氏なり。朝日阿闍梨と號す。本朝書史に「金剛一雙名譽、所書爲世被稱」と言へり。元慶八年建立の靈山寺御堂佛前の扉繪及兩界曼荼羅は、この人の書きし由、國阿上人繪傳に見ゆと云ふ。圓深の子に慈雲坊(雲一に圓に作る)賢眞と云ふ者ありし由、紀氏系圖に見ゐ、辨玉集はこれを金剛の弟子と爲せり。圓心が能書の事は、醍醐寺の古記にもあり。

峯斅　僧都。延喜八年四月廿九日寂す。歲七十四。東寺灌頂院護摩堂北壁の十二祖師圖は、この人の筆なりとの說もありしこと、高野執行日記及東寶記に出づ。

聖寶　僧正。醍醐寺の開山なり。延喜九年七月十六日寂す。歲七十八。著名の宿家なれば、傳記は今省畧に從ひ、必ず書圖をも能くしけむと想はるゝが故に、古書備考に倣ひてこゝに編錄す

觀賢　東寺長者、權僧正。延長三年六月十一日寂す。歲七十五。高野什物帳に、この人の書きし弘法大師像ありとて、古書備考これを收錄せり

會理　會理は東寺の僧なり。延長三年、醍醐帝の母后の爲に法事を勸修寺に修せられし時、請せられてその呪願師たり。同六年律師と爲り、承平元年東寺の長者に補せられ、同五年權少僧都に任せられ、その年十二月二十四日寂す。世壽八十四、法臘六十二。會理書を巧みにし、東寺灌頂院護摩堂北壁に十二祖師の影像を畫き、又東大寺大佛殿の柱に書けること、東寶記及七大寺日記等に見ゐ、高野執行日記には、東寺灌頂院北壁畫の中、禪林僧正宗叡及その資峯斅僧都、禪念律師の影像を畫きし由見ゐたり。東大寺要錄に記載せる、延喜十七年に燒けたる講堂の諸佛像を作りし佛師會理阿闍梨もこの人か。或は別人か詳ならず。その遺作と稱する夜摩天像(後に出づ)ありと雖も、强ち信ずべからざること後に辨ずるが如し

貞崇　俗姓三善、左京の人。權少僧都。聖寶の資なり。天慶七年七月廿三日寂す。歲七十九。東寺灌頂院護摩堂北壁の十二祖師圖はこの人の筆なりとの說もありしこと、高野執行日記及東寶記に出づ。

寬敎　延長六年東大寺別當と爲り、後これを辭し、承平三年再任し、天慶八年再たび辭任す。東寶記に、東寺灌灌院護摩堂北壁十二祖師影像は、この人が東寺凡僧別當たる時書けるなりとの說あることを記せり。

寬空　僧正俗姓文室、山城の人なり。寬平法皇の密灌を受く。天祿三年二月六日寂す。歲八十九。上品蓮臺寺にその自書贊の像ありきと云ふ

慈慧大師　大僧正、諱は良源、俗姓は木津、近江淺井郡の人、天台座主たり。元三大師と云ふ。永觀三年正月三日寂す。歳七十四。曾て鏡に對してみづから像を畫けり。その摸印後世辟邪の符と爲りぬ。

寛朝　寛平法皇の孫、敦實親王の子、寛空の資なり。長德四年六月十二日寂す。歳八十四。廣澤の僧正と稱す。その自畫像上品蓮臺寺に在りきと云ふ。

緇流の能畫者少からざることかくの如きに加ふるに、密教の盛なること殆どその絶頂に達せむとし、祈禱の行はれしこと上に言へるが如く、昌泰の頃（四年二月十四日）すら、勅して私に壇法を修することを禁ぜられし（扶桑略記に出づ、曰く「立制之後、久歷年代、人忘符旨、動好修法、佛教澆薄、職此之由、宣重仰所司諸國、其諸尊及聖天、諸天等法、皆悉禁斷、勿令私修」）程なれば、宗教畫の製作亦極めて盛なりけむこと、言ふに及ばず。たゞその普及の結果にや、製作の事の史乘に錄せられたるは却りて少く、寛平四年十二月廿一日、諸公主が中宮の爲に功德を修すとて、佛殿を搆へて、金銀泥繪藥師淨土を造り、（宇多天皇實錄に出づ）御室御物實錄（前田侯爵家藏本、天曆四年十一月十日錄）に見えたる唐織佛貳卷、文殊像壹卷は、寛平法皇の御物なりしなるべく、延長三年八月廿二日、繡五佛像を勸修寺に供養せられ、（勸修寺文書に出づ）同七年九月十七日、藤原忠平の四子父の爲に五十の賀の齋會を設け、佛殿内に藥師淨土を畫き、（扶桑略記に出づ）村上帝御願の醍醐寺五重塔（醍醐雜事記に出づ）には、柱面に諸尊形、四壁に眞言祖師の影像を畫き、（剝落多しと雖も尙現存せり）天元五年六月十日、左中辨室町に於いて二親の爲に兩部曼荼羅を供養せしこと（小右記に出づ）等、僅に知らるゝのみ。されど本期の製作と憶はるゝ繪畫の遺品を尋ぬれば、盡く皆宗教畫なり。今左にこれを列擧す。

第十六　金剛界曼荼羅（圖其一、其二）

大和子島寺（又觀覺寺とも云ふ）千壽院にも、高雄曼荼羅に酷似せる紫紺綾金銀泥の兩界曼荼羅あり。寺傳に依れば、この曼荼羅は即ち弘法大師請來の原本にして、大師は歸朝後暫く筑紫大宰府の觀世音寺に居り、（大同二年四月廿九日の大宰府牒あり）大同元年十月廿二日、先づ太宰大監高階眞人遠成に附して、上表して請來の物を朝庭に獻じ、翌大同二年入京せり。後この曼荼羅は宮中に祕留せられしが、一條天皇の朝に、子島寺（天平寶字四年報恩創建）に眞興（長保五年維摩會講師、寛弘元年最勝會講師、任權少僧都、同年十月廿三日寂、七十一歲、法相宗碩學、子島先德）と云ふ者あり。聖天法にて悉地を得、天皇の御惱を加持し、勸賞としてこれを賜はり、その拍手に應じて、曼荼羅忽ち空を走りて子島寺に至れり。故に飛行曼荼羅と稱すと云ふ。この傳說は固より荒唐にして信ずべからず。大師請來の原本は、弘仁の頃早く既に絹破れ彩落ちて、轉寫せられ、今の高雄曼荼羅は更にその摸寫なること、既に述べし如くなれば、その寫本よりも一層鮮明にて今に傳はらむやうなきのみならず、絹幅縱廣請來目錄に合はず（六幅）、又高雄曼荼羅とも同じからざるに徵し、後年の製作なること、復た議論の餘地あらざるなり。まして高雄曼荼羅と本品とは、胎藏界八葉院四佛等の坐位同じからず、兩部諸尊の圖式も小異多く、必や大師の寂後稍久うして生じたる異傳と憶はれ、衣文その他裝飾の文樣も高雄本に比して、較〻細巧を加へたるをや。されば その製作年代は、恐らくは本期に屬して、眞興の頃に成りしものには非じか。仍りて姑くこゝに編す。然れどもその根本は請來圖より出でしこと言ふ迄もなく、その畫風を觀るに、高雄曼荼羅と相距ること遠からず。大體に於いて能く中唐の密敎風即ち大師風を傳へたり。今高雄曼荼羅と對照の便を圖り、同じく金剛界を取りて、一印會（其一）と理趣會の左下隅に列せられたる慢（意氣）金剛女菩薩（持物塗香器、其二）とを收む。

第十七　倶舍曼荼羅（圖其一、其二）

倶舍曼荼羅は教主釋迦及文殊、普賢の二菩薩、迦葉、阿難、迦多演尼子、迦多演那、舍利弗、目蓮の六弟子を首めとして、倶舍宗の先德世友尊者、提婆設摩阿羅漢、世親菩薩及衆賢論師を圖し、加ふるに梵天、帝釋及四天王を以てしたるものなり。この圖の東大寺に存するは、即ち同寺の倶舍の本處たりしを以てなり。圖せる所の人物の組織、略前に述べし天平勝寶の六宗厨子中薩婆多宗厨子繪に同く、梵天、帝釋の如きは、戒壇堂佛龕扉繪に酷似し、諸比丘の如きは、興福寺乾漆十大弟子像に似たる所ありと雖も、その全体の畫風に依りてこれを憶ふに、蓋し本期の一遺品ならむ。今その全圖（其一）と一部分（其二、普賢菩薩）とを揭げて、細觀に便す。この種の畫風は上來揭げたる密教畫とその系統を異にし、密教渡來以前に傳れる唐風の發展に成れりとおぼしく、本紀の間、密教風と相竝びて、佛教繪畫の遺品中、特に主として顯教に屬する繪畫に發揮せられたる一種の畫風にして、名づけて顯教風と云ふべきものなり。本圖の如きはその最も古きものゝ一に外ならず。

第十八　慈恩大師像

本圖は、これを藏する藥師寺の傳說に依るに、大安寺の僧戒明和尙（寶龜の末入唐、延曆中寂）が新羅の僧、慧基法師より授かりし唐畫にして、圖上の讃は唐の太宗御製、小野道風の筆なりと云ふ。されど太宗皇帝が貞觀二十三年五月（壽五十三）にて崩せし時、慈恩大師は僅に十八歲にして、題贊の色紙は補綴に係り、且その書の明に日本風なるに由りて信じ難く、却りて道風の筆と云ふの寧ろ信ずべきに近きを以てこれを想ふに、恐らくは道風頃即ち本期の日本畫なるべし。然れども圖相、描法は正に唐畫の摸寫なることを示し、前紀の遺品なる眞言二祖眞影、勤操僧都影等と、畫風の系統を同うするものなり。

第十九　持國天像

この畫は增長天像と共に、興福寺の寶物中頗る著名なる二天の一なり。憶ふに、更に多聞、廣目の二天ありて、四天王像の具足せりしものならん。その筆者及製作の年代は傳說の徵すべきものなしと雖も、その畫風に依りて考ふるに、前來の顯教風の系統の一進化にして、次の善女龍王像の巧麗を加へたるに反し、本圖は却りて用筆の健跋を加へたるものなり。

第二十　善女龍王像

善女龍王は如意寶珠經に出でたる龍王女善女なるべし。されば龍王の女にして男性に非ず。請雨經に見えねば、同經法に緣あるものにもあらで、却りて如意寶珠法中の一尊たるべきことは、同經中、龍王女善女が父王の寶珠を佛に獻じたることを說けるにて知らる。然るに東密の所傳に依れば、淳和天皇天長元年の旱魃の時、弘法大師勅を奉じ、請雨經法を修して雨を神泉苑に祈りしに、善女龍王出現して雨忽ち降りしと云ひ（弘法大師行狀

しゝもの即ちこの畫なりと言ひ(通念集等)本圖の裏書にも「金堂不出之善女龍王、定智筆」と記したり。されど定智は傳歷明ならず。圖式及畫法の顯敎風なるに徴すれば、大師請雨の時の物に非ず。且龍王の像容の男性なることゝ寶珠經に合はずして、たゞ寶珠を捧ぐることの合へるのみなるに由りて想ふに、善女龍王は、寶珠經の龍王女善女の誤りて男性と想はれ、大師の寂後、神話的の迷信漸く萠して、終に請雨經法に出現せりとの俗傳を生じ、繪傳神泉苑事の條にも見ゆ)從ひて覺禪抄等にも、道場觀に「善女龍王得此水忽灑天下」と言ひ、高野山にては、神泉苑出現の時、大師の弟子その形を寫やがてこの種の圖を出したるにはあらじか。而もこの畫の謹嚴高古の描法を觀れば、年代さまで降れりとは憶はれず。蓋し本期の一遺品なるべし。

第二十一　阿彌陀如來像

第二十二　觀自在、大勢至二菩薩圖

第二十三　童子圖

この三幅の畫は、これを藏する法華寺の傳說に依るに、光明皇后御臨終の時、御枕邊に懸けられしものなりと云ふ。然れども、さまでに古き物ならざることは、鑑識家の皆一致する所なり。元來この三圖にて具足せるものならず。恐らくは三幅別々の物か、或は觀音、勢至圖は更に他の幅ありて、一層大規模の聖衆來迎圖なりしならむ。若し然りとせば、全体如何なる布局なりしかは、今にしてこれを明にすること難し。たゞその觀音、勢至圖が聖衆來迎圖なる由は、觀音華臺を捧げ、勢至寶蓋を把れることとの、惠心僧都(次期に出づ)以後の來迎圖に合へるにて知らる。觀音は額上に化佛あるにて著けれど、他の一菩薩は何尊なりや、その名定まらで、輓近或は普賢菩薩には非ずやなど言ふ者あれど、その勢至菩薩なることは、額上に勢至の三摩耶形なる寶瓶あるにて疑なし。童子をば善財と呼び倣し來りしかど、善財童子が幡を持つことは、經軌に所見なきが如し。想ふにこはたゞ來迎聖衆の侍僮として圖せられし名なき童子の一なるべし。而してこの畫の製作年代を考ふるに、惠心僧都の筆」と稱する來迎圖に較ぶれば、聖衆來迎の圖式、畫樣尚一定の典型を成さゞる頃の物とおぼしく、畫風も較ゝ高古なるが故に、惠心僧都に先だちて淨土敎思想の滂湃を始めし頃の作なるべしと憶はる。仍りてこゝに編入すと云ふ。

第二十四　不空羂索觀自在菩薩圖

この圖は三面四臂の不空羂索觀音と、毗沙門天及執金剛神とを畫けり。圖位は儀軌より出でしものに非ずして、感見若くは皈依の爲に新に建立せしものなり。恐らくは勝軍の祈願より成りしものならむ。さるは三面四臂の奮怒王及毗沙門天の共に勝利、護軍の神なるのみならず、本圖中の執金剛神は、特に東大寺三月堂の祕尊たりし執金剛神を圖せしものなること、像容の酷似に由りて、一見これに辨ずべく、この執金剛神は、天慶の亂に、出でゝ將門を誅したりと信ぜられしものなればなり。仍りて想ふに、この圖の製作はこの信仰と關聯ありて、天慶亂後久しからずして畫かれしものにはあらじか。純密敎の畫に非ず、毗沙門天は殊に顯敎畫風に屬して、較ゝ古致あり。藤原中期に降らざる遺品ならむ。

中期（花山天皇より後冷泉天皇迄）

期の繪畫、世風

花山天皇遜位の頃より、後三條天皇が綱紀を張りて、稍朝家の權力を回復したまふに至る迄の八十餘年間、實に藤原氏全盛の時代なりこれをその中期とす。文學にもあれ、宗教にもあれ、乃至風俗の華奢、人心の文弱等、本章の初に述べたる如き藤原紀の特色は、實にこの間に於いて最も顯著なりとす。一條天皇は才人（濟信、公任、行成、俊賢の四納言、和泉式部、小式部、紫式部、赤染衛門及清少納言等）の輩出を誇りて、延喜、天暦にも過ぎたりとのたまひ、宗教に惠心僧都出でしも、御堂關白道長等が豪奢を極めしも、當時の世風の寫實とも思はるゝ小說源氏物語の出でしも、皆この時なり。國風繪畫の纖穠優美は、即ち亦この間に於いて大成せられしものならむ。

屏風、障子畫　名所屏風　入内の屏風

本期の間、前期よりも一層盛に行はれたるは、屏風、障子の畫なり。榮花物語には正暦元年二月の條に、「大納言殿（道兼）は（中略）あはだといふところに、いみじうおかしき殿を、えもいはずしたてゝ、そこに通はせ給て、御障子の繪には、名ある所々をかゝせ給ひて、さべき人々に歌よませ給」と曰ひ、その屏風の畫にとあり。古今著聞集には、「一條院の天皇の御時に、上東門院始めて内に參らせ給（長保元年）けるに、御屏風を新く爲させ給」と曰ひ、その屏風の畫に「ふぢさきたる所」「人の家にちゐさきつるどもかひたるところ」などの圖ありし由、榮花物語に出づ。同書寛弘六年の條に曰く、「その御ぐもの屏風どもは、ためうぢ、つねのりなどかきて、道風こそはしきしがたはかきたれ。いみじうめでたしかし。そのかみの物なれど、たゞ今のやうにちりばまず、あざやかにもちゐさせ給へりしに、これはひろたかゞかきたる屏風どもに、侍從中納言（行成）の書給へるにこそはあめれ」。

昆明池障子　荒海障子　網代障子

いづこかはこれにおごりまさりのあるべき」著聞集に曰く、「清涼殿の弘庇に衝立障子たてゝ、昆明池を圖せられたり。そのうらに野を書て、片方に小屋がたあり。又近衛司の鷹つかひたるをかけり。是は雜藝に侍る嵯峨野に狩せし少將の心とぞ。彼少將といふは、大井川のほとりにすみける季綱の少將の事にや。かの大井川の家を出て、嵯峨野に狩しけるをうつしけるにこそ。又萩の戸のまへなる布障子を、荒海の障子と名付て、手長、足長など書たり。その北うらは宇治の網代（拾遺集の詞書に「寛和二年、清涼殿の御さうじに、あじろかける所」とあり）をかけり。清少納言が枕草子に、此障子の事も見えたり。一條院此かたにかゝれたるとこそ」。これに由りて觀れば、一條天皇の頃より、宮庭の障子にも、畫圖あること漸く多かりしなり。同書又曰

唐繪、はね馬、よせ馬の障子、馬形障子、李將軍、養由基の障子

く「大かた清涼殿の唐繪にも、みな書ならはせる事ども侍り。渡殿にはね馬、よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北邊、朝がれゐの前に、馬形の障子（中右記天永三年十月十九日の條に曰く「朝干飯壷布障子皆悉畫馬形、里亭多相具打毬也」とあり）侍り。障座の上に李將軍が虎を射たる障子をよせかけ、校書殿には、養由基が猿を射たる障子を寄立たり。これみないづれの御時よりといふ事をしらず」と。されども恐らくは亦この頃よりの事ならむと憶はる。小右記寛仁二年正月廿

大饗の屏風、賀の屏風、御裳著調度の屏風

一日の條に曰く「攝政新調大饗料四尺倭繪屏風十二帖」。今鏡に、長元六年十一月廿八日、「たかつかさ殿（倫子）の七十の御賀せさせ給ふ」時の屏風に、「臨時客のところ」「子の日かきたる所」などありし由見え、榮花物語には同九年一品宮章子の御裳著の調度の條に、「御屏風のゐ、こゝの、

太宗屏風

屏風二百帖、坤元錄屏風

和漢抄屏風

からの繪ごころに、繪師めしていみじくせさせ給」とあり、資房記長暦三年閏十二月十九日御佛名始の條に、地獄變相御屏風未調出、仍立太宗御屏風」とあり。又著聞集に曰く、「能通繪師良親に屏風二百帖に繪をかゝせたりけり。其中坤元錄屏風をば、良親相傳の本にてなん書侍ける。大女御まいり給ける時、二條殿にまいらせさせてんけり。色紙形は四條大納言ぞかゝれける。更に又爲成をしてうつされけり。此本は一の人の御相傳の物に侍にこそ。又和漢抄は、屏風には中に卷水をかき、上に唐繪をかき、下にやまと繪を書たりけり。唐繪の屏風は、實範つたへたりけるを、成章に沽却しにけるとぞ」。知るべし、前期以來貴紳の家にては、儀式などの折ごとに、新に多くの屏風を造り、その畫には頗る意匠を凝らし、能手の畫師をしてこれに畫かしめ、歌人に題贊の歌を求めて、能書の人に書かしめ、以て互にその美を競ひ、著名なる屏風に至りては、畫師往々その圖の摸本を傳へしことを。而もこの流行は本期を以て最も盛なりとす。就中能通の二百帖の如きは、記傳の上に

倭繪の流行

最も著きものなり。この頃倭繪行はれて、唐繪の屏風稍流行に後れけむことは、枕草子に、「むかし覺えてふようなる物、からゑの屏風のおもてそこなはれたる」などあるに徵すべし。上記の外、尙物語、歌集等に、屏障畫に題せし歌少からず。その詞書を見るに、左の如き畫題あり。

屏障畫の命題

「網代」寛和二年清涼殿御障子、拾遺集
「催馬樂繪」古畫備考引く所の圓融太上法皇御受戒記、寛和二年三月廿一日の條、四尺御屏風四帖
「山野に梅の花榮たる所に、女の只一人有る屋のいと幽なる所」
「遙に沖に出たる釣船」
「霧の立隱したるに、旅人の行たる」以上今昔物語、歌中將藤原道信、屏風
「卯杖」
「大饗したる所」
「かすがのつかひたつ所」
「やまざとに、水あるいゑに、まらうどのきたる」
「五月節」
「九月九日」
「櫻の花見る女車あるところ」
「紅葉ある山里におとこきたり」以上榮花物語、寛仁二年正月廿三日、攝政賴通大饗の御屏風の繪
「雪のあした鷹狩したる所」歌民部卿長家、屏風
「雪ふりたる所に女のながめしたる所」歌赤染衛門、屏風、以上後拾遺集
「子の日したるかた」歌同、鷹司殿七十賀屏風、詞花集
「佛名」歌藤原輔尹、道長大饗の屏風
「野の行幸」歌祭主輔親、同上屏風
「十二月つごもりのかた」歌前大納言公任、上東門院御屏風、以上後葉集
「人の家に松竹などあるに、すだれのまへに、ふねふくおとこ有所」歌民部卿齊信、同上御屏風、續詞花集
「鶴のおほく飛たるかた」歌三御子、屏風、後葉集
「梅花さきたる山ざとのかすかなるに、女のひとりながめてゐたる所」歌藤原道信、屏風
「山里に郭公まてる人ある所」歌藤原範永、左京大夫道雅西八條家の障子、以上續詞花集
「人の家に梅の木ある所に、水流れて客人來れる所」歌藤原經衡、同上障子
「山里に雪のあしたまらうど門にある所」歌同、同上障子、以上後拾遺集
「月のよ山路をゆく人ある所」歌源道濟、屏風、續詞花集
「櫻花のちるを惜みがほなる所」歌同、屏風
「車おさへて紅葉みる所」歌兼房、屏風

「長恨歌の繪に、玄宗もとの所にかへりて、虫どもなき、草もかれわたりて帝歎き給へるかた」(歌道命法師、屏風、以上後拾遺集)

「あれたる宿に、もみぢ隙なくちりたる所」(歌源俊頼、屏風、續詞花集)

「天王寺の西門にて、法師の舟にのりて、にしざまにこぎ離れてゆくかた」(歌同、障子、金葉集)

「人の家に雪ふるところ」(歌源道濟、東三條院四十御賀の御屏風、續詞花集)

「旅人山櫻を見る所」(歌同、同上屏風)

「櫻花多く咲ける所に人々ある」(歌同、同上屏風)

「子日して男女車より下りて小松ひく所」(歌兼隆、同上屏風)

「海のほとりに松の一もとある所」(歌同、同上屏風、以上後拾遺集)

「近江國龜山松樹多生」(歌資業、後冷泉天皇大嘗會屏風)

因みに言ふ。上記諸題の外、樂府の御屏風(大鏡に出づ)、四季の繪、月次の繪等も物に見ゑたり。「漢書の屏風」、「文集の屏風」(榮花物語に出づ)等は書の屏風なりけむとも想はる。而して次期より後は、屏風畫の歌多く歌集に見えず。

詠畫の詩歌

以上列擧したるものゝ如く、特に屏障の題賛として作りしに非ざる詩歌亦少からず。今昔物語に曰く。「此中將、(藤原道信)人の繪を遣せて、此御覽ぜよと云たるを、山鄕の心細氣なる、水など流れて、物思たる男の居たる所を書たるを見て、此なむ書付て返し遣しける。ながれくる水にかげみむ人しれず、ものおもふ人のかほやかはると。繪の主此を見て極くこそ讃けるとなむ」。後拾遺集には、出羽辨の「菩提樹院に後一條院の御影をかきたる」を詠める歌、金葉集には、和泉式部の「地獄の繪に、劍のえだに人のつらぬかれたる」を詠める歌あり。續詞花集にも、「左京のかみ顯輔、和歌曼荼羅といふものをかきて供養しける云々」、(歌行尊)「繪に松の木の下に人々ゐて、ことひきたるかた」、(歌中納言定賴)「繪にひとりつきみたるひとあるところ」(歌六條宮)などを詠じたる歌あり。本朝麗藻には藤原伊周(寛仁七年薨、三十七歳)の詩の序に、「客有〻圖〻孟嘗君像〻以〻詩讃〻其德〻者〻」とあるもの等あり。皆以て當時の繪畫の圖相を考ふるに足る。

後一條院御影

孟嘗君像

冊子、卷物の畫物語繪

屏障の外、冊子及卷物の畫ありき。榮花物語に、藤原道兼が、「世の中のゑ物がたりは、かきあつめさせ給」(正曆元年二月の條)と曰ひ、藤原道長が長和二年中宮妍子の許に、「むらかみの御ときの日記を、おほきなるさうしよつに、繪にかゝせ給て、詞は佐野の兵部卿のむすめの君と、延幹の君とにかゝせ給ひて」贈りし由見え、永承四年霜月九日の歌合の條に、さうしども、(中略)歌の心ばへを、題にしたがひつゝ、した繪に書たりとあり、又天喜五年正月の歌合の條に、「うたをかくべきさうしどもに、こだいの心ばへを、男繪、女繪とかきたる」、「歌はまき物二つにて、こがねのへうし、玉をつらぬきてひもにしたり、繪はこれも題にしたがひてかきたり」などあり「源氏繪合の卷には、竹取、空穗、伊勢その他の物語繪、日記繪及節會、儀式の繪など見えて、冊子又は卷軸なり。後の謂はゆる繪卷物は、即ちこの頃よりして行はれ初めしならむ。

日記繪

下繪

男繪、女繪

節會の繪

單面畫卽ち紙繪

屏障、冊子、卷物及衣裳、(後に出づ)几帳、(榮花物語治安二年七月十四日御堂供養の條に「すそごの御几帳、むらごのひもどもして、樣々心ばへある繪を泥してかゝせ給へり」とあり)車輿(著聞集に後中書王具平親王、寛弘六年七月廿八日薨、四十六歳がみまかりし雜仕の女房と御身との間に、御子雜仕の生む所を置きて見たまひつゝかたを、車の物見の裏に、繪にかきて御覽じけること見ゆ)その他器財の裝飾畫の外、實用なき玩賞乃至遊戯三昧の繪畫は、當時如何なる形にて玩ばれけむ、扁額は倘行はれざ

りしなるべく、挂幅は佛教畫の外、恐らくは未だ有らざりしならむ。我が國玩賞繪畫の挂幅の行はれたるは、室町時代よりの事と見ゆれど、

挂幅

その木と爲りし佛教畫は、王朝紀乃至それより前にも既に有りしならむ。さるは、修法、供養の本尊畫像は、必や挂幅にして佛教畫の鋪と呼ばれしもの、必しも敷曼荼羅の如くに用ゐられしに非ざるべしと憶はれ、延喜式に見えたる圖書寮に保藏して六年に一たび曝涼する定めなりし一万三千佛像二鋪、(佛名會用)釋迦牟尼佛并菩薩、羅漢像一鋪、(仁王會用)五大力菩薩像五鋪(同上)等も、恐らくは卷軸にて壁上に懸けしものならむ。たゞその起原は詳ならず。要するに平安時代を通じて、佛教畫以外に、挂幅として繪畫を玩賞することは尙始まらず、別に裝潢を施さゞる

紙繪と絹繪と

單幀のまゝにて玩びしならむ。繪合せの畫の如きは殊に然り。當時の謂はゆる紙繪は、後世の絹本に對する紙本の義にはあらで、蓋し屛風、障子、乃至册子、卷軸等の形を成さゞるこの單幀畫を指して云へりしものゝ如し。されば源氏物語に曰く。「此比の世には、たゞかくおもしろき紙繪をとゝのふることを、天の下いとなみたり」。而してこの紙繪には大作なく、多くは小品にして、專ら畫技の巧を賞せりしものと見ゆ。同書に曰く。「かみ繪はかぎりありて、山水のゆたかなるこゝろばへを、えみつくさぬ物なれば、たゞ筆のかぎり、人の心につくりたてられて、今のあさはかなるも、むかしの跡にははぢなく、にぎはしく、あなおもしろと見ゆるすぢはまさりて、おほくのあらそひども、けふはかた〴〵にけうあることゞもおほかり」。公任卿集、長能集の詞書には、花山天皇のみづからかゝせたまへる紙繪の事見えたり、本期に於ける和繪の發達は、憶ふにこの單幀畫の流行に待つ所ありしならむ。因みに言ふ。絹繪と云ふは、紙繪に對する名の如く聞え、當時絹本の畫もありけむこと論なけれど、榮花物語、源氏物語等には見えず。源氏物語に、「めづらしきさまなる唐の綾などに、さま〴〵の繪どもかきすさびたまへる屛風のおもてどもなど、いとめでたく見どころあり」などあるのみ。絹繪の名の物に見えたるは、著聞集の後鳥羽院が信實に畫かしめし「三卷の絹繪」などならむ。

墨繪、墨がき、つくり繪

昔より繪畫に彩畫の外、墨畫ありしこと、言ふ迄もなけれど。先に見えたる素畫、白畫は蓋し白描にて、本期以後の墨繪の濃淡の抹染を用ゐたる水墨とは同からざるべし。墨繪の名は、紫式部日記に見えたるなど、最も古からむ。而してこの頃は、彩畫の骨法を別に墨がきと呼び、設色よりも技巧の高きものと爲しゝが如し。さるは、源氏物語に、「繪所に上手多かれど、すみがきにゑらばれて、つぎ〳〵に、さらにをとりまさるけぢめ、ふとしもみえわかず」「いにしへのすみがきの上手ども、あとをくらうなしつべかめるは、かへりてけしからぬわざなり」などあるにて察せらる。墨がきに對して、これに設色するをつくり繪と云ひき。常人の畫を能くする者、みづから墨がきして、畫師につくり繪せしむることなど、往々行はれしは源氏物語に、「人々のかたり聞えし海山のありさまを、はるかにおぼしやりしを、御めにちかくては、げにおよばぬいそのたゞずまひになく、かきあつめ給へり、この比の上手にすめる千枝、つねのりなどめして、つくりゑをつかうまつらせばやと、心もとながりあへり」などあるにて知るべし。

歌繪、葦手

屏風、障子及その他の畫に、歌繪、葦手の行はれしことも、前期よりは遙に盛なりしものゝ如し。榮花物語に、「弘高がうたゑかきたるさうしに、行成のきみうたかきたる」、(長保元年、藤原彰子藤壺調度の條)「歌繪にて櫻のさきこぼれたるかたをかきたり」、(永承四年霜月九日歌合の條、衣裳の裝飾)「いけのふぢなみ、からきぬにはさきかゝりけるを、歌繪にいとおかしく書たり」、(天喜五年正月、皇后歌合の條、衣裳の裝飾)續千載集の詞書に、「歌畫に海士の鹽やく所」(歌紫式部)などあり。葦手の事も物語等に多く見ゆ。源氏梅が枝には、「あしでの草紙ども、心々にはかなうをかしき、宰相中將のは、水のいきほひゆたかに書なし、そゝけたるあしのおひざまなど、難波のうらにかよひて、こなたかなたゆきまじりて、いたうすみたるところあり、またいといかめしうひきかへて、文字やう、石などのたゞずまひ、このみかきたまへるひらもあり、目もをよばず、これはいとまいりぬべきものかなと、けうじめでたまふ」、榮花物語には、「池のかゞり火ひまなきに、白き鳥どもの足高にてたてるも、蘆手のこゝちしてをかし」、住吉物語にも景色を叙して、「うす墨にかける蘆手に似たり」など言へり。これ等の事、皆以て當時歌繪、葦手の繪畫にも工藝にも盛に弄ばれしさまを考ふるに足れり。

扇合

扇畫も盛に行はれしこと言ふまでもなし。圓融天皇の朝には扇合あり、歌の詞書にも往々見ゆ。今煩を避けて一々その文獻を擧げず。

繪合

繪合せは本期に始めて行はれたりと憶はるゝ一種の遊戲(歌合、闘詩、扇合、菊合、花合、草合、撫子合、根合等の類)なり。源氏物語に繪合の卷あるは、當時流行の事實の小說の材と爲りしものなること、論を待たず。その史傳に著れたるは、今鏡にも、「この宮(後朱雀の皇女正子)ゑあはせし給」と曰ひ、著聞集に精く記されたる永承五

麗景殿繪合

年四月廿六日の麗景殿の繪合なり。當時のありさまを想ひ見るに宜しきを以て、左に著聞集を抄出せむ。

彌生の十日あまりの比より、其沙汰有けるに、春の日のつれ〴〵にくらすよりは、つねならねいとみ事を、御前に御覽せさせばや。むかしよりきこゆる花合は、ちりてふるき根にかへりぬれば、にほひ戀し。草合は尋て本の所へかへしやれば、名殘うるさし。歌林とかいふなるよりは、萬葉集までは、こころもおよばす。古今、後撰等、青柳のいとくりかへしみれどもあかず。紅葉の錦そめいだす、心もふかき色なれども、左右をさだめて、歌のこゝろ、よみ人を繪に書て合られけり。いにしへの歌のふるきにそへて、今の言葉の淺きがまじりたらん、めづらしくやとて、歌三をつらねけり。題は鶴、卯花、月になん侍りける。此比は郭公などこそあるべきを、大殿の歌合の題に侍ればとて、鶴にかへられける也。相摸、伊勢大輔、左衛門命婦ぞ、讀侍ける。女房廿人十人づゝをわかちて、各繪かく人を傳々に尋てかゝせけり。寢殿の東西の母屋、庇を上達部の座とす。源大納言(師房)、小野宮中納言(資平)、左衛門督(隆國)、新中納言(俊家)、中宮權大夫(經輔)、右大弁(經長)、三位侍從(基平)などぞ參られける。殿上人は、くらべ馬のさだめしける間なりければ、其所より右頭中將、つぎ〳〵の八九人ばかり引つれて參ける。御簾の內には北面分ちてゐたり。左なでしこがさね、右藤がさねの衣をなんき侍ける。左かねのすき箱に心ばへして、かれのむすび袋に、色々の玉をむらごにつらぬきて、くゝりにして、古今の繪七帖、あたらしき歌繪のかさねのさうし一帖入たり。表紙はさま〴〵にかざりたり。打敷瞿麥のふせんれうに、卯の花を縫たりけり。數さしの金の洲濱に、さしでのをかをつくりて、葉山に松おほくうへたり。數には松をさしうつすべき也。打敷ふかみどりの浮線綾なり。右かゞみ海にかねの鶴かけたり。かねの透箱をうけにをきて、繪のさうし六帖、あたらしき歌繪のさうし一帖を入。表紙の繪さま〴〵なり。打敷二藍のさうかに、白き文をぬひたる。數さしの金の洲濱に、金の鶴あまたたてり。千とせつも

れるといふ心なるべし。數には鶴のうらづたひすべき也。打敷ふかみどりのさうかに、縫物をしたり。日漸暮ぬれば、こなたかなたに居わけたり。大臣殿はつゝみ給御姿なれど、上﨟ものし給ふとて、忍びあへ給はず。左四位少將、右兵衛佐、かた〴〵の雙紙とりて、よみ合するほどに、左のかたより、頭弁人々七八人引つれて參りたり。かた〴〵うるはしくなりて、一二番上達部のなかにさだめやられざりけるを、殿上人の中より、勝負はいみ有事など侍りしかばげに此繪ども、おぼろげにては、みさだめがたき事のさまなればとて、勝負なし。なか〳〵かちまけあらんよりは、みだれておもしろかりけり。あたらしき歌をば、をの〳〵つがはれけり。相撲が卯の花の秀歌よみたるは、此たびの事也。「みわたせばなみのしがらみかけてけり、卯の花さける玉川の里」。かはらけあまたゝびになりて、ひき出ものなど有けるとかや。

源氏繪合

源氏繪合の巻も、當時の樣を考ふる參照に供するに宜し。同巻は啻に繪合の事のみならず、縉紳貴女等が、畫技の嗜好を以て相慕ひ、贈遺にも往々繪畫を用ゐ、又は旅行の日記を册子に畫きなごして、頻りに丹青を弄びしこと見えたり。左にその一節を抄出す。

うへはよろづの事にすぐれて、繪を興あるものにおぼしたり。たてゝ好ませ給へばにや、二なくかゝせ給ふ。齋宮の女御いとをかしうかゝせ給ひければ、これに御心うつりて渡らせ給ひつゝ、かき通はさせ給ふ。殿上の若き人々も、この事まねぶをば、御心とゞめて、をかしきものにおもほしたれば、ましてをかしげなる人の、心ばへあるさまに、まほならずかきすさび、なまめかしうそひふして、とかく筆うちやすらひ給へるさま、らうたげさに御心しみて、いとしげう渡らせ給ひて、ありしよりげに御思ひまされるを、權中納言きゝ給ひて、あくまでかど〳〵しく、今めき給へる御心にて、われ人に劣りなむやとおぼしはげみて、すぐれたる上手どもを召しとりて、いみじういましめて、またなきさまなる繪どもを、二なき紙どもに、かきあつめさせ給ふ。物語繪こそ心ばへに見ゑて、見所あるものなれとて、おもしろく心ばへある限りをゑりつゝかゝせ給ふ。例の月なみの繪も、見馴れぬさまに言の葉をかきつゞけて、御覽せさせ給ふ。わざとをかしうしたれば、又こなたにても、これを御覽ずるに、心やすくもとり出で給はず、いといたく祕めて、この御方にもて渡らせ給ふを、惜みらうじ給へば、おとゞ聞き給ひて、猶權中納言の御心の苦々しさこそ、改まりがたかめれなど笑ひ給ふ。あながちに隱して、心安くも御覽せさせず、惱まし聞ゆる、いとめざましや。古代の御繪どもの侍る參らせむと奏し給ひて、殿に、ふるき新しき繪ども入りたる御厨子ども開かせ給ひて、女君と諸共に、今めかしきはそれぞれと、ゑりとゝのへさせ給ふ。長恨歌、王昭君などやうの繪は、おもしろくあはれなれど、事の忌あるは、こたみは奉らじと、えりとゞめ給ふ。かの旅の御日記のはこをもとりいでさせ給ひて、このついでにぞ、女君にも見せ奉り給ひける。知らで今見む人だに、少し物思ひ知らむ人は、涙惜むまじくあはれなり。まいて忘れがたく、その夜の夢をおぼしさます折なき御心どもには、取りかへし悲しうおぼし出でらる。今まで見せ給はざりけるうらみをぞ聞え給ひける。「一人居て眺めしよりはあまのすむ、かたをかきてぞ見るべかりける」。おぼつかなさは慰みなましものをとのたまふ。いとあはれとおぼして、「うきめ見しそのをりよりも今日はまた、過ぎにしかたにかへる涙か」。中宮ばかりに見せ奉るべきものなり、かたはなるまじき一でふづゝ、さすがに浦々の有樣さやかに見えたるを、えり給ふついでにも、かのあるじの家居ぞ、まづいかにとおぼしやらぬ時の間もなき。かう繪ども集めらると聞き給ひて、權中納言いとゞ心をつくして、軸、表紙、ひものかざり、いよ〳〵とゝのへ給ふ。やよひの十日の程なれば、空もうらゝかにて、人の心ものび、物おもしろき折なるに、うちわたりも、さるべき節會どものひまなれば、唯か

やうの事どもにて、御かたがたくらし給ふを、おなじくは、御覽じ所もまさりぬべくて、奉らむの御心つきて、いとわざと集め參らせ給へり。こなたかなたと、さまざまおほかり。物語繪はこまやかに懷しさまさるめるを、梅壺の御かたは、いにしへの物語、名高くゆゑあるかぎり、弘徽殿はその頃世に珍しくをかしき限りを、えりてかゝせ給へれば、うち見る目の今めかしき華やかさは、いとこよなくまされり。うへの女房なども、よしある限り、これはかれはなど定めあへるを、この頃のことにすめり。中宮も參らせ給へる頃にて、かたがた御覽じて、捨て難くおもほすことなれば、御おこなひも怠りつゝ御覽ず。この人々とりどりに論ずるを聞しめして、ひだり右とかた分たせ給ふ」(下畧)

畫評

かくの如く玩賞、遊戲の繪畫大いに世に行はれしに伴ひて、上に見えたる繪畫上種々の名目も出て來、畫評の事も、往々上流人士の話柄に上りき。古畫を重んじ、巧拙を論ぜしことなど、既に上に見えたる外、源氏箒木の巻に曰く。「人の見およばぬほうらいの山、あら海のいかれるいをの姿、から國のはげしき獸の形、目に見えぬ鬼の顏などの、おどろおどろしくつくりたるものは、心にまかせて、ひときは目驚かして、じちには似ざらめど、さてありぬべし。よのつねの山のたゞずまひ、水の流、目に近き人の家居、ありさま、げにとみえ、なつかしく、やはらびたるかたなどを、しづかにかきまぜて、すくよかならぬ山の氣色、木ぶかく世はなれてたゝみなし、けぢかきまがきの中をば、その心しらひおきてなどをなん、上手はいといきほひことに、わるものは及ばぬ所おほかめり」。彼の韓非子に見えたる「狗馬最難」、「鬼魅最易」にも似通ひて、我が國畫評の濫觴とや謂ふべからむ。

畫家

本期の有名なる畫家凡そ左の數人あり。この中最も著れたるを巨勢廣高及爲成とす。若し一代の名工を擧げて時代を代表せしめむか。王朝紀は河成時代、藤原の初期は金岡時代にして、その中期は即ち廣高、爲成又は後に叙せむとする惠心僧都の時代とも稱すべきなり。

巨勢廣高　一に弘高、廣貴、博孝に作る。公望の孫、深江の子なり。釆女正に任じ、繪所長者に補せられき。巨勢系圖には從五位下とありその畫技の妙絶一世に重んぜられしことは、今昔物語に「古にも不恥ず、今も肩を並ぶる者无し」と曰ひ、大鏡には「高名の弘高」と呼び、著聞集には「六條宮(具平親王)御堂(寛平法皇)に申給けるは、有障子の役などには、今は弘高をばめさるべからず、輕々なるべき事なり、弘高きゝて自愛しけり」とあるのみならず、曾て病の爲に發心して出家しけるを、朝廷の繪所に召さむが爲に、特に還俗せしめられし(今昔物語に出づ)に徴して、これを考ふるに餘あり。權記長保二年七月四日の條に曰く「召釆女正巨勢廣貴、仰圖五靈桐鳳畫樣、可給織部司之由、一昨織部正忠範令奏事由、仍隨勅所仰也」。又同四年八月十八日の條に曰く「自花山院有召、參入、有勅曰、書寫聖影像、令廣貴圖之」。書寫山緣起に曰く。「法皇(花山)通寶山に一日御とうりうありて、上人の行狀をしるし、又形貌をうつさせ給ひて、都にて、繪所の釆女の正廣貴圖書し云々」。今昔物語は、廣高が宣旨に由りて還俗せし後の事を叙して曰く「公近江守□□の□□と云ふ人に廣高を預て、髪を被生けるに、守東山に有る所に廣高を籠居て、人を付て、髪を令生む。然れば其所に新き堂有けるに籠居て、人にも不會して髪を生しける間、堂の後に有ける壁板に、徒也けるまゝに、地獄の繪をなむ書たりける。其繪于今有り。萬の人行て皆是を見る。微妙き物にて有となむ云ふ今の長樂寺と云は、其繪書たる堂也廣高其後俗にて久く有て、公に仕けり。此の廣高が書たる障紙の繪、屏風の繪など、可然き所

に有り。一の所の傳りの物にて、廣高が書たる屏風の繪有り。世の財として大饗、臨時客などの時にぞ、取り被出けるなり」榮花物語に「いみじう御覽ぜらる」と言へる「弘高がうたゑかきたるさうしに、行成のきみうたかきたる」「ひろたかがかきたる屏風」、永左記(永保元年十月九日の條)の「向世尊寺、見障子繪、是弘高眞跡」、大鏡の法住寺太政大臣爲光の子誠信が、關白道隆の臨時客の時、醉ひて破りし爲に、弟齊信よりも出世の後れけりと云へる「樂府の御屏風」、著聞集の「地獄變の屏風」(同書に曰く「樓の上より鉾をさしおろして、人をさしたる鬼を書たりけるが、ことに魂入て見えけるを、みづからいひけるは、おそらくは我運命つきぬと、はたして、いく程なくてうせにけり」)等、皆これ廣高の作の世に尊ばれし餘り、史傳に記されしものなり。

花鳥餘情に見えたる匡房の言に、金岡の「疊山十五重」に比して、「弘高は五六重也」と曰へるは、廣高の畫技必しも金岡に劣りしにはあらで、山水の圖式漸く變化せしものと見るべからむ。因みに言ふ諸乖と云ふ畫人は、大鏡の假名の誤寫より出でし廣高の謬傳なり。

巨勢是重　廣高の子なり。官左近將監に至り、繪所長者に補せられき。長元頃を盛とせし人なるべし。本期間の巨勢家の畫人は、廣高とこの人とあるのみ。

藤原頼祐　或は頼輔に作る。信濃守伊祐の子なり。從四位上に叙し、周防守、越前守に任ぜらる。或は兵衛佐と爲れりとも云ふ。廣高と時を同うして世に並稱せられき。榮花物語治安三年十月十三日御賀の條に曰く「ひろたか、よりすけなどゑがきたらんには、なほあかぬところありぬべし」。

織部佐親助　姓詳ならず。小右記寛仁二年正月廿一日の條に曰く「攝政新調大饗料四尺倭繪屏風十二帖、被持參也、畫工織部佐親助」

繪所長者爲成　一に爲業に作る。古今著聞集に「能通繪師良親に屏風二百帖に繪をかゝせたりけり、其中坤元錄屏風をば、(中畧)更に爲成をしてうつされけり」とあるを見れば、爲成は次の良親と時を同うし、而して良親は治安、長元頃盛に書けりし人なること明なるのみならず、爲成は永承乃至延久の頃、鳳凰堂の壁及扉に書きしこと、後出遺品の條に述ぶるが如くなるを以て、その年代は、治安乃至延久頃なることを知るべし。爲成はその姓詳ならず。たゞ康治乃至壽永、文治頃の畫家に詫磨爲遠、爲久父子あるより推考して、詫磨家の祖ならむと言ふに過ぎず。然れどもこの推考は蓋し正しからむ。或は前出天曆頃の爲氏が、更にその遠祖なりやも知るべからず。爲成の繪所長者たりしことは、諸書の記す所一致したれば信ずべく、以て當時の名匠たりしことを知るに足れり。その鳳凰堂の扉を一日の中に書きたりと云ふ(遺品の條に精し)は、固より全體を盡く書了せしにはあらで、一部分の描線を作りたりしなるべしと雖も、神速の健筆は、必や爲成の特長なりしならむ。

左兵衛志良親　姓詳ならず。能通の屏風二百帖を書きしことは、爲成の條に言へり。小右記治安三年八月四日の條に曰く「今日以左兵衛志良親令畫堂東廊布障子」。同月八日の條に曰く「左兵衛志良親、給紬一段」。又長元元年九月廿七日の條に曰く「能近畫四尺屏風八帖了、絹五疋遣之」

光安　姓詳ならず。良親が小野宮の大臣實資の堂の布障子を書きし時の彩色畫工なり。小右記良親に紬を給せしことに續けて「彩色者光安、給太手作三段、並調商布一段」とあり。

非專門の能畫者

玩賞、遊戲の畫行はれ、華奢の俗風を爲しゝと、造佛功德の信仰益ゝ盛なりしとの爲に、常人にして畫を作りし者甚だ多し。殊に本期に著きは、前期に尙少かりし閨秀畫者の多きを致しゝことなり。これ蓋し女流の文才に長けたる者の輩出せしと、その因由を同うせるならむ。た

だ左に列擧する諸家の中、畫を作りしと傳へられたる者にも、或は必しもみづから畫きしに非ざる人なきを保する能はず。

花山天皇　永觀元年即位、寛和二年六月廿一日遁世遜位、寛弘五年二月八日崩御。御壽四十一。大鏡に曰く「此花山院は、風流者にこそおはしましけれ。(中畧)さて御ゑあそばしたりしさまにけうあり。さははしりぐるまのわには、うすゞみにぬらせ給ひて、おほきさのほどやなど、しるしにはすみをにほはせ給へりし。げにかくこそかくべかりけれ。あまりにはしる車は、いつかはくろさのほどやは見え侍る。又たかんなのかはを、おとこのをよびごとにいれて、めかゝうして、ちごをおどせば、かほあかめて、ゆゝしうおぢたるかた、又とく人たよりなしの家のうち、つくり法など、かゝせさせ給へりしが、いづれもぐゝさぞありけんとのみ、あさましうこそ候ひしか」。公任卿集、長能集には、この院の御手づからかゝせたまへる紙繪の「人の鶴かひて、ふみひろげてゐたる所」「秋の前栽さきみだれたる、紅葉おもしろき所」などを詠みし歌あり。辨内侍日記にも「むかし花山院の御繪」など言ひ、山城名勝志には醍醐如意輪堂の條に「或云總幅三十三所觀音畫像、花山院宸翰、納此堂」と言ひ、本朝畫史には「又寫手長足長之形、見于國史」(國史に所見なし)と言へり。

安倍晴明　著名の陰陽師、天文博士にして、從四位下、左京權大夫、穀倉院別當に至り、寛弘二年八十五歳にして卒す。右記に曰く「晴明其時乞硯與紙、繪畫讃」(道長の爲にせるなり)

一條天皇　寛和二年即位、寛弘八年六月廿二日崩御。御壽三十二。枕草子に曰く「一條院上より御文もてきて、返事たゞいまと仰せられたり。何事ぞと思ひて見れば、大なる笠のかたをかきて云々」。畫工便覽に曰く「常戲令作圖繪、亦畫佛像」。

光則　小右記長和二年三月卅日の條に曰く「冷泉院、神泉苑繪圖故光則所畫」

源爲憲　正四位下、遠江守に至り、寛弘八年八月卒す。袖中抄に「爲憲の三寶繪」とあり。歴代皇紀裏書に曰く「爲憲三寶繪序云、(中畧)于時永觀二年云々。天元三年二月廿八日始之。源信僧都爲自他同證無上菩提造立之」。

大宮長家室　大納言齊信の女。萬壽二年八月廿九日卒す。榮花物語に曰く「手いとよくかき、繪などもいとをかしう畫玉ふ」又曰く「手うちかき、繪などの心にいり、さいつころまで、御心にいりて、うつぶしぐして畫玉ひしものを、このたびの繪を、琵琶殿にもてまゐりたりしかば、いみじうけうじめでさせ玉ひて、(中畧)年比かきあつめさせ玉へるも、いみじうおほかりし。里にいでなば、取いでつゝ、見てなぐさめんとおぼされけり(長家卿)。」

藤原道長　有名なる法成寺入道又御堂關白にして、攝政、太政大臣、從一位に至り、萬壽四年十二月四日薨ず。歳六十二村上御記のさうしを畫きしこと、前に出でたり。

馬内侍　右馬權頭源時明の女、一條天皇の皇后の女房なり。馬内侍集の歌の詞書に、「右大將氷したるかたなど畫たる扇を、わが心かはりなば、おこせよとのたまひしかば、奉るとて、こほりたる池のつらに、女をすゑて、けぶりをたゝせて」とあり。

後一條中宮威子　道長公の第三女、上東門院彰子の御妹なり。長元九年九月六日薨ず。榮花物語に曰く「萬壽元年九月廿三日より始めさせ給ふ(多寶塔供養、中畧)表紙の繪に經の中の心ばへをみなかゝせ給へり」。因みに言ふ。この中宮の大進賴經も畫を能くせしと云ふことの非なる由は、扶桑名畫傳に見えたり。

紫式部　越後守藤原爲時の女、上東門院の女房なり。後右衛門權佐藤原宣孝の室と爲りぬ。源氏物語を作りて、才名を古今に轟かせしこと、昔人の知る所なり。書工便覽に曰く。「能作丹青、手摸自容、置江州石山寺。」蓋し信ずるに足らじ。

藤原實資　從一位、右大臣に至り、小野宮のおとゞと稱す。永承元年正月十八日薨ず。歳九十。小右記長德五年七月三日の條に曰く。「奉圖阿彌陀淨土。」

藤原兼房　正四位下、右少將、中宮亮に至り、延久元年六月十六日卒す。永承五年の祐子內親王家歌合に曰く「召中宮亮兼房朝臣、(中畧)所献歌置筥上、各書彩牋、或以題目趣、施畫圖、或以金銀泥、成文彩、風流之美、不可觀縷、男以色紙書之、兼房朝臣施下繪。」著聞集には、兼房が夢感に依りて人丸の像を書きし(十訓抄は繪師をして書かしむと爲せり)こと見えたり。

菅原定義　從四位上、大學頭、文章博士に至り、康平七年十一月廿七日卒す。歳五十三。その書きし聖像ありと云ふ。

藤原兼行　正四位下、大和守に至れり。後冷泉、後三條の大嘗會の悠紀、主基の屛風及法成寺の內の扉を書きしこと、行成卿の夜鶴抄に見ゆと云ふ。

藤原經輔　正二位、權大納言に至り、永保元年八月七日薨ず。歳七十六。類聚雜例に曰く。「長元九年七月廿六日、(中畧)左中辨經輔、經卷之外、奉圖繪阿彌陀三尊。」

後冷泉皇后歡子　實資公の女。永承二年入內。康和四年八月崩ず。御壽八十二。榮花物語に曰く。「繪などいとめでたくかゝせ給。おさころなど、繪師はづかしうかゝせ給」。

緇流の畫家

繪佛師

繪佛師の僧綱補任

本期は密敎極盛の時にして、野澤の二家を首めとし、台東兩密の十二流、十三流互に法傳を競ひ、祈禱厭勝は、方たがへ、物いみ、物のけなどの迷信さへ甚きに連れて、流行の盛なること、殆ど前後に比なしとも謂ふべき程なるのみならず、往生淨土の他力敎は、惠心僧都に依りて大いに世に弘まりしかば、佛敎畫の需要極めて多きことを致し、從ひて緇流の能畫者夥しく輩出せり。繪佛師と云ふ專門の業名も、本期よりして始まりぬ。その法橋、（上人位、律師位）法眼、（和尙位、僧都位）法印（大和尙、僧正位、貞觀六年所定僧徒階級）の僧綱に任ぜらるゝも、本期の末より起りし事なり。左に畫を能くせし僧侶の名傳を列記す。

玄朝　東寺要錄に曰く「永延元年、聖海聖人勸十方施主、修補繡曼茶羅、繪師元興寺玄朝、院政書地神。」七大寺日記元興寺金堂の條に、「半出鐫より造れる十二神將あり、尤可見、源朝繪樣」とある者、或は同人か。

院政　前條に出づ。

尋禪　僧正、天台座主たり。天台一身阿闍梨の初例にして、阿闍梨公又飯室僧正と稱せられ、正曆元年二月十七日寂す。歳四十八。近江西敎寺に尋禪僧の書と傳稱せる山王廿一社本地圖及慈慧大師像あり。

晴海　超勝寺の僧なり。長德二年十月二十日、淨土の好相を感見して、淨土曼茶羅を圖繪せり(銘文に依る)。晴海曼茶羅とて後世に名高し。同曼茶羅合讃に南都稱名寺に存せりと曰へり。

平慶　權記長保二年七月十五日の條に曰く。「召佛師平慶、給絹一疋、八丈、宛奉圖五大尊料。」

延源　長保四年花山上皇書寫山に幸して性空上人を訪ひ、延源阿闍梨をして上人の像を寫さしめしことは、著聞集、元亨釋書、神皇正統記等に見えたり。

平願　今昔物語に曰く。「平願持經者と云僧有けり。書寫山性空聖人の弟子なり。(中畧)法華經を書寫し、佛、菩薩の像を圖繪して、(中畧)无遮の法會を行ふ」。

陵澤　日本紀畧に曰く。「寛弘七年三月十八日、於南殿被供養釋迦如來、七佛藥師、法華經一千部、(中略)繪師小僧都陵深(下略)」。

法壽　天台座主暹賀(長德四年寂)の弟子にして、叡山西塔院に住せり。阿彌陀佛の像を圖繪せしこと、今昔物語に出づ。

惠心　惠心僧都諱は源信、俗姓は卜部、大和葛城郡の人なり。天慶五年に生れ、寛仁元年六月十日寂す。叡山の慈惠僧正に從ひて研學し、終に天台第一の宗匠と爲れり。著述頗る多し。嘗て台宗二十七疑を作りて、宋の南湖の知禮法師に問ふ。知禮嗟歎して絶東に深解の人ありと稱す。惠心專ら往生の願ふべきことを唱へ、淨土の敎義これより大いに行はる。性工巧に長じ、繪畫に、彫塑に、彌陀及聖衆來迎を作り、以て所信の鼓吹に資せり。恰も唐の善導の淨土變三百餘壁を作りしとその行迹を同うす。故を以て、その遺作と稱する彌陀三尊、山越彌陀(橫川にて叡山の上に影現したるを寫しなりと云ふ)、聖衆來迎、二河白道等の諸圖、今に存するもの甚だ多し。必しも皆僧都の眞筆とは信せられずして、僧都の能畫なりしことは固より言ふに及ばずと雖も、想ふに多くは繪佛師をして畫かしめ、僧都はこれを開眼せるに過ぎざりしならむ。然れども、山越の圖及飛雲に乘りて金光粲爛たる三尊、又はそが諸菩薩を率ゐて、往生者を來迎する圖樣は、必や僧都の理想に出で、或はみづからこれを畫き、或は細に意匠を繪佛師に示授して、畫かしめたるものなりしや疑なし。たゞ著名なる高野山巡寺八幡講の聖衆來迎圖(後に出づ)は、前期に屬する壯年の作にして、普通惠心の筆と稱する截金彩色の纖穠優美を極めたる本期風の作と同からず。近古鑒畫家或は言ふ、佛敎畫の截金彩色は惠心より始まれりと。たとひ僧都の創意に非ずして、僧都以前より有りきとも、その盛に行はれけるは、僧都の頃よりの事と見ゆ。さるは、本期に入りて風俗の華奢甚きに連れ、最も紈袴、巾幗の把玩に適せる描金の調度行はれしこと、榮花物語等に見ゆるが如くなりしより、蒔繪の嗜好はおのづから彫塑にも繪畫にも被及して、截金裝飾の流行を馴致せしなるべく、又一面には、欣求淨土の渇仰心を高めしめむとの宗敎上方便に、佛身の美觀を信者の目睹に供する必要あるよりして、截金を用ゐること、特に多きを致せしならむと憶はるればなり。佛、菩薩像の面貌、姿態が、その崇高を失ひて優美の一邊に流れ、天蓋、華趺、瓔珞、衣紋等の裝飾が、纖穠巧密を極めたる藤原紀の特色即ち純和風繪畫も、恐らくは世風の華奢文弱と、この頃の淨土敎の理想とを以て、その化成の原由と見るべきものには非じか。されば惠心を亦この動因の代表人物と爲すも、敢て不可ならじ。惠心を視ることかくの如きは或は過ぎたらむ、然れども、王朝紀に於けりし美術流動の本を弘法大師に皈してこれを讃歎すべくば、藤原中期に入りて、始めて佛敎美術に、外國よりの傳來ならぬ本邦の獨造に係る新趣味、新格調の淨土敎畫を產出し、顯敎繪畫に一大發展を加へたる惠心僧都、豈亦偉ならずとせむや。

承圓　續往生傳に曰く。「源信僧都所作之書往生要集三卷、渡於宋朝、彼國之人、向其影像、依宋朝求生前寫眞影、承圓阿闍梨畫之」

安養尼　惠心僧都の妹なり。長元七年八月廿五日寂す。展閱目錄に、その畫きし中將姬染絲圖當麻寺北室院に在りし由見ゆれど疑はし。

良基　藤原輔尹の子、三井阿闍梨と稱す。寛仁四年四月十一日寂す。歲四十一。畫工便覽に「善丹青、號繪阿闍梨」とあり。

延圓、文惠　延圓は藤原義懷の子なり。寛和二年六月廿三日出家、飯室阿闍梨と稱す。榮花物語萬壽元年六月廿六日、法成寺藥師堂供養の條に曰く「やくし佛のおまへのかたのもやの柱には、十二大願の心を繪にかゝせ給へり。六觀音のおまへのかたの柱には觀音品の偈のこゝろをみなかゝせ給へり。飯室あざりの手をつくし給へるほど思ひやるべし」。小右記治安四年十月十九日高陽院行幸の條に曰く。「御座御屏風、關白所調也、阿闍梨延圓所書」。今昔物語に曰く。「建立の法成寺にして、天皇（後一條）の御祈の爲に、百体の繪佛の丈六の像を令書め給て、金堂の前の南面に懸け並て、供養し給事有けり。其の中に高さ三丈の大日如來の像を、飯室の□□阿闍梨を以て令書て、此れを中尊として懸たり。（中畧）百体の丈六の佛の被懸並れ給て、風に被吹て動き給ふが、生身の佛の如くして、貴き事无限」。延圓の同胞に文惠あり。或は、飯實阿闍梨を以て文惠と爲す。

救圓　東寶記に曰く。「長久元年十月十九日、眞言院五大尊、十二像等、經年序朽損、仍以丹後講師救圓、令圖繪、以其功可令重任之由、東寺長者等、連署所申請也、爲興隆、勅許畢」。

覺超　延暦寺の學僧なり。慈慧及惠心に事ふ。長元中寂す。その畫ける慈慧大師の像ありし由、雍州府志、本朝畫史等に見ゆ。今も三井寺に傳教、智證兩大師、新羅明神の像、西教寺に山王十四社本地圖等を傳へて、覺超の畫なりと稱せり。

仁海　醍醐僧正、小野曼茶羅寺の開山、眞言小野流の祖なり。永承元年五月十六日寂す。歳九十四。權記寛弘七年十月四日の條に曰く。「孔雀明王並延命芣等御衣□、仁海闍梨爲小女開眼」。されど仁海が畫きしにはあらじ。本朝畫史に曰く。「能畫佛像、今所存者多」。

文慶　藤原佐理の子。或は曰ふ、相信の子。岩倉菩提坊法印と稱す。永承元年六月三日寂す。歳八十。便覽に曰く。「能畫祖師人物」。

祈親　高野山通念集に曰く。「東室院開基は大師也。其後祈親來住。永承二年二月十四日入滅。祈親上人自書自贊一幅、當院之重寶也」。

賴聖　春記に曰く。「永承七年六月九日、（中畧）以賴聖佛師、令圖繪丈六降三世明王、（以紙圖之、帖所入也）即圖了、以三河役料官符爲祿、（中畧）三尺觀音、藥師各一体、令圖繪、爲武成也」。

喜欣　二中歷繪佛師の歷名に見ゆ。

入圓　同上。

如照　同上。「入圓三郎」とあり。

教禪　繪佛師の僧綱に任ぜられし嚆矢なり。初例抄に曰く。「法橋教禪、治暦四年三月廿八日叙、後冷泉院御祈、於法成寺被圖繪百廿一体御佛賞也、繪佛師僧綱以之爲始、佛師定禪父也、承保二年三月死去」。賓房卿記に曰く。「長暦三年九月廿六日戊寅、爲小童令圖五大尊、小像片護也、以所乘以忠遣教禪佛師許了」。二中歷には「入圓弟子」とあり。

圓心　源平盛衰記に、「宇治關白殿（賴通、承保元年薨）の中門に、圓心法師（長門本云、圓心と云ふ繪師）が書たりける雞は、寒夜の曉、鳴事度々ありけり」とあり。

良秀　繪佛師なり。宇治拾遺物語及十訓抄に、喜びて己が家の燒くるを見て、火焔の畫法を悟り、これを不動尊に用ゐて、良秀がよぢり不動とて世に稱せられしことを載せたり。亦この頃の人ならむ。

佛敎畫の製作

かくの如く僧侶中に繪畫の專門家を生じたりし程なれば、以上記載の中に見えたる外、佛敎畫の製作に關する事の史乘に出でたるもの亦少からず。寛和元年（二月廿二日）皇太后昌子叡山に觀音院を建て、その眞言堂には兩部曼荼羅を安置せり。（扶桑略記）小右記には同年三月五日の條に、

地獄繪屏風

「有二御讀經一、圖二佛（普賢像）書レ經（法華經）被二供養一」とあり。佛名懺に用ゐる屏風に地獄繪などありしことは榮花物語（永延二年）に見え、正暦五年には、藤原道隆積

一万体佛像

善寺を落して、（二月廿日）釋迦像一万体を圖繪し、（扶桑略記）又東三條の第に逆修佛事を行じて、（十月二日）佛像を圖繪し、（百錬抄）宮中の臨時仁王會（五月十五日）には、大極殿の北壁に百鋪の佛像を懸け、高御座の北に五大力菩薩像を懸く。（本朝世紀）長德元年（四月廿四日）疫癘の爲に、太政官五畿七道の國司に符して、國ごとに正税を料として觀音像を圖寫し供養せしむ。（符宣抄）權記長保二年正月四日の條に曰く。「今夜安二唐文殊像於新堂一」（支那書の事なれども便宜こゝに附記す）同四年（十二月廿一日）慈德寺に於いて、前東三條院周闋御齋會を修して、御佛阿彌陀曼荼羅一鋪を施入せらる。寛弘二年（三月廿二日）藤原實資不動息災法（廿二日より七ヶ日）を修せしむるに當り、新に一万の不動尊を圖繪せしめ、又（六月七日）權僧正（勝算）丈六不動尊像（繪像、又有侍者）を供養し、同九年（五月廿七日）故院の御周忌に兩界曼荼羅を造り、長和四年（五月十五日）の仁王會には新に御佛九鋪（中有五大力像）を圖し、道長公眼病の祈禱（同月十六日）に不動調伏法を行ふとて、等身の不動尊を圖せ

尊星王

しめ、又（閏六月八日）攘災の爲に、勅命を以て尊星王の像を圖繪せしめ、慶祚阿闍梨をして開眼供養せしめ、皇太后は上東門院に道長公五十の壽

佛名屏風

を賀して（十月廿五日）兩界曼荼羅を造られしこと、並に小右記に見えたり。道長公が大饗の屏風に、佛名懺を畫けるものありしことは、後葉集の詞書に知られ、その入道の後、時に大威德を畫きて供養せしことは、榮花物語（寛仁三年）に見ゆ。同書に治安元年皇太后妍子の女房等が書寫せし經

經卷繪

卷の事を記せり。曰く。「經のありさま、えもいはずめでたし。あるはこんじやうを地にして、金のでいしてかきたれば、金泥の經なり。あるは綾のもんにした繪をし、經のかみしもに繪をかき、又經のうちの事どもかきあらはし、涌出品の恒沙の丼の涌出し、壽量品の常在靈鷲山のありさま、すべていふべきにあらず。提婆品はかの龍王のいへのかたをかき、あるはしろがねこかねのえだにつけ、いひつゞけまねびやるべきかたもなし。經とはみえたまはず。さるべきものゝ集などをかきたらんやうにみえて、このましうめでたうしたり。」法成寺の建築には、扉

扉繪

繪等に善美を極めしさま、又榮花物語に見ゆ。治安二年（七月十四日）御堂供養の條に曰く。「とびらをしひらきたるを御らんずれば、八相成道をかゝせ給へり。釋迦佛の摩耶のうけうよりむまれさせ給て、難陁、跋難陁二の龍、空よりして湯あむしたてまつりけるよりはじめにて、（中略）娑羅双樹の涅槃の曉までのかたを、かきあらはさせたまへり。柱には丼聖衆の音がくのかたをかき云々」。又曰く。「東のはし〴〵のとびらごとに繪をかゝせ給へり。かみに色紙形をして、詞をかゝせたまへり。はるかに仰がれてみえがたし。九品蓮臺のありさまなり。あるひはさし比の念佛により、或は最後の十念のゆへ、或はおはりの時善知識にあひ、あるひは乘悪の人、或は戒悪のもの、をこなひのしな〴〵にしたがひて、極樂の迎をえたり。これは聖衆來迎かとみゆ。彌陀如來雲にのりて光を放て、行者のもとにおはします。觀音、勢至蓮臺を捧て、ともにきたり給。諸の丼衆をんじやうぎがくをして、よろこびむかへとり給。行者忍辱の衣身にきつれば、或戒香にほひしみかほりて、弘誓やうらく

身にきつれば、五智の光かゞやけり。黃金のこまやかなるひかりこをりて、紫磨金のやはらかなるはだへすきたり。紫金臺に安座して、須臾刹那もへぬほごに、極樂界にまいりつきぬ。草菴にめをひらくあひだ、蓮臺にあなうらをむすぶ程なり。或は八功德水すみて、いろ〳〵の蓮花おひたり。その上に佛あらはれ給へり」

柱畫

又万壽元年供養の藥師堂柱畫の事は、先に延圓の條に記しつ。同年九月廿三日中宮威子が四尺多室塔供養の時には、色紙の御經に、下繪を畫かせ、表紙の繪に經の心を畫かしめ、同四年十二月廿八日道長薨去後の追善には、上東門院極樂淨土を畫かしめしこご等、亦復榮花物語に見ゆ。長元元年五月廿三日再たび官符を以て、疫病の爲に、正税又は所在の官物を用ゐて、丈六十一面觀音を圖寫供養することを諸國に命ず。宣符抄康平三年十一月廿六日藤原賴通白川の別業に於いて、大僧正明尊天台座主九十の壽を賀し、釋迦如來像一鋪を圖繪す。扶桑略記治暦四年三月廿八日法成寺に於いて、御藥御祈の爲に、百二十体の繪像御佛を供養せられき。扶桑略記、本朝世紀

宋風の渡來

王朝紀に於ける入唐八家の後、藤原初期の間五代に、沙門日延天慶に行き、天暦末歸朝が吳越に往復せりし外、商舶の交通次期に屬する事なれども、水左記承暦五年十月十八日及廿五日の條に、太宰府より、宋の商客劉琨、吳濟、孫忠、黃政(改名王端垂)の申文を傳へし由見えたりに由りて、織物、青瓷、茶碗白、青あり、榮花物語、御室御物實錄等に見ゆ等の多少輸入せられたるに過ぎざりしものゝ如く、支那繪畫傳來の迹著からず。

十六羅漢

然るに、永延元年二月十六日奝然永觀元年入宋十六羅漢畫像を齎して宋より歸朝せり。十六羅漢の畫は、唐末五代よりして始めて支那に行はれしもの、幾もあらずして我が國に傳はりしなり。

智者大師影

小右記長和四年七月廿一日の條に曰く。「座主云、故座主覺慶、長德四年座主と爲り、長和三年十一月廿三日寂す之時、大宋國天台牒曰本國天台延暦寺、送智者大師影像、說法時如意、鐵、御袈裟、茶垸壺」宋畫の傳來は、この二事の外殆ご史乘に見えずご雖も、想ふに尙多少輸入せられたるものありしならむ。されば、先に王朝紀に傳はりし中晚唐の物ご異りて、用筆の肥瘦著く、設色の趣致亦別調を爲せる一種の畫風は、前期末乃至本期初に、始めて宋より傳はりしならむ。想ふにこは、吳道子等より以降、盛唐の頃よりも彼の土に行はれしものにして、王朝紀の密教家の請來せざりしか、又は台家請來の先德影像、或はこの種の畫風に屬しけむも測られねご、密教畫に壓せられて、前期まで行はれざりしものか。

宋風と顯教風と

かくてこの畫風は、王朝紀以前の顯教繪畫の多少次第に發展したる前出の倶舍曼荼羅、持國天像及本期の聖衆來迎圖等の畫風に近き性質あるが故に、兩者善く相合ふて、本期以後、主こして顯教の畫圖に行はるゝここゝ爲りつるならむ。されば後出の佛再生說法圖、次期の佛涅槃圖新藥師寺等は次第に宋風の顯著なるを見る。鎌倉時代に至りて大成せる詫磨風は、即ちこの系統の一變化ならむ。尙後に辨ずべし。

遺品

例に依りて、左に本期遺品の主なるものを列擧す。

第二十五　惠心僧都筆聖衆來迎圖 圖其一、其二

本圖は裱裝の裏面に、天正十五年修補の時に記したる文あり。曰はく「叡岳別所安樂谷大阿彌陀尊像、二十五菩薩、同山越三尊化佛等、以上卅三體(今一

尊不明)惠心僧都廿四才秋眞筆、依爲一天無双之靈寶、常者被付勅封、納寶藏之寶、從往昔已來、當七月十五日佛歡喜日、勅使參向開之、令利萬機、例年無替、(中畧)元龜二天辛未歲九月中二日、澆季時至、山上山下破滅之刻、不消堂塔燒失之煙、乍被奪武勇逆徒手中、再集佛家末山、希代靈驗、併爲播濁世末法化導乎、(中略)仍勸諸人寸志、致表具莊嚴(下略)。」文中安樂谷の阿彌陀及二十五菩薩と山越三尊とを併せ圖したりと言へるは、蓋し聖衆を二十五菩薩とするに執着せしが爲の誤傳なるべく、圖は彌陀の外、一佛、二十七菩薩、三比丘あり。又必しも全く惠心僧都の自筆にあらで、或は畫工を驅使して書かしめしものなりしやも知れずと雖も、僧都の意匠に出でゝ、その二十四歲即ち村上天皇の康保二年の作に係り、久く叡山に祕重せられ、元龜の兵燹に逸出せしものなることは、これを信せざる能はず。その畫風を觀るに、面相と云ひ姿態と云ひ、又その描法と云ひ、高古謹嚴の樣式、尙未だ本期の纖柔優美に化せず。面、手、肉體の描筆皆彩線を以て成れるは、後に多く見ざる所なり。圖の下方の山及樹木等は、前の山水屛風に比して頗る和繪の進めるを認む。精妙端麗の畫法、設色、殆ど評賞の言語を絕し、規模の雄大、趣致の森嚴、本邦古畫中復これに及ぶもの鮮きのみならず、全世界の名作中に伍するも、恐らくは決して第二品に下ること無かるべきなり。眞に寶中の至寶とす。本圖の外、世に惠心の筆と稱する來迎圖多しと雖も、本圖に較ぶるに、大抵皆本期以後の纖柔優美なる畫風に屬せるが故に、必しも信ずること能はず。蓋しその遺意を紹述して後の畫風に成れるもの多きに居り、本圖の製作年曆の最も信ずべきに如かざるを見る。或は知らず。その纖柔優美の諸作は、惠心の晚年、本期に入りて後の意匠に出で、本圖は獨りその壯年の作なるが爲に畫風を殊にするものか。この畫前期の遺品なれども、惠心を本期に攝するが故にこゝに編す。今全圖(其一)と一部分(其二、勢至菩薩)とを揭げて、細部に觀るに便す。

第二十六　釋迦牟尼佛再生說法圖

釋迦牟尼佛の蘇生說法の事は、摩耶經に出でたる後代作爲の神話にして、本圖はこれに依りて畫きしものなり。佛は金棺の中より半身を現じ、合掌して母摩訶摩耶に向ふ。右方の樹には佛鉢を懸け、その下の卓上には佛衣を置きたり。佛に向ひて手に佛の錫杖を執れるは即ち摩耶夫人にして、侍女ありて供養の物を佛に捧ぐ。圍繞の衆には菩薩あり、比丘あり、仙人あり、王族あり。乃至天衆、鬼畜あり。その名を圖中に記入せるは、蓋し後代の補加なるべし。この畫寺傳に依れば、傳敎大師の請來なれども、固より唐畫に非ず。その年代も延曆、大同迄は古からず。その豐潤にして肥瘦著き描筆は、先に述べたる宋風傳來後の作なるべきことを想ふに足り、樹木の畫法には和繪の斜擦の筆を用ゐたり。宋風の系統に屬する遺品中に在りて、本圖が最も古きものゝ一たることは、天部及摩羅等の面相の殊に伎樂面に類し、人物の形相、用筆尙この典型に初々しき所あるにて、早くこれを認むるに餘ありとす。

第二十七　廚子扉繪辯才天及梵天、帝釋天圖

この畫は元山城國相樂郡當尾村字西小淨瑠璃寺吉祥天廚子の扉繪にして、明治十七年故ありて迭出し、後東京美術學校の有に歸せる七枚中の三枚なり。その廚子中の吉祥天は、同寺の傳說に、聖武天皇一刀三禮の作なりと稱すれども、同寺は淨瑠璃寺流記に徵するに、本堂は永承二年の建立に

係り、又同記に「建暦二年(中略)吉祥天奉渡本堂」とあれば、吉祥天は元來本堂に安置せられしものにて、亦永承頃の製作と考へられ、厨子も同時に成りしものなるべければ、この扉繪も亦同年代の作なるべし。然れども梵天、帝釋天の如きは、その像容軌前の式に屬し、畵風は背景の樹木と共に、頗る戒壇堂扉繪の摸本に類し、辯才天と雖も王朝紀の請來圖樣に屬するを以て、輓近に至る迄、鑒定上或は軌前の奈良時代とし、或は王朝紀の畵と爲しき蓋し古圖に依りて畵きしものなるが故に、本期の製作なるに拘らずして、その畵の古風なるなり。辯才天圖は金光明經に本づきて、厨子中の吉祥天の外、同經の說會に列したる婆蘇大天(同經に辯才天の妹と曰へり、右上方)、散脂爾耶大將(左上方)、歡喜女(左下方、同經に辯才天權に牧牛の歡喜女と現すと曰へり)、訶利底母(右下方、毘那耶雜事に歡喜女は訶利底の因位相なる由見えたり)を畵けり。

第二十八　爲成筆鳳凰堂扉繪聖衆來迎圖

宇治の平等院鳳凰堂は藤原賴通公の建立にして、その建築裝飾の美は、夙に名を海內に馳せたり。その板壁及扉の繪は本尊後方西壁に釋迦八相圖、南北東三方の扉及壁面に觀無量壽經の九品來迎の變相を畵けり。東方正面中央の扉は上品上生、その左は上品中生、右は上品下生、北方東隅の扉は中品上生、同連子窓下は中品中生及下生、南方東隅の扉は下品上生、同連子窓下は下品中生及下生の來迎とす。圖上には色紙を貼して、各〻これに應じたる觀經の文を記せり。その書は源俊房、畵は爲成の筆に成れり。堂の建立に關しては、扶桑略記に「永承六年三月廿八日癸酉、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像、初修法華三昧、號平等院」と言ひ、又「永承八年癸巳三月四日甲辰、關白左大臣、平等院內建立大堂、安置丈六彌陀佛、屈百口高僧、設其供養」と言ひ、兎道舊記には「永承六年春三、改別業爲寺」と言ひ、色葉字類抄には「天喜元年三月四日甲申供養」と言ひ、花鳥餘情には「永承七年に寺になされて」と言へれど、その全體の落慶は、恐らくは百練抄に「承保三年十二月十八日、關白(師實)供養平等院內阿彌陀堂」とあるを正しとすべし。さるは、色紙の筆者源俊房は、天喜元年僅に十二歲なれど、承保三年には三十五歲にして、色紙執筆のふさはしければなり。然れども治暦三年には後冷泉天皇の行幸ありしのみならず、古今著聞集に「爲成一日が中に宇治殿扉の繪をかきたりけるを、宇治殿仰られけるは、弘高は繪樣をかきて、一夜なをよく案じてこそかきたりしが、いかにかく卒爾にはかくぞとなん仰られける」とあるに依れば、この堂の壁及扉繪は、賴通の未だ薨せられざる時畵かしめしものなることは明なるが故に、その製作年代はこの堂創建の永承六七年より賴通公薨去の承保元年迄の間にして、而も書畵同時とすれば、承保に近き頃の作と爲さゞるべからず。こゝに出す所の圖は、南方東隅の扉繪の一部、他の諸部よりも剝落、汚損及後世の修補少くして、略原相を窺ふに宜しき所なり阿彌陀佛眉間より攝取の光明を放ち、諸菩薩を率ゐて往生者を來迎する樣を畵けり。惠心僧都以來頗る行はれたる圖相とす。その畵法を觀るに、草々描破、深く意に經せずして筆を行ること、宛も春蠶の絲を吐くが如き趣ありて、その技の自在なりしことを想見するに足れり。後の詫磨派の筆致壯拔なる畵風、或は爲成の頃より兆せしかとは、この畵にても想はれて、爲成を以て詫磨の祖とする見を助くるものあるに似たり。

第二十九　十一面觀自在菩薩像 圖其一、其二

この畵元大和の法輪寺に在りしものなり。その尊容は言ふを須ゐず、華臺、寶蓋の纖密無比なる裝飾に至る迄、精巧典麗の妙技を極めたる希有の佳

作、本邦古佛畫中實に有數なるものにして、後出の普賢菩薩と好一對の名品なりその製作年暦は記錄、傳說の徵すべきものなしと雖も、筆意、彩法共に縝密纖穠の美を盡したるもの、想ふにこれ、必や世風の華奢優美を極めたりし本期の遺品なるべし。たゞその面相、姿勢が次の普賢菩薩の優美に比して、稍婉和を欠くが如きは、後者が圖樣迄も本期の建立に係るに同からずして、本圖は前來傳承の樣に依りしものなるが爲ならむ。今全圖(其一)と一部分(其二)とを揭げて、細部の巧緻を觀るに便す。

第三十　普賢菩薩像 圖其一、其二

普賢菩薩の形像には種々ありと雖も、今細說に遑あらず。本圖は六牙の白象(法華經、觀普賢經に出づ)に乘り、頭上に五佛の寶冠(密部諸經軌に出づ)を着けたること、通途の圖像に同じと雖も、兩手の合掌は、不空羂索神變眞言經の一曼茶羅中に圖せらるゝものあるのみにして、この圖の如き一尊圖としては、曾て儀軌に所說あるを見ず。されば本圖は、眞言宗安祥寺流(小野流三支の一)の極祕傳なる法華法中、行者の結ぶべき普賢菩薩の普印合掌を、本尊の印相に表したるものに非ざることなきを得ざるなり卽ち法華讃歎の相と爲す。安祥寺流は安祥寺の中興大夫律師宗意を祖とす。宗意は法脈の暫く絕たりし慧運相承の祕訣、道器を得て、その所傳を小野流に合し、以て新に一流を立てしなり。寂年詳ならずと雖も、その師嚴覺は東寺の長者にして、天喜四年に生れ、保安二年に寂したる人なれば、宗意は次期の人ならむ。然れども、安祥寺流の本なる小野流の法華法にも、早く既にかゝる普賢菩薩を建立しけむとも考へられ、又前に述べたる小右記の普賢像も、法華讃歎の相なりけむと憶はれ、本圖の纖穠典麗の畫風、前出の十一面觀音と全く同樣式にして、藤原紀の最盛代を表する遺品の一と見らるゝが故に、小野の流祖仁海頃の作としてこゝに編す。面相の和化十一面觀音よりも著きは、前代の像樣なき新圖なるが故に、純本期風に畫きしものなるに由るならむ。本期繪畫の特色たる纖穠優美の極致は、この種の遺作に於いて始めて見らるべく、眞に和風佛敎畫の白眉とも稱すべきものなり。今その全圖(其一)と一部分(其二)とを揭ぐること前者に同じ。

第三十一　普賢菩薩像 圖其一、其二

本圖は前出の普賢菩薩像と殆ど同式の畫にして、たゞその美稍前圖に及ばざるのみ。製作の年代或は多少前者より新しからむも知るべからずと雖も、大差なからむと憶はるゝを以て、姑くこゝに編入すことも亦全圖(其一)と一部分(其二)とを揭ぐ。

第三十二　天台祖師影

この影像は播磨一乘寺所藏の天台九祖(龍樹、慧文、慧思、知顗、章安、智威、慧威、慧明、荊溪)の一にして、圖中の題名皆剝落せるが故に、誰の像なるやを知り難し。その製作は本期に屬すべきものならむと想はるれど書法は前に述べし台宗入唐諸家請來の諸影像の遺風なるべくして、頗る古致に富めるを見る。

第三十三　山水屏風繪（圖其一、其二）

謂はゆる山水屏風は、眞言宗にて灌頂の儀式に用ゐるを例とすこは印度の俗、修法の壇場を山林の間に結界するを常とせしに基ける遺風なるべし著名なる東寺の山水屏風は、寺傳に依るに、大同元年弘法大師歸朝の時、唐の憲宗皇帝より賜はりて請來せしものにて、古來同寺の灌頂に用ゐ來りし寶物なりと云ふ。圖は山水の中、樹林の間に、隱者めきたる人の住める茅屋ありて、貴人のこれを訪ふ所を畫けり。一士一僮と共に先づ入りて隱者の傍に在り他の一士人馬より下りて將に茅屋に進まむとし、一僮これに向ひて隱者の方を指さし、二人の從者馬と共に士人の後に在り。樹木參差、遠山層疊して、圖相頗る壯麗なり。その人物の服飾を見るに、闕腋の袍及半臂、石帶等より、童子の美豆良に至る迄、略我が奈良朝の俗に同じく、士人の持てる蒲葵扇の如きも、亦我が國に用ゐられしものなりと雖も、冠の燕尾の横に張りたるは唐樣の觀あり。その穿てる絲鞋は樂人、童子等の外、常に用ゐざりし所なるのみならず、馬具は唐鞍にして、儀式の外、亦我が國の常に用ゐざりし所に係り、士人の黑衣、從者の赤衣は、奈良朝々服の制にも多少合ふ所ありと雖も、蒲葵扇は却りて燕居の具たるが故に、これと相應せず。殊に隱者の居る所の、茅屋にして帽額と帳とを垂れたるものに至りては、寧ろ我が帳臺の本と爲れる隋唐の古風には非ずやとも想はれ、隱者の服裝も亦到底日本の風に非ず。されば圖相は全く隋唐の物なれども、その書は山水、樹石の描筆、設色の法等、明に日本畫なるを以てこれを考ふるに、大師請來の寺傳は決して信ずるに足らずして、必や唐畫を摸寫せしものなるべし。畫題は古來終に明ならずして、單に山水屏風と稱し來りしも、亦一はこれに由るなるべし。近き頃迄清涼殿西廂朝餉の間に立てられし山水屏風に、一隱者崖上の小屋より目送し、士人馬上にこれを顧み去る圖を畫けるものを用ゐ來りしが、その屏風も弘法大師入唐の時、憲宗より贈られし所の形を以てせられたるものにて、その原本は東寺に在り（宮殿飾付沿革）と言ひ傳へたるに合せ考ふれば、憶ふに元亦唐畫の摸寫にして、或は一帖を東寺に傳へたる本屏風の圖相と關聯せるものなるべし。

この屏風の日本畫なることは、鑒識の眼ある者これを認めざるはあらじ。されば寺社寶物展閲目錄には「右屏風唐筆とは相見不ㇾ申候、內記（住吉廣行）方舊記には珍海筆にて云々」と言ひ、倭錦には春日基光の條に「山水屏風、片、東寺什物」と記せり。然れども基光、珍海頃の畫風に徵すれば、この屏風の製作年代較ゝ古きことを認めざる能はず。仍りて憶ふに、この屏風の古來東寺に寶襲せらるゝ所以は、蓋し同寺古代の灌頂に用ゐられしが爲にして、尊重の餘り、請來目錄にも見えざるに拘らず、後世終に大師請來と誤り傳へしものなるべし。東寺灌頂の濫觴を尋ぬるに、弘仁十三年、大師が平城上皇に授け奉り、翌十四年、嵯峨天皇に授け奉りしを初めとすその後暫く絕えしが、大師の弟子實惠、承和十年十一月十六日及十二月九日の太政官符を蒙りて、始めて結緣、傳法の灌頂を開けり。而して更に日本後紀弘仁三年二月の條に「屏風一帖、障子卌六枚施ニ入東寺一」とあるに考へ、又先に述べたるが如く、この屏風の圖相の清涼殿の屏風畫と關聯するものあるを憶へば、承和頃の灌頂に用ゐられしものゝ如くにも考へらるれど、熟ゝ畫風を觀るに、さまでに古きものとは憶はれず。蓋し本期に於いて唐本の摸寫に成りしものならむ。さるは、その人物の風俗及書法には唐風頗る著く、圖相は何となく先の清涼殿畫壁山水歌等に似通ひたる趣ありて、本紀の屏風畫に類せざるが如き觀あるに拘らず、山水、樹石の全く和風なるに徵すべし。今その全圖（其一）と一部分（其二）とを揭げて細觀に便す。

第三十四　釋迦牟尼佛像

描線、設色乃至光趺の裝飾、皆共に本期の特色を具へたる佳作なり。

末期（後三條天皇より後）

期の區畫世運　後三條天皇以後、近衛天皇に至る約九十年を藤原末期とす。この間藤原家衰へたりとにはあらねど、武門漸く勢を得て、將に次の平家紀を現出せむとする世運は、隱然として既に一方に萠し、地方の反亂、盜賊及僧衆の確執、（永保元年以後山門、寺門及興福寺、東大寺の爭屢〻あり）横暴ありて、北面の武士は置かれき（嘉保二年）と雖も、討伐は常に源平の二氏に委し、王室、廷臣は、共に寺像の營建と修法の祈禱とをのみ事として、前期の如き榮華の夢に耽りぬ。藤

畫苑の概況　原の末期は殆どその中期の餘波に過ぎずと謂ふべきなり。されば畫苑の狀態も、前期に比してさして斬新なる變化あることなしと雖も、繪佛師の專業の盛なることと前期に勝り、縉紳の能畫者は多く福業として佛教畫を作り、繪佛師ならぬ緇流の能畫者には、却りて鳥羽僧正、義清阿闍梨の如き戲畫を作る者出で、巨勢家は廣高の後再たび振はず。別に宋風影響の下に詫磨派の漸くその形を萠し、又和繪の一派に基光、隆能等の能手を出して、古土佐の典型大成せしものゝ如し。後世の土佐家繪所は基光を以て始祖と爲す。然れども土佐系圖の基光の

土佐派の祖　子とする隆能は、基光の子弟にあらで、その家を異にし、而も繪所一流の祖と稱せらるゝに考ふれば、寧ろ隆能を以て土佐家の祖と見るべきに似たり。基光、隆能の後、經隆に至る迄、代々春日と稱せりと傳ふるは、後鎌倉、室町の時代に四家（詫磨、住吉、粟田口、芝）の春日繪所あるをも合せ考ふるに、早くこの頃より興福寺の畫圖を掌る家ありて、由りて春日と號せしか、又別に所由ありしか詳ならず。これより後、隆兼、邦隆の土佐を稱するに至る迄を、或は春日派と云ひ、或は古土佐と云ふ。要するに巨勢家及繪佛師の外、後の土佐家の傳へたる和繪の一流は、基光乃至隆能に至りて一定の成形を爲しゝなるべし。惜むらくは、その確信すべき遺品の明にこれを徵するに足るものなくして、變遷の迹を詳にすることと能はざるを。而して繪所預の職名は隆能その初なるが如し。されどこれより後、巨勢家に尙繪所長者たりきと傳ふる者（後に出づ）

畫所預　あるに考ふれば、長者と云ふ名のこの頃より全く預と改まりしにもあらで、言語自然の變遷に由り、これを管する義に取りて、この頃より長者を一に預と呼ふに至りしものか。或は大內裡屢〻火し、治承元年燒亡の後、その制廢れて、皇居は永く里內裡と爲りぬるより、宮庭に繪所の局房を闕くことあるに及び、皇家の御用を勤むる畫人も已の家に在りて事に從ひ、終にかゝる職名の變化を致しゝものか。又當時繪所預の官職にあらで、たゞ單に繪所と傳へたる惟宗則定の如き者あるは、單に繪所の畫人と云ふ義か、はた彫像家の製作所を佛所（定朝以後影響の部に精し）と云ひしに同く、必しも宮庭の御用をのみ勤めざるも、繪畫を專業とする者の家をば、畫所と稱せしもありて、春日繪所の如きは即ち

これなりしか、今にして精くすること難し。

屏障畫

屏障巻册の繪畫は、前期に續きて多く製作せられしならむ。然れども后妃の入内、大饗、賀宴等に、新に數十百帖の屏風を造りし前期の如き盛況は、その既に普及せしこと、藤氏の財富、權勢御堂關白頃に如かざりしこの爲にや、多少退歩せしものゝ如く、その著大なる製作のこと史乘に見えず。歌書にも題畫の詠稀なり。長秋記大治四年十二月十六日の條に、鳥羽上皇二條殿に幸し、女院と共に、御障子の繪に御感ありし由見え、同記保延元年四月十七日の條に、中院の裝束泥繪屏風六帖の事見え、台記仁平元年（二月十六日）隆長元服の條に、「和繪絹突立障子」あり。本朝無題詩に藤原周光の「重賦畫障」、「詠畫障詩」、（序曰、春霞斜聳、山花盛開、車馬群來、鷹犬相從、嶺上有神祠、松柏成林、山麓有茅屋、柴扉如立、又望海上之飛帆、翫洲渚之群鶴）「見畫障獨吟」、「詠畫障冬處々」、及更に屏風畫を詠じたる詩四首（序曰、百花盛開、衆人競至、長橋之下、有輕軒、闘路有旅行之人、遙見畬田之農耕、又青柳夾岸、黃鶯囀樹、人家有來客、休息于新樹之下、梢落花開、紫藤拂地、石瀨之邊、有釣漁人、濁醪滿樽、魚膾堆俎）あり。又菅原在良の「畫障子詠三首」、（序曰、暮林之下、有一神祠、士女報賽、致祭尊禮、或供酒果、或獻歌舞、簫笛滿耳、觀言解頤、山家雪深、徑路已絶、無尋來客、獨以閑居、對深鑪而煖醪酒、望前峰而詠古詩（下略））藤原忠通の「見屏風春所獨吟」、「見畫障」、「題畫障詩」、「重賦畫障詩」、「重題畫障」、「書懷題紙障」等の諸篇、及藤原敦基、（序曰、有田家主客、會談恣以遣遙、卷蘆簾以對野徑、赴桑園以望山村、當門前而田疇綺錯、遶砌下而流水潺湲、農夫營耕田採苗之事、野老致提榼瀧酒之勸、觀樂遇境、日漸及昏、又曰、河水邊、有數株之松陰、輕軒之客、駐駕斯處、披衣襟而發詠吟、羞盃酌而秋酔、蓋是避暑也、或曳履而遊岸踟、或叩舷而泛波心、又有鷁首舟、屢獻水鮎）藤原通憲（序曰、池上有臺、々上有人讀書、少徑有松、松下有鶴道士、船中載鷁至、其傍有少橋、又池上白蓮開敷、水邊有紫藤翠柳、又前庭立小床矣）等の屏風畫の詩あり。法性寺關白集にも「題畫障詩」、「重賦畫障」（三首）等の諸篇あり。亦以て屏障畫題賛の尙頗る行はれしこと、及その畫の圖相を察することを得べし。これ等の詩を見ても、この頃漢學一時稍復興の氣運ありしを認むべく、藤原頼長が講書の事は世に聞えたり。されば台記（康治二年七月廿二日の條）には、「於文宣王影前講論春秋左氏傳」、又（久安三年八月廿一日の條）「七ヶ日講儀禮懸文宣王影」など見えて、漢學に伴ひて釋奠以外にも聖像の往々畫かれしことをも考ふるを得べし。

題畫詩

漢學

文宣王影

畫論

本期にも亦繪畫の論評とも謂ふべきことの物に見えたるあり。著聞集の左の一節を見よ。

同（鳥羽）僧正の許に繪かく侍法師ありけり。あまりに好ならひければ、後ざまには僧正の筆をも耻ざりけり。此事を僧正ねたましくや思はれけん。いかにもして失を見出さんと思ひ給所に、或時件の僧、人のいさかひして、腰刀にてつきあひたるを書て、自愛してゐたりけるを、僧正見給に、其つきたる刀、せなかへこぶしながら出たりけり。よき失と思ひての給ひけるは、わ僧が繪かきながくとゝむべし、いかなる者が人を突に、拳ながらせなかへ出る事あるべき、つか口までつきたるなどをこそ、いかめしき事にはいふを、これは有べくもなき事也、かく程の心ばせにては、繪かくべからずとい はれければ、此僧かいかしこまりて、其事にて候、これは繪の故實に候也といふを、僧正いはせもはてず、わ法師が繪の故實かたはらいたしといはれけるに、少しも事とせず、さも候はず、ふるき上手どものかきて候おそくつの繪などを御覽も候へ、その物の寸は法分に過て大に書て候事、いかでかゝる實にはさは候べき、ありのまゝの寸法にかきて候はゞ、見所なきものに候ゆへに、繪そら事とは申事にて候、君のあそばされて候物の中にも、かゝる事はおほくこそ候はめと、へりもをかずいひければ、僧正ことはりにおれていふ事なかりけり。

おそくつの繪

因みに言ふ。おそくつの繪は蓋し祕戲の畫か。古き上手どもなど言へるを見れば、前期の頃より既に行はれしならむ。本期に入りても、鳥羽僧正の遺作と傳ふるものに謂はゆる勝繪あり。され繪の漸く世に弄ばれしを見るべし。

本期に於ける專門畫家の傳記を尋ぬるに、略左の如し、

秦致貞　貞或は眞に作るは非なり。延久元年法隆寺繪殿の壁に太子傳を畫けり。又曾て舍利殿の太子七歳像(佛師圓快彫造)の彩色を爲しゝこと、良訓の補忘記に見ゆ。この像尚現存し、座裏に致貞が承暦某年の墨書あり。太子傳の畫は後屢〻修補を經て、今は大かたその原相を失へり。

重宗　水左記承保四年八月六日の條に曰く「重宗奉圖繪正身土貴像、釋迦、藥師、觀音、延命、十一面等五体各一鋪」

藤原爲房　左衛門權佐。應德三年八月十二日、畫所の別當に補せられしこと、朝野群載に出づ。

藤原基光　越前守賴成の第四子なり。初名を盛光と云ふ。後拾遺往生傳には、性信法親王(應德二年寂)内匠頭基光をして眞影を寫さしめしことを傳へ、尊卑分脈には「從五位上、内匠頭、繪師」と言ひ、地下傳には土佐繪所系譜の條に「畫工基光號春日(中略)畫相撲人形、其圖傳寫在家」と言へり。生卒の年月詳ならずと雖も、本朝世紀康和元年正月二十三日除目の條に「大和守、從五位下藤原基元兼、元内匠頭」とあるは、基光の誤なるべきを以て、應德乃至承德の頃既に内匠頭にして、康和に至りて大和守を兼ね、從五位上に敍せられたるは更にその後なるべきが故に、白河、堀河の二朝を以て、その壯齡以後の年代と爲すべし。或は鳥羽帝の御代迄も世に在りしならむ。土佐家の繪所はこれを以て始祖と爲す。

惟宗則定　正六位上、玄蕃少屬に至る。繪所なりしこと、魚魯愚抄康和元年の條に見ゆ。

巨勢信貞　是重の子ならむ。從五位下、左近將監に至る。中右記天仁元年十月三日、大嘗會御禊點地の條に「召繪師左近大夫、令圖此所地形」とあり。又天永三年十月十九日の條に「可渡新造大炊殿也、(中略)朝干飯壺布障子、皆悉畫馬形、里亭多相具打毬也、仍俄可畫具打毬圖之由、下知繪師信貞、則令畫圖了」とあり。

定信　歷代編年集(興福寺寫本)元永元年十二月十七日最勝寺供養の條に曰く「阿彌陀扉定信」。或は信貞の誤かとも疑はる。

巨勢信茂　出羽權守に任じ、繪所長者に補せらる。巨勢系圖には信貞なくして、信茂を是重の子と爲したれど、恐らくは信貞の子、是重の孫なるべし。長秋記大治五年正月十一日の條に曰く「召信茂、賴俊、令畫劔平緒繪樣、依院召、其責最甚」又長承三年四月廿一日の條に曰く「繪師信茂參女院御堂扉事也、參御堂、御佛光佛、幷柱佛等事、依御消息、予細執申、大略以前日議、柱繪可用兩界云々」。十訓抄には、兼房の畫ける人丸の像の鳥羽の寶藏に納められけるを、六條顯輔卿請ひて信茂をして摸寫せしめしこと見ゆたり。

則宗　中右記長承三年四月十八日の條に「山城介則定繪師」と見ゆたり。則定の族か

藤原資盛　安藝、石見、信濃、對馬等守、左馬助、主殿頭、主水正及掃部頭に歷仕し、從五位上(或曰下)に至る下總守資俊の子なり。崇德院の御厨子所預に補せらる。長秋記保延元年六月廿一日の條に、御所の佛壇の繪樣を進めしこと見ゆたり。

賴俊　信茂の條に引ける長秋記の文にもその名見ゆたり。同記保延元年六月廿一日の條に曰く「進中云、扉繪誰人可勤仕哉、仰云、覺猷僧正稱老屈者、可召仰賴俊者」知るべし、當時鳥羽僧正に次いで、その畫世に重んぜられしことを。又同記八月十一日の條に曰く「召賴俊、令圖御堂後壁繪樣」雅兼卿記にも永久二年十一月廿九日供養の白河阿彌陀堂の扉繪を畫きし由見え、長秋記天承元年七月八日鳥羽御堂供養の條には、佛後北面の壁に補

陀羅山を書きし由見えたり。尚後出明順等の條を參看すべし。

詫磨爲遠　詫磨一に詫間、詫摩に作る。爲遠官豐前守に至り、晩年薙髮して勝智と號し、法印に至る。根來の大傳法堂及覺皇院の裝飾は爲遠が書きし由、本願上人傳、野山名靈集、興教大師行狀圖記に見ゑたり。大傳法堂は長承元年十月十七日の落成にして、行狀圖記に曰へらく「壇の兩楹には三十七尊の字印を彩り、其壁後には中尊に五佛を書き、左は五大尊、右は五菩薩の形像を圖畫す。壇の左方の東壁には、紺地の上に金泥を以て、胎藏界の大曼荼羅を圖し、其後壁には南天の鐵塔に、龍猛大士が芥子七粒を加持し、其扉を打開き、金剛薩埵に遇ひて、灌頂を受け玉ふ圖、塔の高さ四尺有餘、その塔内より光明照耀して、十方界に滿たる相を書く。壇の右方の西壁には、紺地の上に金泥を以て金剛界の大曼荼羅を圖し、其後壁には、菩提樹下にして如來一道清淨所證の處（中略）の勝相を描く。東西後壁の書は上座定知法眼之を圖し、兩界の曼荼羅は大詫摩が筆跡なり。内陣の西壁には龍猛、龍智、金剛智、不空、慧果、弘法、眞雅、源仁の八祖を圖す。内陣の東壁には善無畏、一行、實惠、眞濟、宗叡、眞然、益信、聖寶の八祖を圖せり。此十六祖も亦是れ託摩が書く所なり。（中略）又覺王院は（中略）八角の二階堂なり。近衞院の御願にして、（中略）内陣の四本柱（中略）の三面には、各銅を以て月輪を鑄付け、輪中には三十七尊を圖繪せり。是も亦託摩法眼爲遠法名勝智の筆なり」爲遠の遺作今尋ぬべからずと雖も、これ實に詫摩派の元祖にして、後の詫摩派の作風より推考すれば、恐らくは爲遠の頃よりして、早く前出の再生說法圖乃至後出の新藥師寺涅槃圖の如き宋風の影響を受け、用筆の肥瘦較〻強きを致しゝものならむ。

藤原隆能　土佐系圖は基光の子、又は基光の孫、光親（右兵衛尉、長久頃と云へれど有無疑はし）の子と爲せれど、實に左衛門佐清綱の子なり。藏人正五位下（或曰、正四位下又從五位下）參河守に至り、繪所預に補せられ、春日と號す。繪所一流の祖なりと云ふ。人車記仁平四年八月九日の條に、「鳥羽金剛心院供養也（中略）晩頭被仰勸賞、正五位下、藤原隆能扉繪賞」とあり。又久壽二年十二月二十九日の條に、「今夕行除目（中略）參河守、藤隆能」とあり。而して吉記承安四年九月二十二日の條には「鳥羽院御影像依當院仰故隆能書之」と言へれば、承安には既に歿せしこと明なるのみならず、隆能の弟清忠は尊卑分脈に「永久三年三月出家、三十八」と見えたれば、その時隆能は既に約四十歲なるべく、假に參河守と爲れる久壽二年迄の生存とするも、凡そ八十歲の高齡を保ちしものにして、鳥羽乃至近衞帝の朝に亘れる人なり。これ本紀最終の大作家にして、又實に土佐家の始祖なり。隆能以後歷世の繼紹を見てこれを考ふるに、後代土佐家の今に至る迄傳へたる純粹和風の典型の本は、基光よりも寧ろ隆能に至りて大成せしならむ。その遺作と傳へ稱するものは、後に源氏物語繪卷の條に述ぶべし。

縉紳の能書者

縉紳の能書者亦少からず、左にこれを列記す。

白河天皇　大治四年七月崩ず。御壽七十七。古畫備考に御筆不動尊像、高野山に在りし由見えたり。

源經信　正二位、大納言に至る。桂大納言と稱す。寛治八年六月十二日太宰權帥と爲り、七月下向し、承德元年閏正月六日太宰府に薨ず。歲八十二。便覽に曰く。「得丹青、畫圖歌之模樣」

源俊賴　經信卿の第三子。右少辨兼木工權頭、左京大夫、從四位上に至る。天治の初、勅を奉じて金葉和歌集を撰べり。散木和歌集俊賴の歌の詞書に曰

く「いみの程に、結縁經供養しけるに、四卷にあたりけるに、みづから書て、表紙に、服する男のなきたるを書て、あまのむかひたるに、經の文字よりひかりをさゝせて、尼のいたゞきにかけたるかたはらに、あしでにて書ける云々」。

堀川天皇　嘉承二年七月十九日崩ず。御壽二十九。中右記寛治四年十二月十九日の條に曰く「今日初有宸筆御書」。同書又曰く「御在世之時、所奉圖繪給之水月觀音像」。爲房卿記に曰く「被供養兩界曼茶羅(中略)曼茶羅是平生所令圖繪給」。

平時範　正四位下、右大辨に至る。天仁元年出家して定慧と號す。同二年二月五日金色不動尊を圖繪し、十日寂す。歲五十六。

藤原俊忠　從三位、權中納言に至る。二條中納言と稱す。保安四年七月九日薨ず。歲五十三。扶桑名畫傳に、自畫贊の歌仙圖ありし由見えたり。

鳥羽天皇　保元元年七月二日崩ず。御壽五十四。御自筆の影像、山城安樂壽院にありしこと山州名跡志に見え、根來寺にも在りしこと古書備考に見ゆ。長秋記元永二年十一月廿七日の條に「上皇每事有思」と記して、源氏繪の仰せの事見え、又同書大治五年十一月廿二日の條に「閑談間、多是繪事也」と記して、滅紫彩色の事など見えたるにても、天皇の深く畫を嗜ませられしことを考ふるに足る。後出鳥羽僧正の傳記の條參看すべし。

藤原通季　正三位權中納言に至る、大宮中納言と稱す。西園寺家の祖なり。大治三年六月十七日薨ず。歲三十九。永昌記保安五年五月廿七日の條に曰く「不動像千体、被供養、中尊丈六、中宮權大夫(永久六年の兼職なり)被奉圖繪也」

源師時　正三位、權中納言に至る。保延四年四月六日薨ず。歲六十。遺書長秋記及水日記あり。長秋記長承三年十二月四日の條に曰く「下官所圖十五番繪二卷、有堀川先朝御筆和字」。

崇德天皇　保元元年七月廿三日讃岐に遷されたまふ。その後みづから御影を寫し、又源爲義、義朝の像をも畫きて、安井門跡に納めさせたまひしこと、安井門跡次第、簾中抄等に見えたり。長寬二年八月廿六日崩ず。御壽四十六。

崇德皇后聖子　藤原忠通公の女。大治五年二月入內、養和元年十二月五日崩ず。御壽六十。玉海養和二年二月十八日の條に、「今日(中略)有佛經供養事、佛者如意輪繪像、御平生之時、雖被圖寫、未遂供養」云々」。

近衛天皇　久壽二年七月三日崩ず。御壽十七。源平盛衰記に、少きより圖繪を好みたまひて、殿中の北の障子に遠山殘月を畫かせられし由見えたり。

近衛皇后多子　右大臣公能公の女。建仁元年十二月崩ず。御壽六十二。畫を巧にしたまひし由、台記、續世繼等に見えたり。

藤原忠實　攝政、關白、太政大臣、從一位に至る。知足院、御宇治殿又富家殿と稱す。保延六年十月二日、宇治別業にて出家、法名圓理。應保二年六月十八日薨ず。歲八十五。賴長の爲に佛を圖せしこと、台記久安六年三月一日の條に見ゆ。

藤原忠通　忠實の子。攝政、關白、太政大臣、從一位に至る。法性寺殿、又高陽院攝政と稱す。應保二年六月八日出家、法名圓觀。長寬二年二月十九日薨ず。歲六十八。陪膳次第の圖を書きしものありしこと、明月記建永二年正月二日の條に見えたり。

藤原賴長　從一位、左大臣に至る。忠實の第二子なり。宇治左大臣と號す。保元元年七月十四日薨ず。歲三十七。台記及、台記別記はその日記なり。台記康治元年八月六日の條に曰く「少年養猶、々有疾、即畫千手像祈之」

土佐局　待賢門院の女房なり。本朝畫史に曰く「善畫、法金剛院有門院離宮、使土佐局書倭國名勝於其障子、其上色紙形之和歌、法性寺殿下書之」

源賴貴　正四位下に至る。畫を善くし、曾て夢に釋迦、多寶の二佛を見てこれを圖繪し、後に南都に住せし由、畫工便覽に見えたり。本期の人か

製作

本期間繪畫製作の事の史乘に錄せられたるは、既に上に見えたる外、殆ど皆佛教畫に非ざるはなし。これ蓋し圓宗寺、（後三條帝延久二年成）六勝寺、（白河帝の最勝寺承曆元年成、堀河帝の尊勝寺康和四年成、鳥羽帝の最勝寺元永元年成、崇德帝の圓勝寺大治三年成、成勝寺保延五年成、近衛帝の延勝寺久安五年成）その他勅願幷に女院御願等の諸院、（金剛壽院承保四年、法金剛院大治五年、得長壽院、寶莊嚴院長承元年、勝光明院保延二年、安樂壽院保延三年、歡喜光院永治元年、金剛勝院康治二年、金剛心院久壽元年成）歷代造建の多かりしこと前期に勝り、白河、鳥羽は寺塔甍を連へ、皇室を始め名門右族の徒、忌齋、祝賀は言ふに及ばず、事に觸れては則ち修法、講經を行ふに當り、每に木佛、繪佛、經卷等を製作せしこと、此年その數を知らざりしが爲なり。今諸書より抄出し、年序に從ひて、

寺院の營建及修法の流行

本期間佛教畫製作（畫者の名を傳へざるもの）の事を左に列記す。その盛なりしこと、これを見て想ふべし。

佛教畫製作年表

承保四年八月六日、長多仁法印源俊房の爲に、等身藥像佛一体を圖繪供養す（水左記）

同年四月十三日、源俊房一日大般若經轉讀を修し「立紙障子、奉懸唐繪釋迦如來像一鋪」（水左記、支那畫の事なれども、便宜こゝに附記す）

同年同月廿七日「於高倉殿被供養等身繪像十一面觀音一体、是宮（若宮）御祈也」（水左記）

同年同月卅日「式部丞明業、奉供養延命菩薩二鋪、六千餘体、（中略）延命菩薩者万体內也、三千餘体去廿日所供養也、而與今六千餘相幷、已滿万体也、（中略）又新圖繪延命菩薩一体、一幅、以醍醐業覺始自今日奉供之、件延命、兼宗給料材、於佛師所圖繪也」（水左記）

承曆元年八月十三日「立紙障子、奉懸唐繪釋迦如來像一鋪」（水左記、前田家藏原本、支那畫の事なれども、又便宜こゝに附記す）

同年同月卅日「又懸釋迦如來像一鋪」（水左記、同上原本）

永保元年十一月廿二日「始自今日、至明年十一月晦日、於天台山、宛壽命經一卷、供養之、又奉供養閻魔天、是御前御祈也」（水左記、同上原本）

同五年十月一日、法勝寺の八角九重塔供養あり。その八方の楹に月輪佛を圖せしこと、帥江納言作の咒願文に見ゆ。（朝野群載）

應德元年建立の仁和寺大御堂及高野山灌頂院は、兩界曼茶羅を本尊とす。（歷代編年集）

同二年十月朔、太政大臣藤原信長の供養せし九條堂には、帝釋天の尊像を畫けりしこと、藤原成季作の願文に見ゆ。（朝野群載）

同年、白河院の中御堂御修法の時、常俱利童女の繪像を獻じたる者あり。尋いで又これを圖寫せしめらる。（古事談）

寬治七年十一月廿八日「今日左府（源俊房）醍醐堂供養也、（中略）件堂安置（中略）兩界曼陀羅」（中右記）

康和三年正月廿一日、白河上皇北斗法を修せしめられ、北斗曼陀羅七鋪を圖す。（朝野群載祭文）

長治元年、大納言師賴父の爲に七十の賀筵を開き「瑠璃のみくにの佛の、人のたけにおはしますかき奉」る。（今鏡）

嘉承二年四月八日「殿若宮御元服祈（中略）圖繪供養藥師像」（永昌記）

天仁元年九月廿六日「上皇於法勝寺金堂、被修百座仁王講（中略）金堂之中、立百高座、懸百佛像、新圖繪」（中右記）

同二年六月廿四日供養の勸修寺東圓堂には、八大師像（板、堀川左府被書銘文）を圖繪してこれを安置す。（勸修寺文書）

天永三年二月廿四日「參院、(中畧)寢殿南之間、爲講筵所、釋迦三尊被圖繪」(中右記)

永久元年正月廿日「丈六十一面觀音繪像供養、(中畧)參內、於二間、被供養等身十一面繪像」(長秋記)

同年二月十五日「中宮涅槃講、(中畧)南廂西向戸內懸三幅涅槃像」(長秋記)

同二年七月廿一日「參院、於西對有供養、(中畧)釋迦像、十六神王像、奉圖繪」(中右記)

元永元年三月十五日「中宮初有大般若御讀經、(中畧)中央間、奉懸新圖繪等身釋迦像」(中右記)

同年八月廿三日「參法勝寺、(中畧)金堂中、奉懸丈六正觀音像。」(中右記)

天治元年五月九日「參院、以行尊僧正、被供養丈六不動像」(永昌記)

同年同月廿五日「參院、圖繪百体愛染王像」(永昌記)

大治元年正月廿五日「今日轉輪院御國忌、(中畧)御經、阿彌陀、法華、御佛、同繪像」(永昌記)

同年二月八日「幸東殿、(中畧)佛臺安曼荼羅」(永昌記)

同年三月七日「有御幸白河、(中畧)入御新御願御堺所、(中畧)御堺內(中畧)四柱金剛堺卅六尊、扉圖十二天」(永昌記)

同年同月廿九日「今日九條八講始也、彌陀三尊、地藏等像、各等身圖繪如例、但地藏像今年加之」(永昌記)

同二年二月十三日「今夕千僧御讀經也、辰時許參法勝寺、早旦兩院渡御金堂、(中畧)奉懸丈六五大力繪像」(中右記、新圖に非じ)

同年七月十四日「三院渡御東殿、有御佛經供養、(中畧)千体繪像」(中右記)

同四年五月十日「有百体延命繪像供養事」(長秋記)

同年同月廿七日「參院、先於本院御方、(中畧)被供養御佛、事了後、夜寢殿有百体孔雀明王御供養、件御佛、女院以御衣給佛師令圖繪」(長秋記)

同年七月十八日「女院種々御祈被行、(中畧)先於小寢殿千手觀音百体、或造立、或圖繪供養」(中右記)

同年同月廿六日、白河院三七日の法事「布障子等絁畫圖佛像」(永昌記)

同年閏七月廿日「中陰御法事、本院勤之、兩界曼陀羅」(永昌記)

天承元年五月二日「參院、關白參、行百体十一面繪像供養、寢殿幷東中門廊、對西渡殿等懸」(長秋記)

長承元年五月十八日「院今日於法勝寺金堂、如法百座仁王會、(中畧)金堂母屋中央間、奉懸丈六五大力繪像」(中右記、新圖に非じ)

同年十一月十四日「院於白河新阿彌陀堂、種々佛事、(中畧)又於寢殿被行最勝講、五ヶ日、(中畧)中央間奉懸釋迦三尊繪像」(中右記、同上)

同三年十二月廿一日「逆修之結願也、釋迦三尊繪像、色紙書經一部、請覺譽律師供養、說法之体、書心中意趣、生々世々奉値遇法華經之願云々」(中右記)

保延元年七月廿一日「晩參院、以伊與守申御堂事、(中畧)扉繪十往生、御障子繪汝可撰申給、往生繪二帖、(中畧)仁和寺扉事、可語大僧正」(長秋記)

康治二年十二月廿八日、鳥羽皇后待賢門院の御願にて造立供養ありし興福寺三重塔には、四面の板壁に三千佛の繪像(現存)を圖せり「興福寺濫觴」

久安元年六月八日、藤原忠實宇治の別業にて、炎魔天丈六書像を圖繪す(台記)

同年十月一日、新院彌勒像圖像を供養せらる(台記)

　台記同年十二月廿四日の條に、これより先、忠實の母畫工をして、大右府(俊家)の形貌を畫かしめし事あり。佛教畫の事ならねど、便宜こゝに附記す

同二年十月廿八日、鳥羽法皇新造の佛頂堂を供養し、丈六尊勝曼陀羅を安置せらる。(本朝世紀)

同三年四月七日、藤原賴長等身千手畫像を供養す。(台記)

同年十月廿八日、賴長忠胤已講をして彌陀三尺畫像を供養せしむ。(台記)

同四年正月廿三日、賴長寥胤をして畫像聖觀音を供養せしめ、又靜經法眼をして、新圖を以て如意輪法を修せしむ。(台記)

同年六月十六日、法華十講を行ひ、一尺の聖觀音、不動一鋪圖二体の一日圖繪を作らしめたまふ。(台記)

同五年十月八日、賴長一日寫經を營み、等身阿彌陀佛一鋪を造る。(台記、人車記)

同年十一月廿四日「於高陽院奉爲故宮被行佛事、三尺阿字一鋪、宇治大僧都令書獻給之」(人車記、阿字は畫に非ずと雖も、姑くこゝに附記す)

　「今日故平相公法事也、(中畧)次長安被修佛事、大威德一鋪」(人車記、この事台記にも見ゆ)

同年同月廿五日「故大輔五條坊門舊宅、今日依月忌(中畧)奉供養(中畧)三尺不動尊一鋪」(人車記)

同六年三月一日、賴長父忠實の延壽の爲に、法眼良修をして、繪像の炎魔天三十体一幅を供養せしむ(台記)

同年十二月十三日、賴長成佐の病を救はむが爲に、三尺の藥師如來像を圖繪す(台記)

同年同月廿四日、忠實法相曼荼羅を圖繪供養す(台記)

仁平元年十一月廿九日、賴長又成佐が弟子どもに支配して、一日に地藏井の像を圖繪せしむ。(古今著聞集)

同二年十二月六日、「高陽院於白河御所寢殿、被始行七日修善、母屋中央立佛臺二脚、奉懸等身阿彌陀佛、□曼荼羅有銘各一鋪」(人車記)

同年同月七日「御佛事第二日也、(中畧)始等身聖觀音一鋪、撤昨日御佛二鋪」。(人車記)

同年同月八日「參仁和寺勝功德院、今日故宮御忌日、依女院仰爲奉行御佛事也、(中畧)次於南御堂、前后御乳母女房被供養佛經、三尺阿彌陀一鋪。」(人車記)

　「白河殿御佛事、等身藥師如來一鋪、色紙御經一部、御筆書寫、等身阿字形像一鋪。」(人車記)

同年同月九日「御修善第四日也、等身虛空藏菩薩像一鋪。」(人車記)

同年同月十日「御佛事第五日、被準五七日也、等身釋迦像一鋪(中畧)供養。」(人車記)

同年同月十一日「等身普賢菩薩像一鋪(中畧)供養之。」(人車記)

同年同月十二日「御佛事第七日、結願日也、(中畧)每日御佛供養儀、等身地藏菩薩一鋪。」(人車記)

同年同月十四日「故北政所御忌日、(中畧)關白殿於九條殿被行之、等身阿彌陀三尊一鋪。」(人車記)

同三年二月十九日「先八遠忌也、未明向八條堂、今日可被供養、(中畧)等身阿彌陀像一鋪、(中畧)三尺彌勒像一鋪」。(人車記)

同年三月一日「女房播磨局知足院堂供養也、(中畧)佛後中央間在妻戶、其南北間西方、圖繪九品往生相、靈鷲山儀。」(人車記)

同年五月一日、人車記前月廿九日の條に曰く。自今日、女房爲前妣修追善。この日、佛經供養、無別導師、不動明王一鋪。(人車記)

同年同月三日、佛事如昨日、但聖觀音一鋪。(人車記)

同年同月六日、供養阿彌陀一鋪。(人車記、二日、四日、五日の供養は、彫像か畫像か明ならず)

同年同月廿八日、故少將入道遠忌也、(中畧)入道阿彌陀佛一鋪、(中畧)有供養。(人車記)

同年九月廿五日、鳥羽殿法皇御惱、(中畧)有御佛供養、延命佛百鋪。(人車記)

同年同月廿六日、高陽院被行羅漢供、其儀、寢殿南面母屋奉懸羅漢。(人車記)

同年十一月九日、家中寢殿造畢、爲移徙、自今夕、於西面母屋、令始行不動供。(中畧)三尺本尊一鋪、(中畧)又於南面、令勤行仁王講、五大力一鋪、仁王經一部、

同今日新圖寫供養了。(人車記)

同年閏十二月、入道於知足院、被修千日講、結願、金剛界種子一鋪、不動明王像一鋪。(人車記)

久壽元年四月廿九日、家成卿九体阿彌陀堂に於いて、三尺の十一面觀音百体の繪像を供養し、信西法師三尺の焔魔天三十體の繪像を供養す。(台記)

同二年九月二十九日より三十日を限り、頼長聖觀音繪像一体を供養す。(台記)

頼長隨身の阿彌陀繪像ありしこと、同書前條の所に見ゆ。

繪佛師業の盛況

繪佛師と尋常畫家との同異

かくの如く佛教畫製作の需要は、前期よりも更に普及して一層盛なりしかば、その供給を專業とせる繪佛師は、從ひて前期よりも多くして、名手相踵いで輩出せり。繪佛師の業の盛況は、實に本期を最とし、平家紀を通じて以て鎌倉時代の初葉に及ぶ。就中本期中著名なる妙手は、明順、應源、智順の三家にして、殊に應源は、鳥羽僧正の命に依りて智證大師請來圖を寫し、もの、摸本尚現存して、今もその筆の面影を見ることを得べし。而して當時の繪佛師と尋常の畫家との差別は如何なりけむ。これを考ふるに二面あり。一はその生活の形式にして、尋常の畫家は俗人なること言ふ迄もなければど、繪佛師は木佛師と同く、想ふに圓頂緇衣にして、往々寺院に住せる者ありしなるべく、たゞ蓄妻噉肉の清僧と異なりしなるべし。他の一面はその製作の種別にして、繪佛師が專ら佛教畫又は寺像の彩飾に從事せしことは言ふ迄もなけれど、尋常の畫家も、必しも皆屏風、障子、册子、卷物のみを畫きしにはあらで、往々又佛教畫及寺像彩飾を兼ねたる者ありしなり。然れども主とする所既に同からず、後漸く分業の明なるに至れるなり。近古以來の鑒畫家本紀の遺品とおぼしき佛教畫を見て、その多く繪佛師の手に成りけむことを忘れ、やゝもすればその筆者を指して、必當時の巨勢家又は春日派中の著名なる某畫家と爲す。笑ふべきなり。左に本期に於ける繪佛師諸家の傳記を列敍す。

繪佛師

定禪　前期の教禪の子なる由、初例抄に見ゆ。二中歴の繪佛師の歴名にもその名見えたり。

延源、良仁、忠筆、明業　以上四人亦皆繪佛師なり。水左記に曰く。承保四年八月十九日、(中畧)召佛師延源、仰可奉圖始兩界曼茶羅各一鋪半之由、給御衣絹、以

蒔繪御手箱一口、充給圖繪料、又奉圖繪始丈六十一面觀音之像、一鋪、御衣絹料八丈、絹二疋給之、近江寺所造也、圖繪料廿九石、(中略)入夜、奉圖繪供養十一面觀音像、三千餘紙、三百三十三体、一鋪半、像大一寸許、中央奉圖繪居一搩手半像、佛師眞仁、大威德像一体、一鋪半、佛師忠算、明業、(中略)件十一面圖繪料、大威德之圖繪料、十五疋宛」又曰く「明業奉圖繪等身之佛像」

範舜　本朝世紀に曰く「康和五年七月廿五日、興福寺供養也、(中略)繪佛師範舜」興福寺古記に金堂柱繪を書けりと云へる範俊は、後出の範俊にあらで、或はこの人のことか。

明順、貞助、正盛、重任　以上四人皆繪佛師なり。雅兼卿記永久二年十一月廿九日、白河阿彌陀堂供養の條に曰く「內大臣仰勸賞事、(中略)繪佛師明順、貞助、正盛、重任、廉繪師賴俊、追申請可被賞云々」中右記元永元年九月十四日の條に曰く「或人云、法橋明順一日病胸、俄入滅、年八十餘、是繪佛師巧書圖者也」蓋し明順は當時繪佛師の尤にして、白河御堂繪の勸賞に法橋と爲りしならむ。

賴如　長秋記大治四年十二月六日の條に、繪佛師賴如が、東大寺の聖寶僧正五獅子如意の盜まれたるを取り返せし由見えたり

明源　繪佛師なり。大治五年十月廿五日、勸賞の爲に、法橋に敍せられしこと、中右記に見えたり。

應源　明順に次いで後出の智順と共に有名なる繪佛師なりき。永久二年九月鳥羽僧正の命に依りて智證大師の胎藏舊圖樣を摸し、又同僧正に命せられて、胎藏圖像を摸せしこと、並に智證大師の傳下に敍べたるが如く、傳寫に依りて、今尙その蹟を見ることを得べし。長秋記長承三年四月十日の條に曰く「是御堂事、棟上以前爲申定也、(中略)伊與國司、御□□菩薩廿六体、并堂中長押上、廿五菩薩居像繪獻覽、日來以佛師應源所令也、其次令申云、如此木像等、就國沙汰者、於繪像、且神妙所御覽也、(中略)長押上之小佛綵色、不可就佛師、以應源可令綵色也、殊可甚美也」同月廿日の條に曰く「繪師應源來、女院御塔繪佛師可勤仕之由、被仰畢」又保延元年五月五日の條に曰く「鳥羽御堂、飛天之舞菩薩二体、加綵色傍等、經御覽、一体應源、一体智順、有御感、殘佛可宛兩師之由、以師行被仰」又同年九月五日の條に曰く「過鳥羽殿、見御堂、應源、智順、柱繪相違事、見合處、無別相違、付應源繪樣可書之由、仰付國司行事畢」又同月廿五日の條に曰く「著鳥羽、於女房等歸洛、予暫留見御堂、智順、應元繪相違、智順雖蒙公定、全無勝事人也」

敎暹　台記康治三年正月廿八日の條に「繪佛師敎暹」の名見えたり。

賴助　本朝世紀久安五年三月廿日延勝寺供養勸賞の條に「賴源、繪佛師賴助讓、賴助子也」とあり。この事玉海にも見ゆ。前出の賴如と或は同人なりやも知れず。賴源は次紀に出づ。參看すべし。

智順　著名の繪佛師にして法印たり。保延元年六月廿一日、源師時智順を召して仁和寺の四菩薩並に柱繪の印相を寫すことを命せし由は長秋記に出で、康治二年皇后の供養せられし新造御堂(押小路末河原)の勸賞に法眼に進みしことは、本朝世紀八月六日の條に出で、久安五年十一月十一日故姫宮、同十二月十四日北政所の一周忌法事料の兩界曼荼羅各一鋪(御衣絹一丈五尺許)を書きて、料物千五百疋を賜はりしことは、台記及人車記同年十月廿五日の條に出で、仁平三年藤原忠通平等院の經藏を開き、鳥羽新造御堂經藏師子の樣に用ゐむが爲に、智順をして文殊所乘之木像師子を圖寫せしめられしことは、宇槐記抄六月八日の條に出で、久壽元年八月九日鳥羽新造御堂供養の時、柱賞の賞として、法印に敍せられしこと又同抄に出で、仁安元年平信範が一幅半御佛六鋪の書を智順に命せしこと、人車記に出でたり。同記仁安二年五月七日の條に曰く「參院、(中略)御

帳中奉懸新圖釋迦像一鋪、吉祥天、毘沙門爲脇士、差錦緣(中略)法印知順奉圖之」次紀に亘れる人なることを知るべし。(前出應源の條參看)

緇流の能書者

以上の專門繪佛師の外、尙緇流の能書者少からず。就中鳥羽僧正及珍海の如きは、專門畫家をも凌ぎ、殊に鳥羽僧正は、當時も最も世に重んぜられ、後世殆ど本期の代表作者を以て目せらる。啻に然るのみならず。專門畫家中の泰斗たる基光、隆能の二家は、全然信據すべき遺品を留めざるに反し、僧正の高山寺藏本の戯畫は、その眞蹟なるべしと想はれ、佛敎畫もその傳寫の摸本を傳へ、(後出の傳記及戯畫の條に精し)今に現存してその妙技を鑒ることを得べし。左に諸家の傳記を略敍す。

公補　大府記に曰く「寬治元年八月十日己丑、自今日、於神泉苑(中畧)被行請雨經法(中畧)御佛公補闍梨、令圖繪之」

明實　長門守藤原共方の弟にして、延暦寺の僧なり。每日文殊九軀を圖して禮拜供養せりと云ふ。寬治七年七月十三日寂す(釋書)。

敎懷　左中將藤原敎行の子、高野山の僧なり。寬治七年夏不動尊數百を圖し、衆を招いて供養し、同音念佛して寂す。歲九十三(同上)。

善範　朝野群載十二時不動尊銘の末に曰く「于時嘉保二年二月十二日、十二時作者僧日覺、尊像圖者僧善範」。

維範　俗姓紀氏、紀州の人、高野山南院の開山なり。嘉保三年二月初、法華經一部を書寫し、不動尊万軀を書き、供養三日にして寂す。歲八十六(釋書)。

仁慶　越前の人、叡山の僧なり。晚年資具を沽りて兩界曼茶羅を圖す(釋書、今昔物語)。

覺圓　藤原賴通の子、平等院大僧正と稱す。承德二年四月十六日寂す。歲六十六。便覽に曰く「好善丹靑、工書畫」。

範俊　小野の仁海の弟子、鳥羽僧正と號す。興福寺權別當、東寺長者たり。天永三年四月廿三日寂す。歲七十五。本朝書史に曰く「能圖畫、故世與覺猷誤之者多」古畫備考に、高野山金光院にその自畫の熊野參籠圖ある由見えたり。

延救、舜昭、覺筭、賢禪　この四人の事東寶記に出づ。賢禪は傳燈大法師。天永三年東寺の兩界敷曼茶羅を書き、その功に依りて威儀師に補せられしこと、その太政官符と共に東寶記に見えたり。同符中に先例として列記せる延救、舜昭、覺筭の三人も、これより先東寺の兩界曼茶羅を圖寫せし人(前期か)ならむ。

瞻西　本朝書史に曰く「爲雲居寺本願、能和歌(中畧)嘗圖和歌曼茶羅、其圖本往々有之、載和歌緣起」著聞集に曰く「和歌のまんだらを圖繪して、過去七佛をかき奉り、又三十六人の名字を書きあらはせり」。大治二年六月廿日寂せしこと中右記に見ゆ。

覺仁　大治三年、五大尊及十二天を書きしこと東寶記に見ゆ。後出降三世明王像の條を見よ。

美作法眼　覺仁と共に五大尊、十二天を書けり。又降三世明王の條を見よ。

妙圓　中右記大治五年六月廿四日の條に曰く「虛空藏、普賢、文殊、繪妙圓」

信敬　楞嚴院の學僧なり。手皮を剝いで阿彌陀三尊像を書けりと云ふ。天承二年六月寂す。

行尊　天台座主、三井長吏たり。長承四年二月五日寂す。歲七十九。便覽に曰く「好書圖、夢柿本人麿衣冠凭几詠吟、後朝寫之、甚有生意、畫人麿以是爲始、後來畫家爲粉本」

永嚴　醍醐寺惠什十卷抄の奥書に曰く、本云、保延五年秋比、奉爲上皇草集之、前權少僧都永嚴」その書稍疎筆なりと雖も、頗る健拔なり

鳥羽僧正　諱は覺猷(猷一に融に作る)、法輪院と號す。宇治大納言源隆國の第九子なり。顯密の學を窮め、道譽既に高きに及び、鳥羽上皇これを鳥羽の離宮に召して法要を問ひ、その護持僧と爲し、寺を構へてこれを賜ひ、崇遇具さに至る。その僧官の閱歷は、初め法橋に敍せられしが、永久元年法眼に、保安二年法印に進み、天治二年、園城寺長吏と爲り、大治元年梵釋寺座主に補せられ、同五年權僧正に敍せられ、長承元年僧正に、同三年大僧正に進み、保延元年法務を拜し、既にして平等院、圓勝寺、最莊嚴院等の檢校、別當等に轉任し、同二年大僧正及法務を辭し、同四年延曆寺の座主と爲る。三日にして退く。蓋し山徒の嘖を避けてなり。同年又園城寺長吏を辭し、後又鳥羽に居り、同六年六月十六日(或は曰く九月十五日)靑蓮院に寂す。齡八十八。世これを鳥羽僧正と呼ぶ。繪畫に巧みなり。古今著聞集に曰はく「鳥羽僧正は近き世にならびなき繪書なり。法勝寺金堂の扉の繪かきたる人也。いつの程の事にか、供米の不法の事有ける時、繪にかゝれける。辻風の吹たるに、米の俵をおほく吹上たるが、塵灰の如くに空にあがるを、大童子、法師原はしりよりて、取とゞめんとしたるを、さま／＼におもしろう筆をふるひてかゝれけるを、誰がしたりけん、其繪を院御覽じて、御入興ありけり。其心を僧正に御尋有ければ、餘りに供米不法に候て、實の物は入候はで、糟糠のみ入て輕く候ゆへに、辻風に吹上られ候を、さりとはとて、小法師原が取とゞめんとし候が、おかしう候を書て候と申されければ、比興の事也とて、それより供米の沙汰きびしくなりて、不法の事なかりけり」同書又其の弟子僧の書を善くする者ありて、書法を論じて僧正を負かせし事(前に精し)を載せたり。又僧正の能書を以て當時に重んぜられしことは、天台座主記に「於不動名筆也」とあり、長秋記保延元年六月廿一日の條に「扉繪誰人可勤仕哉、仰云、覺猷僧正稱老屈者云々」又七月二十一日の條に、「鳥羽僧正、壇所女院扉事、可奉圖進云々」とあるに依りても、想見せらるべし。宇治拾遺物語には、僧正が甥なる陸奥前司國俊と相戲れて氣絕したる話說を載せたり。僧正の時に滑稽畫を作りし所以の爲人、亦以て察するに足る。その遺作には後出の戲畫等の外、先に智證大師の條に述べたる僧正摸寫の三昧耶曼茶羅圖あり。こは摸本なれども、他の應源繪佛師に寫さしめし胎藏舊圖樣及胎藏圖像と同からず。肥瘦强き壯拔の筆法、全く戲畫と同一にして、殆ど僧正の畫として見ることを得べし。想ふに當時鳥羽法皇深く敎法、器藝を愛したまひ、鳥羽の御寶藏は最も圖書名品の鑒藏に富み、殊に密部入唐諸家の請來圖の如きは、その名品殆ど皆こゝに蒐集せられ、而も僧正は法皇の護持僧として常に鳥羽に在りしかば、覺仁が五大尊、十二天を寫す許しを得るに容易ならざりしと異なりて、自由に名品を摸寫することを得しが爲に、一面にはその技の修養に便なりつらむと想はれ、一面には如上の摸本を後世に傳へたる益ありしなり。

義淸　年歷不明なれど、凡そ鳥羽僧正頃の人か。姑くこゝに附載す。今昔物語に義淸の鳴呼繪のことを記せり。當時の謂はゆる鳴呼繪のさまを考ふるに宜しきが故に、左に抄出す。曰く「今昔、比叡の山の無動寺に、義淸阿闍梨と云ひし僧有き。(中略)鳴呼繪は筆つきは□□に書けども、其れは皆鳴呼繪の氣色无し。此の阿闍梨の書たるは、筆墓无く立たる樣なれども、只一筆に書たるに、心地の艶ず見ゆるは、可咲き事无限し。然れども更に□□にては不書ず。態と紙繼で書する人有れば、只物一つ許をぞ書ける。亦人書せければ、端に弓射たる人の形を書て、奥の畢に的をなむ書たりける。中には箭の行く形と思しくて、墨をなむ細く引渡したりける。然れば書する人は、不書じとは云ずして、紙に墨を引渡したれば、異物も否不書まじとて、極く腹立ける。然れども事にも不爲てぞ有ける。少し僻者にて有しかば、世の人にも不被受でなむ有し。只世に並无き鳴呼繪の上手と云ふ名を立

て、眞言吉く習て、貴き者とは不被知てなむ有し。彼が有樣吉く知たる人こそ、正事无き者とは知たれ。不然らぬ人は、只嗚呼繪書とのみなむ知たりし」。(下略)

覺鑁　俗姓は平、肥前の人、根來寺の開山なり。康治二年十二月十二日、歲四十九にして寂す。元祿五年興教大師と謚せらる。本朝畫史に曰く「天性能畫佛像祖師、託間爲遠傳畫法(中略)以木筆淡墨、圖不動尊像、生意發動」。河内名所圖會には、天野山金剛寺の什寶に覺鑁筆の愛染明王像ある由見え、古畫備考には、高野山諸院に兩界曼荼羅及不動、文殊等の像ある由を記せり。

定知　上座、法眼。根來寺の僧なり。大傳法堂の壁畫を作りしこと、先に爲遠の條に見えたり。前出の善女龍王を書きしと云ふ定智(佑上座)或はこれと同人か。若し然らば、善女龍王の製作年代はこゝに下らざるべからず。尚後考を期す。

琳賢　俗姓平氏、紀伊の人、高野山の僧なり。久安六年八月中旬、歲七十七にして寂す。古畫備考東大寺誌を引いて曰く「又工於畫圖」後の芝琳賢と混すべからず。

珍海　東大寺已講、諱は良琛、藤原基光の子、出家して醍醐禪那院に入り、華嚴、眞言を學び、因明の學匠たりき。後禪林寺の第十三代と爲りて淨土教を弘めきと云ふは誤傳なり。宇槐記抄仁平二年十月五日の條に曰く「東大寺已講珍海患寸白、殊甚云々、件人有善因明之聞、不傳其儀、尤可遺恨、仍遣醫時實療之」。又同年十一月廿三日の記に曰く「今曉東大寺已講珍海年六十二入滅、依寸白也、斯人三論、因明之英才也、可悲可惜矣」その畫を能くせしことは諸書に見ゆ。然れども遺品の信すべきもの稀なり。東大寺三月堂執金剛神の扉繪良辨僧正傳記圖及將門退治圖、亦珍海の筆なりと云ひ、輓近最も

小圖第六　珍海筆帝釋天摸本

有名なるは、醍醐寺の文殊師利菩薩像（後に出づ）、及高野山金剛三昧院の五髻文殊像なりと雖も、蓋し鎌倉時代の物ならむ。今の珍海の畫と稱するもの、大抵皆この類なり。古畫備考川崎千虎の補記に、寛信僧都が「久安四年三月、己講大法師珍海、殊令修補、是稟家風、尤巧畫圖之故也云々」の裏書ありきと曰へる法華堂根曼荼本羅こそは、この珍海の筆なりしならむ。惜むらくはこの畫外國に輸出せられしと云ふ。されば今にして珍海の作の面影を見るべきものは、玄證摸本の帝釋天（小圖第六「醍醐寺三寶院十二天、珍海己講筆、玄證本」の裏書あり）及高山寺本の吉祥天（珍海筆、大僧都定鑁本尊也、建永二年二月十五日寫」の記あり）あるに過ぎず。

行海　珍海の弟にして叡山に住せりと云ふ。便覽に「作圖畫」とあり。

祐源　己講、醍醐寺の僧なり。仁王經法古記に、元海僧都（保元元年八月十日寂、六十四歳）曾て祐源をして仁王增益曼荼羅を畫かしめしこと見ゆ。

興義、成光　この二人著聞集に出づ。曰く「閑院の障子に雞をかきたりけるを、實のにはとり見て蹴けるとなん。この成光は三井寺僧興義が弟子になん侍ける」。又本期の人か。たゞ興義も亦畫を能くせしや否やは明ならず。

聖觀　阿闍梨。便覽に曰く「仁和寺僧、內藏頭忠倫子、能畫釋像人物」。

靜尊　便覽に曰く「號七重阿闍梨、道長公末孫也、長書畫、最工草花、或自爲贊」。以上二人亦本期の人か。

伊豫入道　幼より畫に工にし、父の家の中門の廊の壁に、瓦片もて不動を畫きしを、人見てその天才に感じたりし由、著聞集に見えたり。亦復本期の人か。

宋風

佛敎畫中、前期より萌せし宋風は、本期に至りて漸く熟し、後出新藥師寺の涅槃圖の如きものあるに至りぬ。蓋し詫磨派の畫風は、この頃より漸く成形せしものにして、爲遠早く既に多少宋風の影響を受け、用筆の肥瘦恐らくはこれに近かりしならむ。先に奝然が十六羅漢像を請來せし後、宋風繪畫の輸入は暫く杳として聞く所なかりしが、本期に入りては、延久五年釋成尋（前年三月入宋、後大雲寺に在りしこと、釋書に見ゆ）が宋より歸りて齎し

十八羅漢

し物の中に、十八羅漢及僧伽像（宋后嘅尋）ありき。台記に久壽五年（五月廿六日）藤原賴長が嵯峨の釋迦堂に詣でゝ、禮せりと云へる十六羅漢は、奝然の請來せりしものか。

遺品

以下例に依りて、本期遺品の勝れたるものを列擧す。

第三十五　釋迦牟尼佛涅槃圖（圖其一、其二）

この畫は「應德三年丙寅四月七日奉寫己畢」の款記ありて、本期の初に成りしものなること明なり。その描線は纎細にして、筆意頗る曲折巧妙なりと雖も、後出新藥師寺の涅槃圖とは系統を同うせざるものなり。今全圖（其一）と一部分（其二）とを揭ぐ。

第三十六　炎摩天像

この圖は次の炎摩天と酷似し、衣服の文樣等の日本化、後者に較べて一層なるを認む。蓋し兩者略同年代の製作にして、本期に往々行はれたる延壽祈願の本尊として畫かれしものにて、十二天中の一幅には非ざるべし。

第三十七　炎摩天像

この畫は、東寺の傳說にて、會理僧都の筆と稱し來りしものなり。果して然らば、藤原初期の作なるべけれど、たゞこれ傳說にして、東寶記等の如き古圖像の記載に富める東寺の記錄類に、會理の畫の事見えて、この畫の事の見えざるは甚だ疑はし。啻に然るのみならず。本圖の畫風は、他の信ずべき藤原初期の遺作に類例なく、面相、描線及衣服の文樣等と共に頗る日本化して、細巧なる截金を用ゐたれば、先の傳說の益々信じ難きを認めざること能はず。仍りて想ふに、若しこれを十二天圖の一幅とすれば、或は後出の降三世明王と共に、大治三年覺仁威儀師が美作法眼と共に寫しゝものには非ずや。降三世明王の條に引く所の外、又東寶記に「私云、於十二天者、當時所現在、大治圖畫像也」と曰ひ、本圖の尊容も、同記に「炎摩天、乘水牛、右手施无畏、左手持人頭幢、有二人眷屬」とあるに合へり。

第三十八　鳥羽僧正筆戲畫

鳥羽僧正の遺作と稱するもの丶今に傳れるは、戲畫三卷、繪本(又畫藁とも云ふ)一卷、志貴山緣起(次に出づ、三卷)、勝畫等あり。勝畫は元二卷にして、詞書は醍醐寺の成賢僧正の筆に成り(卷末記文)、東寺金勝院の藏に係りしが(好古小錄)、後白粉屋又兵衞の藏に歸し(本朝畫圖品目)、今一卷京都に存す。その餘天野山に大威德明王、太秦廣隆寺に八祖像ありしこと、古畫備考に抄錄せられつれど、今存否を詳にせず。戲畫と繪本と四卷通じて、近頃、單に戲畫と稱すれども、繪本は戲畫と異なり。共に高山寺の藏とす。元龜の頃、同寺にこれと同類の畫尙一卷ありしことは、曾て文學博士黑川眞賴翁の發見して考古畫譜に掲げたる同寺藏華嚴緣起裏打紙の記文に依りて明なり。されば谷文晁の畫學叢書に載せたる僧正の畫の中、今の高山寺藏本に存せざる所二三あるのみならず、世稀に斷片を傳ふるは、今高山寺に無き一卷の散じたるものか、或は今の高山寺本の紙の接ぎ目の寺印未だ押されざりし頃、その一部分の逸出せしものならむ。一卷の繪本には奥書に「祕藏繪本也、拾四枚也、建長五年五月日、竹丸(花押)」とあり。されどこはたゞ建長當時の所藏者を知るべきのみにして、依りて以て筆者及製作年代を云爲すること能はじ。故に今姑く傳說に從ひて僧正の筆と爲す。戲畫三卷の中、二卷は猿、兎、狐、蛙等、一卷は人物の遊戲を圖したり。本書收むる所は前者の一部分とす。通卷畫く所、多くは皆嘲世諷俗の寓意あり。今にして解すべからざるもの少からずと雖も、憶ふにこれ即ち當時流行の嗚呼繪ならむ。蓋し後世の謂はゆる鳥羽繪の濫觴なり。今本圖を見るも、簡勁の筆能く寫生の肯綮に中り、樹草の畫法及山石、土坡の皴法、旣に全く和繪の典型を成せり。先に智證大師及僧正の傳下に述べたる僧正親寫の三昧耶曼茶羅摸本は、筆致甚この戲畫に似たり。蓋し請來原本の畫風は失せて、全く僧正の畫と爲りしものならむ。摸寫としては貴すべからずと雖も、僧正の畫風を觀るには却りて宜きのみならず、又以て戲畫を僧正の眞蹟とする微證を助くるに足れり。

第三十九　志貴山緣起繪卷

志貴山緣起繪卷も亦傳へて鳥羽僧正の筆と爲す志貴山歡喜院朝護孫子寺毘沙門天の靈驗を圖したるものにして、現存繪卷物の名品中、最も古きものなり。全部三卷あり、上卷飛倉の卷(山崎長者の卷とも云ふ)中卷延喜加持の卷及下卷尼公の卷これなり。寺社寶物展覽目錄、道の幸等に四卷と爲せるは、太子軍と稱する繪卷物一卷を混同せるものなること、考古書譜に言へるが如し。詞書は、寺傳に謂はゆる行成卿(萬壽四年薨)の年代鳥羽僧正と合はず、古筆了仲の寂蓮法師の筆蹟と鑒定したる見は、考古書譜に採用せられたりと雖も、未だ孰れか正しきを知らず。されどその畫に至りては、これを鳥羽僧正の筆と稱すること古來の寺傳にして、何人の鑒定と云ふにも非ざるが如く、本朝圖畫品目、古畫類聚目錄、古畫目錄、倭錦等の諸書皆これを信じて、毫も疑なく記載せり。唯古來これを僧正の蹟と爲しゝは、恐らくは、飛倉の卷の米俵の飛び行くが、著聞集の僧正の逸話の畫と相似たるより言ひ出でしには非じか。今これを前の戲畫と對較するに、疎密の差は則ちこれありと雖も、健拔勁放の筆致と、往々稍着實を缺きて滑稽の趣を帶びたる人物の極端なる活動及表情の妙味とは、若し強ひて作者を推定むとせば、僧正を推すの最も近かるべきを見るのみ。たゞ戲畫と同く僧正の筆と爲さむには、その徵缺けたり。然れども凡そ本期の製作ならむと憶はるゝを以てこゝに附載す。本書揭ぐる所は即ち延喜加持の卷の一部分なり。由來この繪卷物の詞書は、略宇治拾遺物語に同くして、同書は僧正の父宇治大納言源隆國(承暦元年薨)の著せし宇治大納言物語に、後人の補加して成りしものなりと傳へ、今は昔として、僧正の事をも錄したれば、若しこの繪卷の詞書の本たる同書の「信濃國聖の事」の一段が、後人の補加ならむには、本品の製作年代從ひてその補加の後、即ち恐らくは鎌倉時代に屬すべきものなるやも知るべからず。されど本品の畫風頗る古く、「信濃國聖の事」の一段、或は他の古しと見ゆる諸節と同く、隆國の記しゝ一節の傳はりしものに非ざるにも限らざるべければ、今姑く便宜戲畫の次に編して、尚後考を期す。

第四十　降三世明王像

婆羅門教濕縛派の主神濕縛天の化身なる降三世明王は、祕密佛教建立の五大尊の一なり。本圖は東寺所藏五大尊中の一幅とす。東寺にては弘法大師の筆と傳稱すれども、信じ難し。東寶記に曰く「大治三年三月十三日夜、東寺寶藏炎上之時、眞言院五大尊、十二天燒亡之間、長者勝覺僧正仰覺仁威儀師、新令圖繪之、以小野經藏大師御筆本十二天、五大尊、摸圖」。又曰く「東大寺覺仁威儀師語曰。醍醐權僧正仰云。眞言院十二天、五大尊、東寺寶藏燒失之時燒畢、可然者功ニ書テンヤト被尋。覺仁無力之由申ニ、僧正加力ト云テ、押可奉書之由仰給。仍愁領狀畢。本樣何ト仕ラント申ニ、先年小野經藏大師御筆樣十二天、五大尊アリキ。今有宇治御經藏。宇治殿申トテ申出テ以件本奉書ヤレ〱トゾアリケル。ヘリニハ錦モテストト云々。其ヲ疎忽之由鳥羽院聞食テ、以頭辨雅兼召覺仁。仍一々陳申畢(中略)仍美作法眼ヲ具テ參宮、蒙仰、三日之間寫取畢。其後如法綵テ、錦端指テ奉公家畢。前後二度共被納功畢。以一度功申補威儀師畢。今一功未給云々。本眞言院十二天、五大尊、其緣綵色ニテヲハシキト云々」。又曰く「私云(中略)於五大尊者、恐是爲根本々歟、古物不能左右、但非大師御筆歟、不動像非全目開」。されば この畫大師の親筆本に非ずして、大治三年覺仁が美作法眼と共に寫しゝものなること明なれど、御筆樣の傳寫

なれば、大師筆と稱するなるべし。本圖の製作年代よりも書風の古調なるは、即ち御筆樣の摸寫なるが故に外ならず。こゝを以て畫は大治の作なりと雖も、亦王朝紀の遺風を見ることを得べきものなり。

第四十一　法界寺壁畫天人圖

法界寺は、初め藤原家宗の傳敎大師より與へられたる藥師像を安置せむが爲に、弘仁十三年創立する所にして、その五代の孫資業更に藥師堂を再建し、永承六年この處に退隱し、群書を集めて法界寺文庫を置き、その二子實綱、實政又觀音堂、五大堂を增築して、頗る輪奐の美を具へたりと云ふ。今存する所の藥師堂は、元龜二年織田信長の爲に兵燹に罹りし時、僅に一宇を殘したる元の阿彌陀堂なり。堂內々陣の四柱には、十二光佛を畫きて梵字を書し、その上の小壁には、內面に天人及樂器を畫き、外面には十天及菩薩の坐像を畫き、天井及須彌壇にも種々の繪畫を圖したり。この堂は資業の外曾孫中御門右大臣藤原宗忠の建つる所にして、宗忠の日記(中右記)を閱するに、大治二年二月三日の條に、「今朝爲見堂造作入日野」同月二十八日の條に「沙汰堂作事、內腰壁、門左右築垣漸畢」同月三十日の條に「今日丈六佛二体、奉安置新造日野御堂、雖未造畢、依爲舊像、且奉渡也」同年四月廿四日の條に、「向日野(中畧)令注不足材木」とあり。かくて同五年三月廿五日の條に「今日日野新堂佛奉安置了、是奈良已講仰佛師康助法橋、所奉造之、材木先日運日運度之、於作料者、已講沙汰給也、以七十餘人從南京奉送也、於日野奉塗幷押薄事、追可沙汰也」同年五月九日の條に「於日野奉懸中尊天蓋畢」六月廿二日の條に「早旦相具女子達、入日野、依堂供養事爲營也」とありて、六月廿四日の條に堂供養の事具さに見え、又この堂の緣起を錄し、且曰く「保安元年八月廿二日庚寅日野建立搭一基、奉安置釋迦、多寶像供養、(中畧)同供養彌勒堂、半丈六彌勒佛、塔、四尺釋迦、多寶、新堂、丈六阿彌陀三體、已上日野中建立也」而して同記中又營建懈怠の事屢々記されたるを見れば、この堂は大治二年より着手し、同五年に至りて落成し、佛像は丈六三体の中、二体は舊像、一体は新に康助に作らしめしものとす。されば、この壁畫も亦大治中の作なること明なり。今揭ぐる所は即ち小壁の天人圖十面の一なり。鳳凰堂の繪畫は、扉に非ざる部分も亦板面に畫けるものなれば、本邦古來繪畫の遺品中、土壁に畫きたるは、法隆寺金堂とこの堂とあるのみ。而も約八百年の古物にして、筆痕、彩色尙歷然として保存せられたるのみならず、勁健の筆致、肉色の暈染、共に一種の特趣を有して技術の巧妙なる、眞に藝術史上の重寶なりと謂ふべし。畫風は前來の顯敎風の系統に屬せり。

第四十二　帝釋天像
第四十三　水天像

この二圖は東寺の寶物にして、十二天中の二幅なれども、その尊容東寶記々載の十二天圖に合はず。筆者及製作年暦は、傳說等の徵すべきものなし。その畫風頗る古調なりと雖も、蓋し古樣の傳摸にして、衣服の文樣、設色及截金彩色等、本期の諸遺品殊に前出の炎摩天に似たり。蓋し亦本期の製作ならむ。

第四十四　孔雀明王像

本圖も亦筆者及製作年厤に關する記錄、傳說なし。畫風は比較上古調なる所もあれど、彩色、截金及描線の形式等、前出本期の諸品に類し、その面相は極めて優美にして和化の迹著く、中尊寺の一字金輪彫像(本期末又は平家紀の作)に酷似せり。想ふに亦本期の一遺品ならむ。

第四十五　不空羂索觀自在菩薩像

この畫近頃の鑑識にて春日基光の筆と云ふ。然れども固より信ずべき徵あるに非ず。たゞ本期遺品の一なるべしと想はるゝのみ。

第四十六　藥師如來及十二神將圖

この畫も筆者及製作年厤に關する記錄、傳說なしと雖も、蓋し亦本期の遺品ならむ。設色の趣致頗る異調にして、畫風漸く後の鎌倉時代佛敎畫風の萌芽あるを認む。

第四十七　虛空藏菩薩像

この畫も畫風の鑒識上本期の遺作と想はるゝものゝ一なり。この種の正面の一尊像を、本圖に見るが如き形式の石座の上に書くことは、先にも初期に編したる不空羂索觀音圖ありと雖も、前者は或は影現感見の樣を畫きけむとも想はれて、本圖の如く正式なる胎界の一尊像を石座上に書くことは、これより古きものに見ること稀なり。蓋し本期頃より始まりて鎌倉時代に行はれしならむ

第四十八　鐵塔相承圖

この圖は祕密佛敎の傳說に、龍猛菩薩が南天竺の鐵塔を開きて、金剛薩埵より祕密の經軌を相承せりと云へるを書けるなり。その配景の樹木等、前出の聖衆來迎圖中のものに似たると、人物の高古なる書風とより推考すれば、蓋し本期の一遺作ならむ。

第四十九　注荼半託迦尊者圖

この畫は近江坂本來迎寺の十六羅漢圖中の一幅にして、同寺にては元人錢舜擧の筆と稱すれども、畫風を觀れば日本畫なること明にして、色紙形の文樣の蝶鳥の如きは、これを證するに餘あり。諸矩羅尊者圖の有翼の鬼などには、鳥羽僧正の戲畫等に似たる筆致も見ゆ。恐らくは本期の製作ならむ。

第五十　釋迦牟尼佛涅槃圖

この書は新藥師寺の所藏にして、その製作年曆及筆者は、毫も傳說、記錄の徵すべきものなし。用筆の肥瘦曲折の巧妙なる宋風の影響本圖の如く顯著なるものは、後の鎌倉時代に於ける詫磨派以前に多く見ざる所にして、その樹木の畫風、畫面の古色より考ふれば、凡そ本期の遺作なるべく、前出の再生說法圖に比して、大いに精巧を加へたるを認むべし。

第五十一　扇面寫經下繪（圖其一、其二）

扇面古寫經の世に存ずるもの少からず。大阪の四天王寺には法華經序品の一部(六葉)第六、第七の二卷(壽量品より妙音品迄)無量義經の一部(表紙共二十五葉)觀普賢經の一部(表紙共九葉)東京帝室博物館には同經第八卷(普門品より普賢品迄)を藏し、大和の法隆寺には觀普賢經の一部分なる零本一葉、近江の西教寺にも方便品の一部分一葉を傳ふ。その餘攝津平野村堂町の多治見某亦二葉を藏すと聞く。その寸法多少の不同ありと雖も、料紙、彩色、書法、書風皆共に一樣なるより考ふれば、元法華經及開結二經の一部を成しゝものゝ四天王寺に納められたるが、後諸所に散逸したるならむ。扇面形の料紙に、表には圖樣を書きて經文を書き、裏には金銀の砂子など撒き、これを中央より二つに折りて貼葉せるものなり。こゝに揭ぐる二幀も亦法華經にして、普賢菩薩勸發品初段長行の一部分(其一)と、普門品長行の一部分(其二)とを書せり。この種の扇面寫經は、後出の嚴島經卷に較ぶるに、その裝飾の美固より及ばず。その下繪も亦稍粗にして且癡なりと雖も、畫風は謂はゆる引目鉤鼻の樣式に屬して、而も爾餘同式の諸品(後に出づ)に較ぶるに、その製作年代は本品最も古きものゝ如し。蓋し本品を初めとして、後の嚴島經卷及謂はゆる隆能源氏(後に出づ)を經て紫式部日記に至る系統の樣式は、本期に起れる一特產物なりとす。畫ける所、人物の風俗最も多しと雖も、亦景色圖、花鳥圖等ありて、頗る當時の繪畫の變化を觀るに宜し。たゞその畫は一圖中の人物、他の圖中にも全くその形を同うするものあり。著色は異なれども、その剝落せる所を見れば、骨法の描筆印書に似たる疑あるを以て、印書の骨法に設色せしには非ずやと言ふ者あり。前出勸修寺文書の八大師像版畫ありしこと等も、併せ考ふるに足る。圖樣は別に經典の文句と關係あることなし。その書法寧ろ行家の精技に非ずして、常人の餘藝に似たる觀あるのみならず、經文の書體の頗る癡頓なる所あるよりして、當時の貴女の願に出でゝ、その纖手に成りしには非ずやと言ふ者あり。蓋し或は然らむ。

藤原紀沿革の要略

以上藤原紀に於ける繪畫沿革の要畧を述べて、以て本章を終らむ。その初期に在りては、屛風、障子の畫既に盛に行はれ、葦手、歌繪の如き戲技を生じ、畫家の代表者としては金岡あり。畫風は尙王朝紀唐風の餘波にして、多少纖麗の日本化を萠しぬ。中期に至りては、屛障畫及葦手、歌繪の流行益々盛なることを致し、唐風の畫漸く廢れて、倭繪勃然として興隆し、册子、卷軸及單幀の紙繪に、物語、日記乃至儀式の畫及下繪を作ること多く、繪合の遊戲起り、繪畫鑒評の事亦漸く行はれ、作者には惠心僧都及廣高、爲成あり。常人の間に女流の能畫者多きを加へ、繪佛師の專業成りて、僧綱の補任を受くること始まり、多數の佛像を畫きてこれを供養し、佛殿の壁、扉及經卷の裝飾に彩繪の美を極め、畫風は佛敎畫迄も純然たる和樣を生じて、纖穠優美の極に達しぬ。末期に入りては、巨勢家の末派較々顏色なきに反し、基光、隆能出でゝ、和畫に

一流を開き、以て後世土佐繪所の祖と仰がれ、又詫摩派の漸くその成形を萠せるあり、引目鉤鼻の様式亦起り、繪佛師の妙手輩出し、緇流には鳥羽僧正の天才出で、又義清阿闍梨の如き滑稽畵を專らにせる者ありき。繪卷物の畫も末期に至りて始めて遺品を今に傳ふ。屏風畫は前二期に比して稍廢れたりと雖も、佛教畫の製作は愈〻盛なりき。而して佛教畫は三期を通じて遺品の最大部分を占め、前紀以來の顯教、密教の二風は、本紀に入りても共にその系統を持し、密教風は自然の發展に和化し、纖巧の美を加へて最も多數の遺作を留め、惠心僧都以降從來の二風の外、別に淨土教畫の一風を生じ、中期の初よりは新に宋風の東漸するあり。顯教風はこれと合して、後の詫磨派の成立に資し、又佛傳圖（再生說法及涅槃圖の類）の遺品を今に傳へぬ。

Kongokai Mandara.

Fujiwara period

888 to 970

Owner

Kojima-ji

Yamato.

第十六　金剛界曼荼羅

紫紺綾金銀泥

全幅竪一丈一尺六寸、横九尺八寸

其一　一印會金剛薩埵獨一法身像

其二　理趣會慢金剛女菩薩

大和國高取町　子島寺藏

（第四十二頁參看）

Taisha Mandara.

Fujiwara Period.

888 to 970

Owner – Todaiji

Nara.

第十七　倶舍曼荼羅

絹本著色

竪五尺四寸一分横五尺八寸一分

其一　全圖

其二　一部分　普賢菩薩

奈良　東大寺藏

（第四十三頁參看）

Jion daishi.

Fujiwara Period

888 to 970

Owner - Yakushi ji.

Yamato

第十八　慈恩大師像

絹本著色

竪五尺三寸二分横四尺三寸八分

大和國　藥師寺藏

（第四十三頁參看）

Jikoku Ten.

Fujiwara Period.
888 to 970

Daimio-Kofuku-ji.

Nara.

第十九　持國天像

絹本著色

竪四尺四寸四分、横三尺一寸五分

奈良　興福寺藏

（第四十三頁參看）

Ten jo Ryo wa

Fujiwara period
888 to 770

Owner - Kongobuji

Koyasan,
Kii

第二十　善女龍王像

絹本着色

竪五尺四寸横三尺六寸七分

紀伊國高野山　金剛峯寺藏

（第四十三頁參看）

[illegible]

[illegible]

888 to 970

[illegible]

[illegible]

第二十一 阿彌陀如來像

絹本著色

竪六尺一寸四分横四尺八寸五分

第二十二 觀自在、大勢至二菩薩圖

絹本着色

竪六尺三分、横五尺七寸五分

第二十三 童子圖

絹本着色

竪六尺六寸、横一尺八寸二分

大和國佐保村 法華寺藏

（第四十四頁參看）

Kan-jizai Tai-sei shiji Bosatsu.

Fujiwara period

888 to 990

Owner - Hokeji.

Yamato

Dojo

Fujiwara period
858 to 970

Owner - Hokeji

Yamato.

Kwanjizai Bosatsu.

Fujiwara period
889–1149

Owner – T. Masuda.

Tokyo.

第二十四　不空羂索觀自在菩薩圖

絹本着色

竪三尺四寸六分横二尺九分

東京　益田孝君藏

（第四十四頁參看）

第二十四 本空隱溪贊自畫頂相圖

絹本著色

縱三尺四寸六分 橫二尺一寸九分

畫家 [illegible]

(重要美術品)

Sesshu's work?

Fujiwara Period 989-1087.

Drew By

Keishin sete.

Owner Junji Hachiyanoka.

Koya san.

第二十五　聖衆來迎圖　惠心僧都筆

絹本著色

中　竪六尺九寸三分横六尺九寸五分

左右　各竪六尺九寸三分横三尺四寸七分

其一　全圖

其二　一部分　勢至菩薩

紀伊國高野山　巡寺八幡講共有

（第五十八頁參看）

Shakyamuni Buddha.

Resurrection.

Fujiwara Period 888-1185.

Owner — Chohoji.

Yamato.

第二十六　釋迦牟尼佛再生說法圖

絹本著色

竪五尺二寸六分橫七尺五寸五分

山城國　長法寺藏

（第五十九頁參看）

Bazaiten =
[illegible],
Fujiwara Period [illegible]

(shrine door)

Owner -

Fine Art School of Tokyo.

第二十七 扉繪辯才天及梵天帝釋天圖

板面著色

辯才天圖　竪三尺四寸五分橫二尺八分

梵天帝釋天圖　各三尺四寸五分橫一尺一寸四分

東京美術學校藏

（第五十九頁參看）

Dear of Hiroshi

Fujimura Zenich [illegible]

[illegible] by - Tomemory.

[illegible] Heiwain

Hifo.

Yamashiro

第二十八 鳳凰堂扉繪聖衆來迎圖 爲成筆

板面著色

竪一丈三尺

横一丈一尺

山城國宇治 平等院藏

（第六十頁參看）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

Tokyo.

第二十九　十一面觀自在菩薩像

絹本着色

竪五尺五寸九分横二尺九寸八分

其一　全圖

其二　一部分

東京　益田孝君藏

（第六十頁參看）

Fujin Costume.

Fujiwara Period 889 to 1167.

The Imperial Tokyo Museum.

第三十　普賢菩薩像

絹本著色

竪三尺二寸七分橫二尺四寸七分

其一　全圖

其二　一部分

東京帝室博物館藏

（第六十一頁參看）

Tengen bosatsu.

Fujiwara period, [illegible]

Owner — T. Masuda,

Tokyo.

第三十一　普賢菩薩像

絹本著色

竪三尺五寸七分、横二尺

其一　全圖

其二　一部分

（第六十一頁參看）

東京　益田孝君藏

Kendai sōshi,

Fujiwara Period 9[illegible]-10[illegible].

Daimon — Ichi jō ji

Harima.

第三十二　天台祖師影

絹本著色

竪四尺一寸八分横四尺二寸九分

播磨國下里　一乘寺藏

（第六十一頁參看）

Fujimura Period 1939 to 1947

[illegible] [illegible]

Kyoto

第三十三　山水屏風繪

絹本着色

全圖　四尺六寸五分横八尺

其一　全圖

其二　一扇

京都　敎王護國寺藏

（第六十二頁參看）

（第六十二頁參看）

東洲 [illegible]

注二 [illegible]

注一 金 [illegible]

[illegible]

[illegible]

第二十六 山水 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible],

Yorkshire.

第三十四　釋迦牟尼佛像

絹本著色

竪五尺二寸四分

横二尺八寸二分

山城國高雄　神護寺藏

（第六十三頁參看）

Shakannon ... ([illegible])

Fujimura [illegible] 1922 9 10 11 912

Muro — Kongobuji,

Koya san.

1912

第三十五　釋迦牟尼佛涅槃圖

絹本著色

竪横各八尺九寸四分

第一　全圖

第二　一部分

紀伊國　高野山金剛峯寺藏

（第七十六頁參看）

Enmatsu.

Japanese period 1889 – 1897.

Bon – T. Hara.
Yokohama.

第三十六　炎摩天像

絹本著色

竪五尺二寸四分横二尺八寸一分

横濱　原富太郎君藏

（第七十六頁參看）

[illegible]

縱五尺二寸四分横二尺八寸一分

絹本著色

第三十六　愛染天像

[illegible]

Fujiwara [illegible] 1064 = 11[illegible]

[illegible] — [illegible]

Kyoto

第三十七　炎摩天像

絹本著色

竪三尺七寸一分橫二尺九分

京都　敎王護國寺藏

（第七十七頁參看）

Owari – Takayama f[illegible]

[illegible]

[illegible]

第三十八 戲畫 鳥羽僧正筆

紙本墨畫

竪幅一尺

山城國栂尾 高山寺藏

（第七十七頁參看）

The History of the Shiki-san —
Temple.

Drawn by Yoka Sosho.

Drawing — Shogo Nagasaki.
Yamashiro

第三十九　志貴山緣起繪卷　傳鳥羽僧正筆

紙本著色

竪幅一尺四分

大和國信貴山　長護孫子寺藏

（第七十八頁參看）

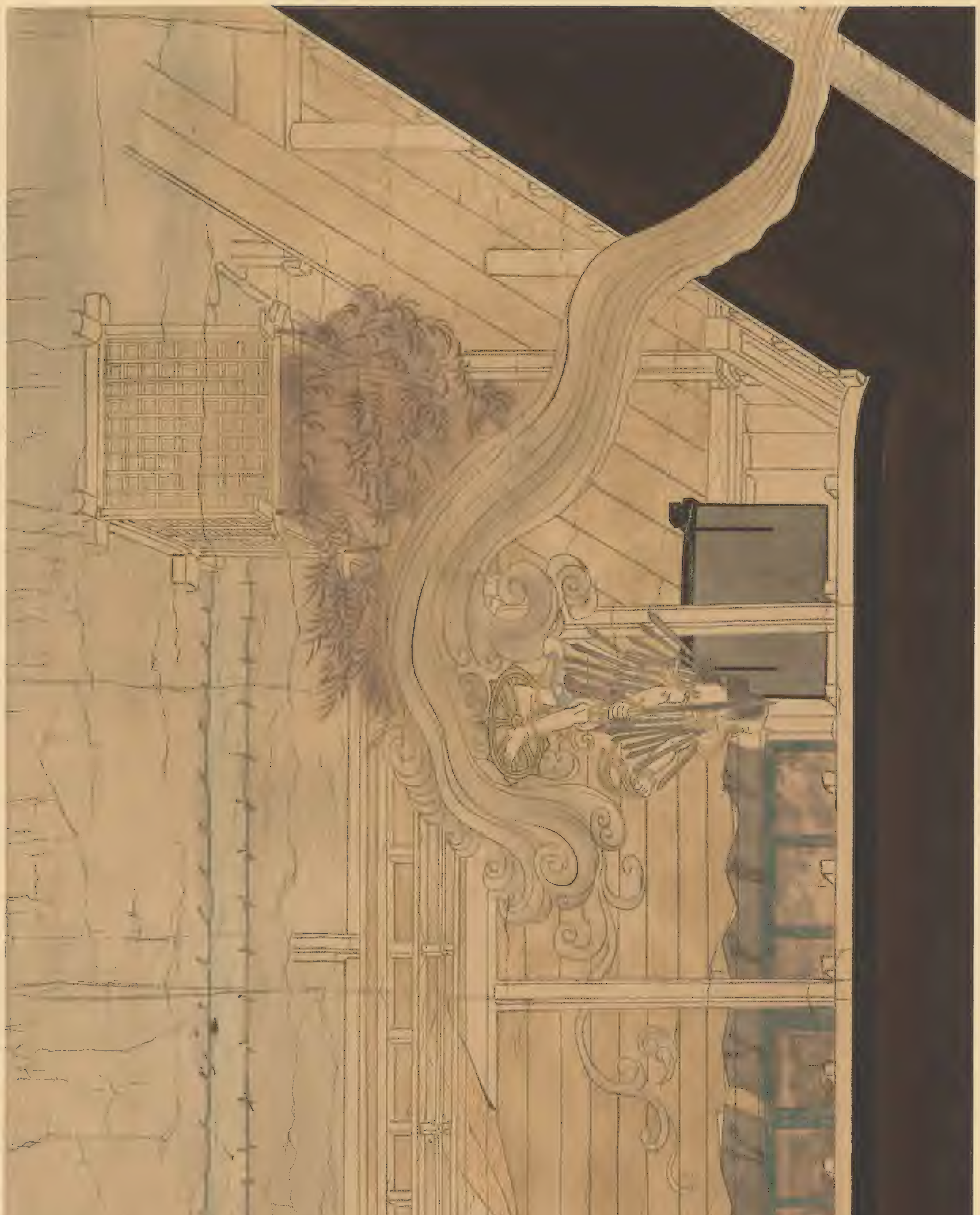

Ko san no miyage.

Fujiwara [illegible], 1967 [illegible]

[illegible] – [illegible]

Kyoto

第四十　降三世明王像

絹本著色

竪五尺二分横四尺一寸三分

京都　教王護國寺藏

（第七十八頁參看）

Painting on wall.

Fujiwara period 1069 to 1146

Amida — Hokai-ji

Hino,

Yamashiro

第四十一　壁畫天人圖

壁面著色

竪一尺六寸横三尺五寸

山城國日野　法界寺藏

（第七十九頁參看）

第四十一　菩薩天人圖

Tei'shaku Ten.

Fujiwara period 1100 to 1185.

[illegible] – Gokoku ji,

Kyoto.

第四十二 帝釋天像
第四十三 水天像

絹本著色

各竪四尺七寸七分橫四尺一寸八分

京都 敎王護國寺藏

（第七十九頁參看）

Suy Ten.

[illegible] 1869 [illegible]

[illegible]

[illegible]

Kinjiro Hagiwara,

Fujiwara period 1469 — 1496,

[illegible] — T. Hara.

Yokohama

第四十四　孔雀明王像

絹本著色

竪四尺八寸橫三尺二寸

橫濱　原富太郎君藏

（第八十頁參看）

[illegible] bosatsu.

Fujiwara period 1069 = 1102

Owner – c/o [illegible]ji

Kwan chi'in

Kyoto

第四十五　不空羂索觀自在菩薩像

絹本著色

竪三尺五寸六分横一尺五寸六分

京都　敎王護國寺塔頭觀智院藏

（第八十頁參看）

Yakushi nyorai,

Fujiwara period 1069 [illegible]

Omuro — Ninnaji,

Koyasan

[illegible]

第四十六　藥師如來及十二神將圖

絹本著色

竪五尺五寸一分橫四尺

紀伊國高野山　櫻池院藏

（第八十頁參看）

插圖四十六　藥師如來及十二神將圖

Kyozo Kuwabara.

Fujiwara period 1069 [illegible]

Anno – Daigoji

Yamashina.

第四十七　虛空藏菩薩像

絹本著色

竪五尺三寸九分横二尺八寸

山城國　醍醐寺藏

（第八十頁參看）

На память о сне.

[illegible] 12.04 [illegible]

[illegible]

[illegible]

第四十八　鐵塔相承圖

絹本著色

竪五尺八寸八分横四尺六寸八分

大坂　藤田傳三郎君藏

（第八十頁參看）

[illegible] son ja.

[illegible]

[illegible] – [illegible]

[illegible]

第四十九　注荼半託迦尊者圖

絹本著色

竪三尺一寸六分橫一尺七寸二分

近江國下坂本　來迎寺藏

（第八十頁參看）

持軸山第十六注荼
半託迦尊者

Shakamunni butsu (seated)

Fujiwara period 1069 – 1102

[illegible] shin yamashiji

Nara

第五十　釋迦牟尼佛涅槃圖

絹本著色

竪六尺二寸横五尺五寸

奈良　新藥師寺藏

（第八十頁參看）

[illegible]

The Imperial Family of [illegible]

第五十一　扇面寫經下繪(其二葉)

紙本著色

各竪八寸三分、横上部徑一尺六寸三分

東京帝室博物館藏

(第八十一頁參看)

娑婆世界說法華經
菩薩衆共來聽受唯願世尊當
男子善女人於如來滅後
經佛告普賢菩薩若善男子善女人
法於如來滅後當得是法華經
護念二者殖衆德本
救一切衆生之心
四法於如來滅後必得是經
白佛言世尊於後五百歲濁惡世中
持是經典者我當守護除其衰患令得安隱
使無伺求得其便者若魔若魔子若魔女若
魔民若爲魔所著者若夜叉若羅剎若鳩槃
荼若毘舍闍若吉蔗若富單那若韋陀羅
諸惱人者皆不得便是人若
經我爾時乘六牙白象
其所而自現身供養
誦法華經故
乘白象王現
忘失一句一偈
利爾時受持
歡喜轉復精進
尼名爲旋陀羅尼
方便陀羅
後五百歲

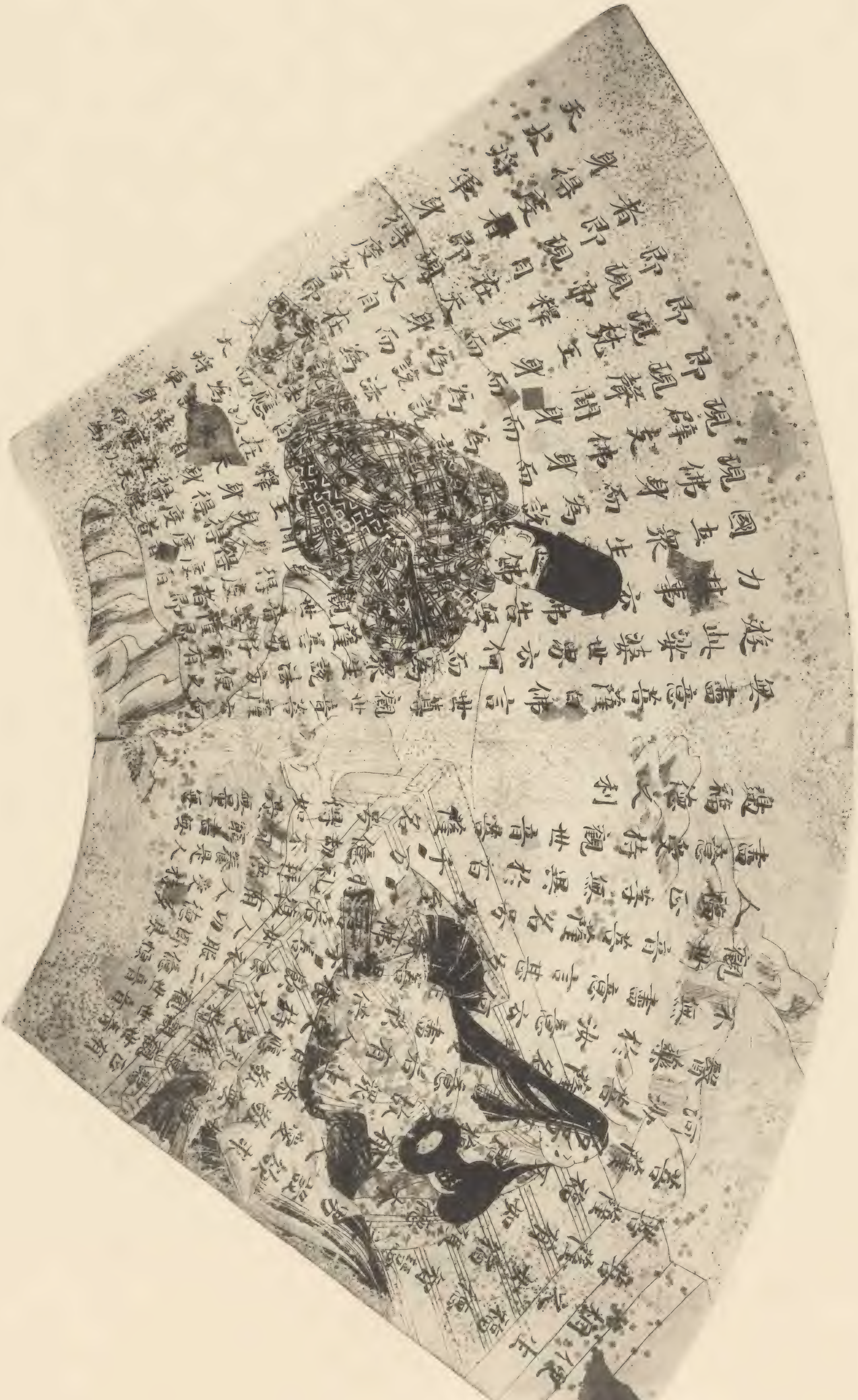

明治四十一年八月二十日印刷
明治四十一年八月二十五日發行
（東洋美術大觀第一冊奥附）

不許複製

編輯兼發行者　東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院代表者　田島志一

印刷者　東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院活版部主任　神田輝夫

印刷兼發行所　東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院
（電話長新橋三〇五五番）

明治四十一年八月二十日印刷
明治四十一年八月二十五日發行

不許複製

發行兼印刷所
審美書院
東京市京橋區新肴町十三番地
（電話新橋三〇五五番）

印刷者 輔田卓大
東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院活版部工場

編輯兼發行者 田島志一
東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院方

SMITHSONIAN INSTITUTION LIBRARIES
3 9088 01652 2625